

施策目標個票

(国土交通省2-⑫)

施策目標	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>全10評価項目のうち、5項目において目標を達成していないが、主要業績指標5項目のうち4項目が目標に近い実績を示していることから、「③相当程度進展あり」と評価する。</p>
	施策の分析	<p>水害・土砂災害への対応として、ハード・ソフト対策が着実に進められている。順調でないと評価した主要業績指標49、50については、近年被災した河川において、当該目標に寄与する整備より優先して、再度災害防止対策を実施せざるを得ず、また、ダムなど大規模な整備は完成するまで効果が発現されないため、目標値のトレンドに達していないが、大規模整備が着実に進捗していることから、引き続き事業を実施し、数値の進捗を図る。</p> <p>主要業績指標51については、国管理河川の洪水浸水想定区域を指定済みであり、783市町村のうち388市町村が想定最大規模に対応したハザードマップを作成・公表し机上訓練を行ったが、新型コロナウイルスの影響や他の自然災害等の訓練を優先させたことにより、結果は思うような進捗ではなかった。今後大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、共有を図ることにより、市町村等が主催する訓練の実績値を向上させていく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	引き続き目標達成に向け、水害・土砂災害の防止・減災を推進する諸施策を実施していくこととする。特に、近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している状況から、土砂災害防止法や水防法等の改正、国土強靱化基本計画に基づき今後も河川改修や砂防設備の整備等のハード対策とハザードマップの作成・公表やタイムラインの策定等のソフト対策を一体的・計画的に推進していく。

	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度
49 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)*及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37%	約47%	約55%	約59%	約64%	約67%	B	約75%
	②約32%	約42%	約47%	約53%	約60%	約65%	B	約77%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	初期値	実績値					評価	目標値
50 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理*、②県管理)	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R2年度
	①約71%	約71.8%	約72.2%	約72.9%	約73.8%	約77%	A	約76%
	②約55%	約55.5%	約55.8%	約56.2%	約56.5%	約57%	B	約60%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
51 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合*	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R2年度
	—	—	6%	26%	44%	50%	B	100%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

業績指標	52 要配慮者利用施設、防災拠点を 保全し、人命を守る土砂災害対策実 施率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約37%	約39%	約40%	約40%	約41%	約42%		約41%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	A	
	53 土砂災害警戒区域等に関する区 域指定数	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約40万区域	約49万区域	約53万区域	約57万区域	約62万区域	約66万区域		約63万区域
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	A		
54 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道 府県数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	17都道府県	44都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県		47都道府県	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	A		
55 国管理河川におけるタイムライン策定数*	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	148市区町村	657市区町村	730市区町村	730市区町村	730市区町村	730市区町村		730市区町村	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	A		
56 最大クラスの洪水等に対応した避難確保・ 浸水防止措置を講じた地下街等の数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	0	75	801	890	931	846		約900	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	B		
参考指標	参20 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の 大規模地震が想定されている地域等における、 水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率(①河 川、②海岸)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約40%	約45%	約48%	約52%	約55%	約60%		約78%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		約82%
	参21 過去10年に床上浸水被害を受けた家屋 のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約6.5万戸	約5.7万戸	約5.3万戸	約4.9万戸	約4.7万戸	約4.4万戸		約4.4万戸
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参22 人口・資産集積地域等の流域貯留施設の 貯留量	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約72万m3	約77万m3	約78万m3	約79万m3	約82万m3	約83万m3		約97万m3
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	参23 土砂災害ハザードマップを作成・公表し、 地域防災計画に土砂災害の防災訓練に関する 記載のある市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
約33%		約67%	約69%	約70%	約80%	約85%	約100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参24 地域防災計画に要配慮者利用施設の 名称及び所在地に関する記載のある市町村の割 合	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	約30%	約47%	約50%	約53%	約83%	約85%		約100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参25 活発な火山活動等があり、噴火に伴う土 砂災害のおそれがある火山における火山砂防 ハザードマップ整備率	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	約44%	約61%	約69%	約84%	約88%	100%		約100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参26 重要交通網にかかる箇所における土砂災 害対策実施率	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	約49%	約51%	約52%	約52%	約53%	約53%		約54%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参27 最大クラスの洪水に対応した浸水想定区 域図の作成数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	-	413	952	1,331	1,333	1,361		約1,200	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	588,102	803,718	839,447	675,414	
		補正予算(b)	147,451	213,527	352,011	-	
		前年度繰越等(c)	218,592	328,893	527,298	-	
		合計(a+b+c)	954,145 <0>	1,346,138 <0>	1,718,756 <0>	675,414 <0>	
	執行額(百万円)		628,589	823,840			
	翌年度繰越額(百万円)		324,684	517,762			
	不用額(百万円)		872	4,536			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川計画課 (課長 佐藤 寿延)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----------	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 4 9

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）*及び②水門・樋門等の耐震化率

評 価	
① B	①目標値：約 7 5 %（令和 2 年度） 実績値：約 6 7 %（令和 2 年度） 初期値：約 3 7 %（平成 2 6 年度）
② B	②目標値：約 7 7 %（令和 2 年度） 実績値：約 6 5 %（令和 2 年度） 初期値：約 3 2 %（平成 2 6 年度）

（指標の定義）

①河川堤防の整備率

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合

②水門・樋門等の耐震化率

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所割合

（目標設定の考え方・根拠）

令和 2 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 2 0 2 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 2 0 日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・第 2 0 3 回国会菅内閣総理大臣所信表明演説（令和 2 年 1 0 月 2 6 日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」
- ・第 2 0 4 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 1 8 日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 0（令和 2 年 7 月 1 7 日）「国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。」
- ・国土強靱化年次計画 2 0 2 0（令和 2 年 6 月 1 8 日）「堤防整備や河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備、堤防決壊を防止又は決壊までの時間を引き延ばす堤防の強化対策、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

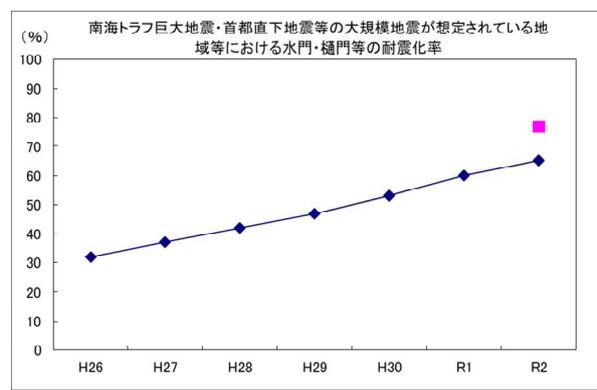
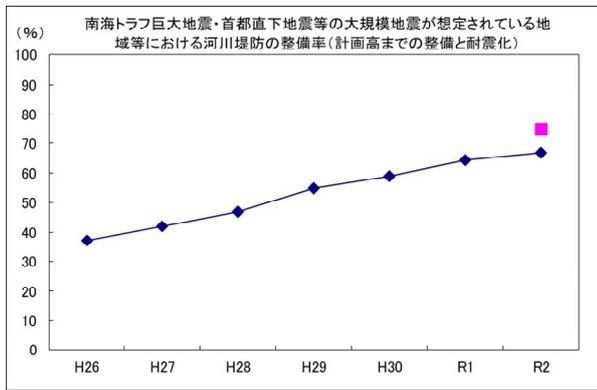
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値						(年度)	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
① 約 3 7 %	① 約 4 2 %	① 約 4 7 %	① 約 5 5 %	① 約 5 9 %	① 約 6 4 %	① 約 6 7 %	
② 約 3 2 %	② 約 3 7 %	② 約 4 2 %	② 約 4 7 %	② 約 5 3 %	② 約 6 0 %	② 約 6 5 %	



主な事務事業等の概要

堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策 (◎)

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：治水事業等関係費（河川関係）	8, 669億円の内数（令和元年度 事業費）
防災・安全交付金	13, 173億円の内数（令和元年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費	36億円の内数（令和元年度） （うち復興36億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）	1, 226億円の内数（令和元年度） （うち復興1, 226億円）
治水事業等関係費（河川関係）	8, 836億円の内数（令和2年度 事業費）
防災・安全交付金	7, 847億円の内数（令和2年度 国費）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費	13億円の内数（令和2年度） （うち復興13億円）
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）	1, 198億円の内数（令和2年度） （うち復興1, 198億円）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 ・令和2年度の実績値は①約67%、②約65%であり、目標に届いていないものの、事業は着実に進捗している。

(事務事業等の実施状況)
 ・大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和2年度の実績値は①約67%、②約65%であり、目標値に届いていないため、評価を「B」とした。
- ・近年、災害が頻発・激甚化しており、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施している状況であるため、目標値に届いていない状況である。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、令和7年度中までに、「南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）及び②水門・樋門等の耐震化率」を①約85%、②約91%と設定した。
- ・上記を踏まえ、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 佐々木 淑充）

業績指標 50

人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理*、②県管理）

評価		
①	A	①目標値：約76%（令和2年度） 実績値：約77%（令和2年度） 初期値：約71%（平成26年度）
②	B	②目標値：約60%（令和2年度） 実績値：約57%（令和2年度） 初期値：約55%（平成26年度）

（指標の定義）

人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合

（目標設定の考え方・根拠）

令和2年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第202回国会施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・第203回国会菅内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」
- ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）「国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。」
- ・国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日）「堤防整備や河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備、堤防決壊を防止又は決壊までの時間を引き延ばす堤防の強化対策、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、ハード・ソフト両面からのダム再生、排水機場、大規模地下貯留施設などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

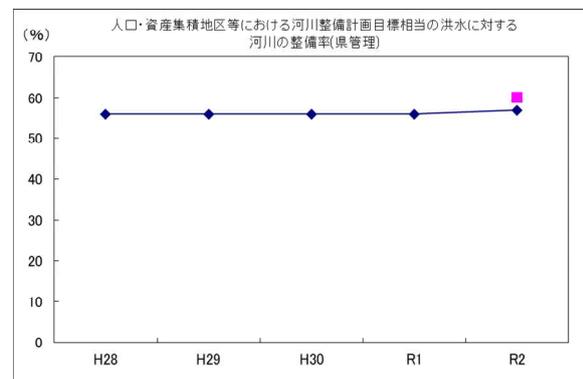
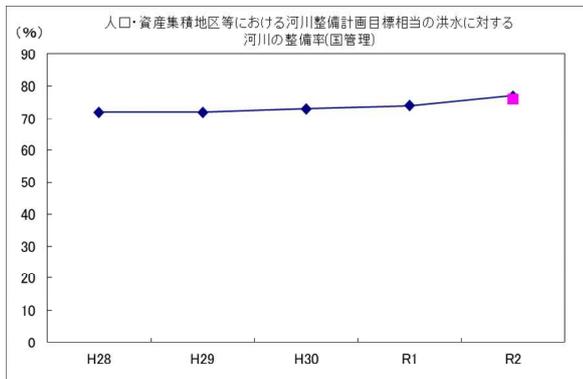
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値						(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
① 約71%	① 約71%	① 約72%	① 約72%	①約73%	① 約74%	①	約77%
② 約55%	② 約55%	② 約56%	② 約56%	②約56%	② 約56%	②	約57%



主な事務事業等の概要

人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 (◎)

(河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等)

予算額：治水事業等関係費（河川関係）	8, 6 6 9 億円の内数（令和元年度 事業費）
防災・安全交付金	1 3, 1 7 3 億円の内数（令和元年度 国費）
治水事業等関係費（河川関係）	8, 8 3 6 億円の内数（令和2年度 事業費）
防災・安全交付金	7, 8 4 7 億円の内数（令和2年度 国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 令和2年度の実績値は①約77%、②約57%である。①は目標を達成した一方、②は目標値に届いていないものの、河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備は着実に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

- 気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、河川改修や洪水調節施設の整備など、予防的な治水対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 令和2年度の実績値は①は約77%で目標を達成したため、評価を「A」とした。②は約57%であり、目標値に届いていないため、評価を「B」とした。
- 近年、災害が頻発・激甚化しており、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施している状況であるため、目標値に届いていない状況である。
- 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、令和7年度中までに「一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率」を（一級）約73%、（二級）約71%と設定した。
- 人口・資産集積地区等に限らず、全国の河川において、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図っていく。
- 上記を踏まえ、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 佐々木 淑充）

業績指標 5 1

最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合*

評 価	
B	目標値：100%（令和2年度） 実績値：50%（令和2年度） 初期値：0%（平成26年度）

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村数の割合（＝①／②％）

①：洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数

②：想定最大規模の洪水に対応した河川における浸水想定区域内に含まれる市町村数（約700市町村：平成28年度）

（目標設定の考え方・根拠）

洪水ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（洪水ハザードマップ作成・情報伝達訓練等実施主体）

（重要政策）**【施政方針】**

・第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

・基本方針（平成30年10月2日）

「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。」

・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

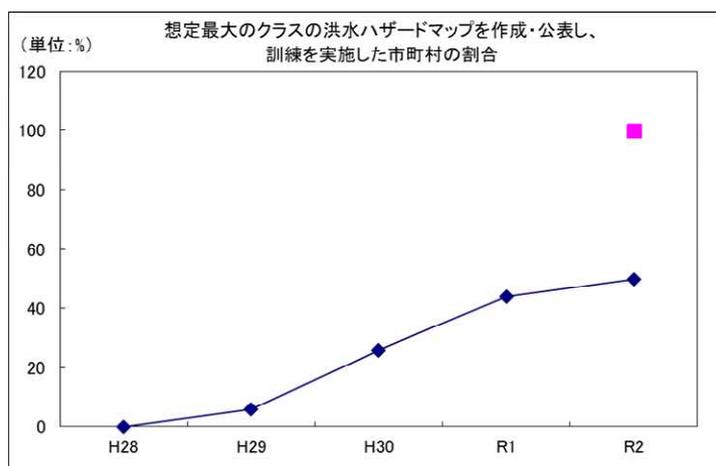
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値（％）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
0	6%	26%	44%	50%	



主な事務事業等の概要

- 市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。
- 予算額：防災・安全交付金
防災・安全交付金により浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施している。各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施している。
- 防災・減災、国土強靱化のための3箇年緊急対策
洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等（都道府県：約150河川、市町村：約800市町村）に対し、予算措置を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 令和2年度の実績値は50%である。
- 最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域図の公表が平成28年度より都道府県において順次公表されており、国管理の448河川における洪水浸水想定区域図についてはすべて作成済みである。
- これを受けて各市区町村において地域防災計画を適宜見直し、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表している。
- 指標の母数である、国管理河川448河川のうち、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる783市町村については、すでに洪水浸水想定区域を指定済みであり、令和2年度においては、388市町村が想定最大規模に対応したハザードマップを作成・公表し机上訓練を行ったことから実績値は50%となっている。

(事務事業等の実施状況)

- 平成29年3月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成公表。
- 最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域図の公表が平成28年度より都道府県において順次公表されている。国管理の448河川における洪水浸水想定区域図についてはすべて作成済みとなっている。
- 最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域図の公表については、平成27年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。(令和2年度の公表：1,345河川(対象約1,375河川中))

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行ってきた。
- 訓練の実施についても、平成28年4月に改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」において洪水ハザードマップの活用事例の掲載を行っている。また、洪水ハザードマップを活用した訓練等の取組事例について、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、共有を図ることにより、今後市町村等が主催する訓練の実績値の向上が期待されてきたが、新型コロナウイルスの影響や他の自然災害等の訓練を優先させたことにより、結果は思うような進捗ではなかった。
- 以上のことから、Bと評価した。
- 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、令和7年度中までに1,388市区町村を対象に「最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等)を実施した市区町村数」と設定したところで

あり、今後は、マイ・タイムラインの取組優良事例の共有や講習会等の担い手確保の取組みを通じて、避難訓練の開催支援強化を図る予定。

- ・本業績指標については、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長 内藤 正彦）

業績指標 5 2

要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率*

評 価

A	目標値：約 41%（令和 2 年度） 実績値：約 42%（令和 2 年度） 初期値：約 37%（平成 26 年度）
---	---

（指標の定義）

【分子】 分母のうち、対策に着手した危険箇所

【分母】 要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域、集落（人家 50 戸以上）にかかる土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所数

（目標設定の考え方・根拠）

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

・ 第 1 9 3 回国会施政方針演説（平成 2 9 年 1 月 2 0 日）

「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

・ 第 1 9 6 回国会施政方針演説（平成 3 0 年 1 月 2 2 日）

「防災、減災に取り組み、国土強靱（じん）化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧・復興を引き続き、力強く支援してまいります。」

・ 第 1 9 8 回国会施政方針演説（平成 3 1 年 1 月 2 8 日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

・ 国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

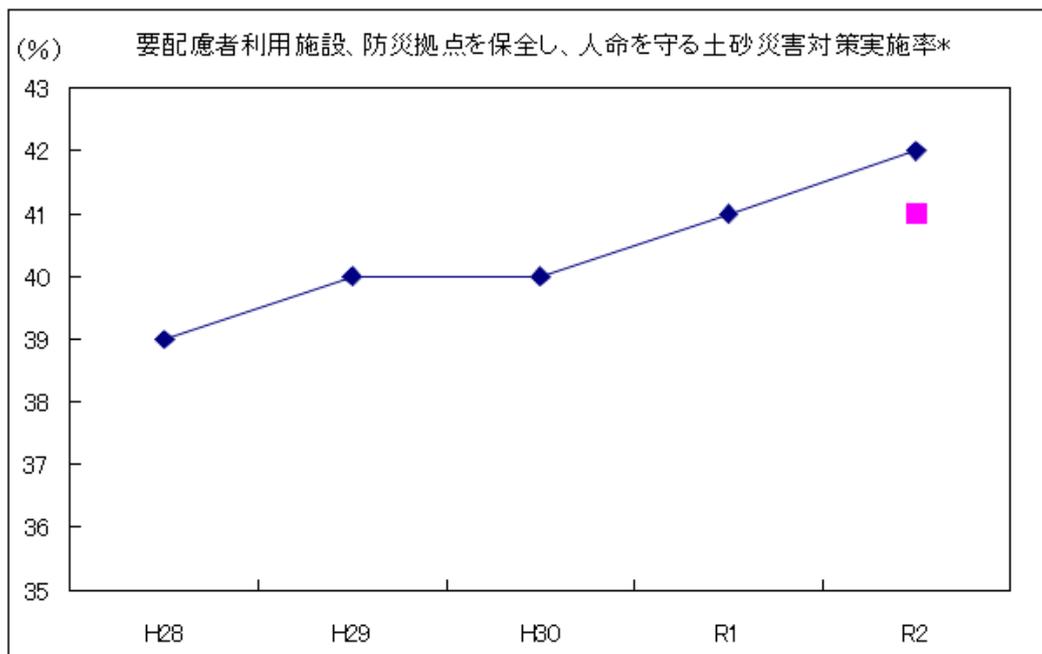
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
約 3 9 %	約 4 0 %	約 4 0 %	約 4 1 %	約 4 2 %



主な事務事業等の概要

(予算)

①砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

②地すべり防止施設の整備

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

③急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：

砂防事業費等 1, 6 6 2 億円の内数 (令和元年度事業費)

砂防事業費等 (補正) 5 3 8 億円の内数 (令和元年度事業費)

社会資本整備総合交付金 1 7, 3 0 7 億円の内数 (令和元年度事業費)

社会資本整備総合交付金 (補正) 1, 2 4 0 億円の内数 (令和元年度事業費)

防災・安全交付金 2 4, 7 6 6 億円の内数 (令和元年度事業費)

防災・安全交付金 (補正) 4, 3 5 3 億円の内数 (令和元年度事業費)

沖縄振興公共投資交付金 5 3 2 億円の内数 (令和元年度国費)

砂防事業費等 1, 7 9 7 億円の内数 (令和2年度事業費)

砂防事業費等 (補正) 6 6 3 億円の内数 (令和2年度事業費)

社会資本整備総合交付金 1 5, 0 5 8 億円の内数 (令和2年度事業費)

社会資本整備総合交付金 (補正) 2, 1 9 1 億円の内数 (令和2年度事業費)

防災・安全交付金 1 9, 7 4 0 億円の内数 (令和2年度事業費)

防災・安全交付金 (補正) 8, 3 8 2 億円の内数 (令和2年度事業費)

沖縄振興公共投資交付金 4 9 2 億円の内数 (令和2年度国費)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例（固定資産税）

砂防法第2条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

令和2年度末の実績は、約42%であり、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

- ・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や、要配慮者利用施設や防災拠点や人家50戸以上等の人命を守る効果の高い箇所保全については、従来から予防的な対策に取り組んできた。
- ・平成28年熊本地震への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。
- ・要配慮者利用施設の保全は、平成10年8月の福島県での要配慮者利用施設の被災（死者5名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。
- ・平成21年7月には山口県で要配慮者利用施設の被災（死者7名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による要配慮者利用施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成21年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係7府省庁連名で、要配慮者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。
- ・平成23年7月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。
- ・平成26年8月の広島土砂災害を受け、平成26年11月に土砂災害防止法を一部改正し基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等を義務づけたことにより、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図っているところ。
- ・令和2年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標は目標を達成したことから「A」と評価した。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率を令和7年度末までに約33%、重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率を令和7年度末までに約27%、市役所、町役場および支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率を令和7年度末までに約36%と設定した。
- ・今後地域のライフライン、地域の中心集落等を結ぶ重要交通網、さらに地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進する。
- ・本業績指標については、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 草野 慎一）

業績指標 53

土砂災害警戒区域等に関する区域指定数

評 価

A	目標値：約 63 万区域（令和 2 年度） 実績値：約 66 万区域（令和 2 年度） 初期値：約 40 万区域（平成 26 年度）
---	--

(指標の定義)

【定義：区域指定数】土砂災害警戒区域の指定数

(目標設定の考え方・根拠)

土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
「防災、減災に取り組み、国土強靱（じん）化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧・復興を引き続き、力強く支援してまいります。」
- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

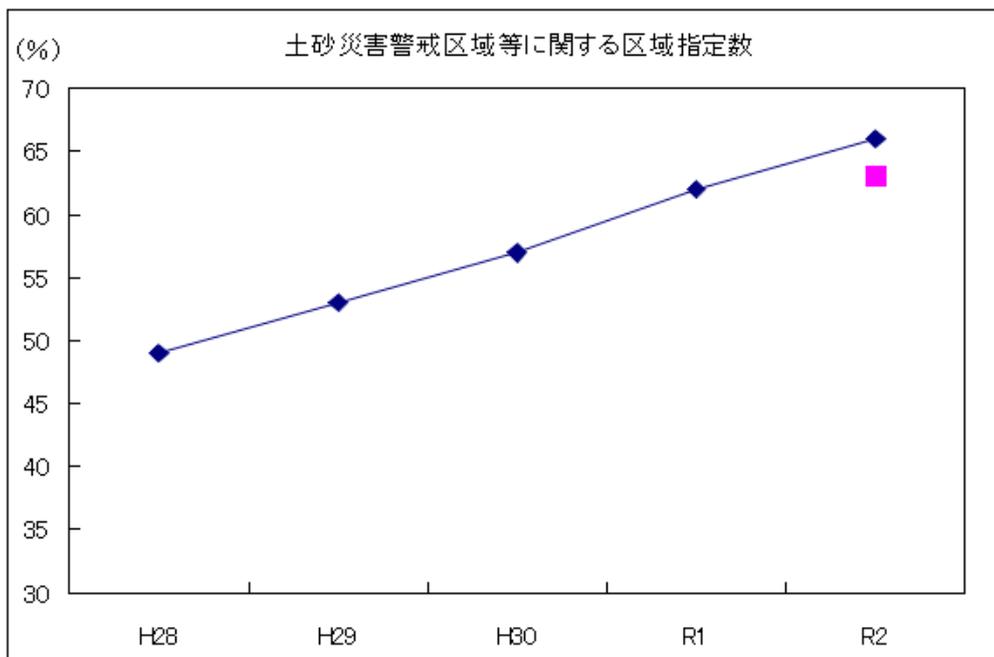
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 4 9 万区域	約 5 3 万区域	約 5 7 万区域	約 6 2 万区域	約 6 6 万区域	



主な事務事業等の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：

防災・安全交付金 24,766億円の内数 (令和元年度事業費)

防災・安全交付金 (補正) 4,353億円の内数 (令和元年度事業費)

防災・安全交付金 19,740億円の内数 (令和2年度事業費)

防災・安全交付金 (補正) 8,382億円の内数 (令和2年度事業費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

区域指定数

順調である。

令和2年度末の実績は、約66万区域であり、目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- 平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。
- 平成17年7月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 平成23年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。
- 平成26年11月の同法の一部改正では、基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通

知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等が義務づけられた。また、平成27年1月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県が実施目標を設定することや避難場所、避難経路の設定、ハザードマップの作成等、市町村地域防災計画の見直しにかかる事項について述べるなど、警戒避難体制の充実・強化に向けた土砂災害対策を促進している。

- ・毎年6月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- ・令和元年度末までに、全国において基礎調査が一通り完了し、約67万区域の土砂災害リスクが明らかとなった。また、全国で約62万区域の土砂災害警戒区域が指定された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標は令和2年度に目標を達成した。
- ・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数を令和7年度末まで約56,000箇所と設定した。
- ・今後、土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせた土砂災害に強い地域づくり、及びハザードエリアからの居住移転を推進する。
- ・本業績指標については、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 草野 慎一)

業績指標 54

TEC-FORCE と連携し訓練を実施した都道府県数

評価

A	目標値：47都道府県（令和2年度） 実績値：47都道府県（令和2年度） 初期値：17都道府県（平成26年度）
---	--

(指標の定義)

地方自治体が実施する訓練に TEC-FORCE が実働で参加する都道府県の数

(目標設定の考え方・根拠)

大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体の実働訓練に TEC-FORCE が参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。

早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、令和2年度までに全都道府県で実施することを目標としている。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

全国都道府県

(重要政策)

【施政方針】

—

【閣議決定】

国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）「第3章に記載あり」

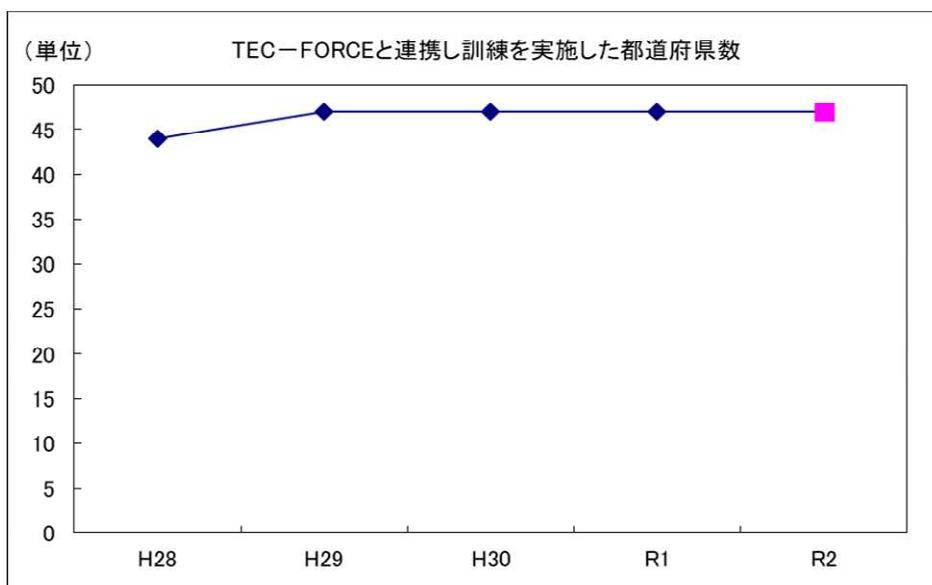
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

—

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
44	47	47	47	47	47



主な事務事業等の概要

・TEC-FORCEによる技術的支援の内容や過去の災害における活動例等について周知・説明、各都道府県と連携した訓練を継続する事により災害対応力向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・TEC-FORCEと都道府県が連携した訓練を実施した都道府県は、平成29年度に47となり、目標値を達成している。

(事務事業等の実施状況)

・地方自治体に対して、TEC-FORCEによる自治体支援の内容を周知し、過去の災害における活動事例等の説明を実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・訓練を実施した都道府県数が47都道府県となり目標値を達成したことからAと評価した。(平成29年度に目標値を達成済み)
また、本指標の目標を達成したことから、本指標は廃止する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局防災課災害対策室 (防災課長 朝堀 泰明 室長 田中 克直)

関係課：該当無し

業績指標 55

国管理河川におけるタイムライン策定数*

評 価

A	目標値：730市町村（令和2年度） 実績値：730市町村（令和2年度） 初期値：148市町村（平成26年度）
---	--

(指標の定義)

国管理河川の洪水浸水想定区域内にある市区町村における、避難勧告着目型タイムライン策定市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

令和2年度までに、国管理河川の洪水浸水想定区域内の市区町村（730市区町村）全てにおいて、避難勧告着目型タイムラインを策定することを目標として設定

(外部要因)

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）
 「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」

・第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

・基本方針（平成30年10月2日）

「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。」

・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

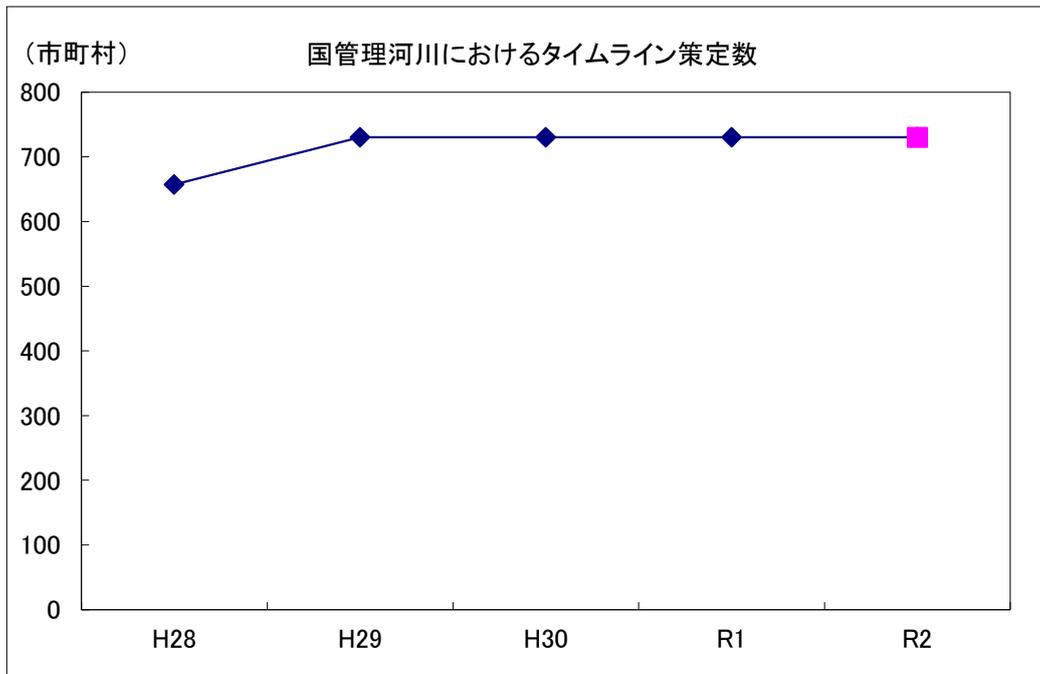
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（H27.09 閣議決定）

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
657市町村	730市町村	730市町村	730市町村	730市町村	730市町村



主な事務事業等の概要

災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化 (◎)

気象予測等により事前の予測がある程度可能となる水害等に対しては、関係機関が事前にとるべき行動を時系列で示すタイムラインを策定し、円滑な防災対応に活用する取組を促進する必要がある。そこで市区町村における避難勧告の的確な発令を支援するため、市区町村と協力して避難勧告着目型タイムラインの策定を推進する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備にかかる施策に関するものである

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「達成した」

平成 29 年度時点で既に目標値を達成済み

(事務事業等の実施状況)

国管理河川の洪水浸水想定区域内の市区町村 (730 市区町村) 全てにおいて、水害対応タイムラインを作成済みであるが、取組の実効性を高めるためには、作成した水害対応タイムラインを実践や訓練等の場で活用するとともに、その中で明らかとなった課題等を踏まえて、内容の改善を図ることが必要

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標については既に目標値を達成済みである。また、作成した水害対応タイムラインの訓練等で活用、内容の改善については、大規模氾濫減災協議会の場などを通じて、関係市町村との間で取組を進めているところであり、A と評価した。さらに、今後は流域内での連携を進める。

・業績指標のアウトカムは達成したため、本業績指標は廃止する。なお、引き続き、タイムラインの実効性を高めるための取組を進める。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課 (課長 内藤 正彦)

関係課：

業績指標 56

最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数

評価

B	目標値：約900（令和2年度） 実績値：846（平成29年度） 初期値：0（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数

（目標設定の考え方・根拠）

令和2年度までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- 地方自治体（都道府県）（洪水、内水、高潮の浸水想定区域の指定・公表）
- 地方自治体（市町村）（内水の浸水想定区域の指定・公表、地域防災計画の作成）
- 地下街等管理者・所有者（避難確保・浸水防止対策の実施）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）
「治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）
「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・基本方針（平成30年10月2日）
「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

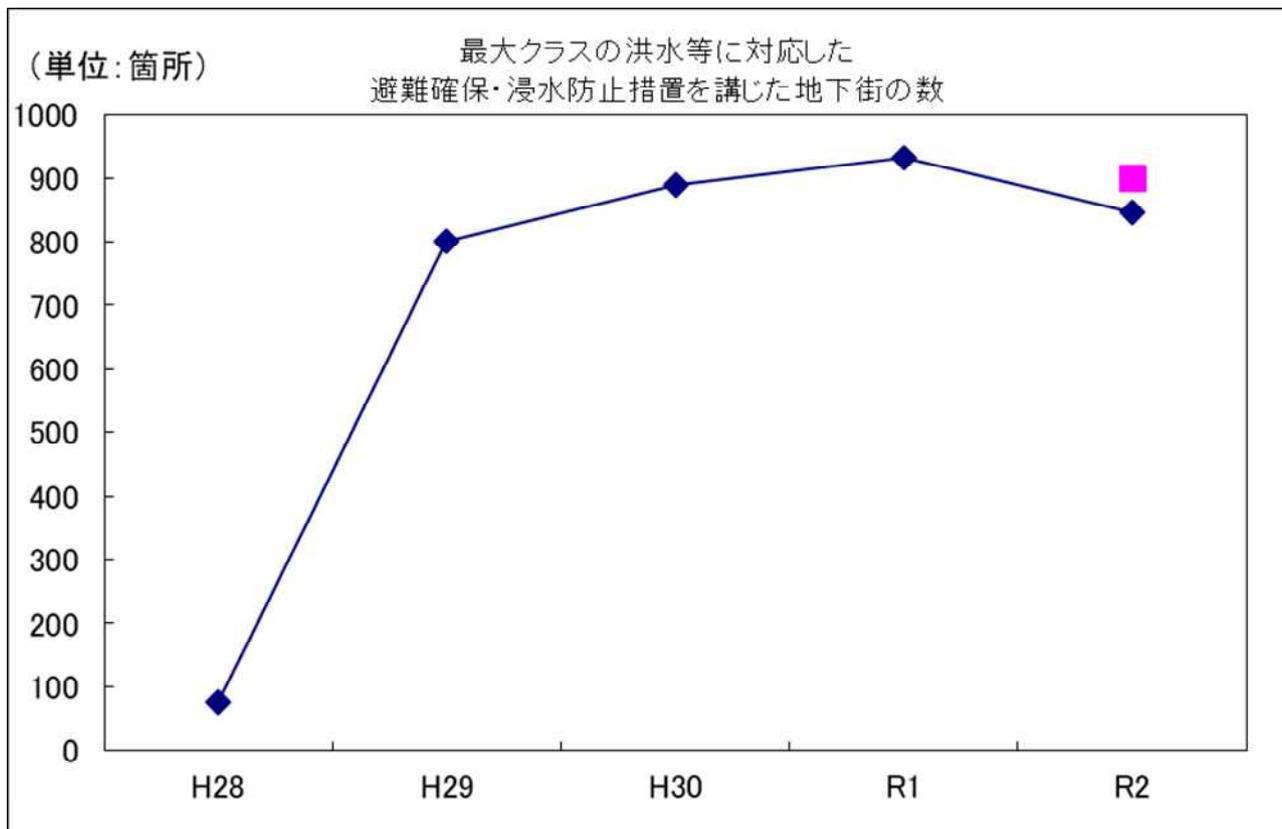
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
75	801	890	931 (73%)	846 (87%)	



主な事務事業等の概要

・地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで、地下街等における防災・減災対策を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・指標の母数については、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等の施設数であるが、市町村は地下街等の定義を見直す場合があり、令和元年度末時点では1274施設あった地下街が、令和2年度末時点では972施設に減少している。
- ・避難確保・浸水防止計画が作成された地下街等の施設数は、令和元年度末時点では931施設と目標値900施設を達成できていたが、上記による地下街等の施設数の減少により、令和2年度の実績値は、846施設となり、目標値900施設に対して達成できていない。

(事務事業等の実施状況)

- ・取組の促進が必要な地方公共団体に職員を派遣し、助言を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成が進むよう、都道府県を通じて手引き等の通知をしてきた。
- ・しかしながら、目標値以上の地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成が進まず、特に、地下街等の数が多い自治体では、一層の取組促進が必要である。
- ・以上のことから、目標値に達していないためBと評価した。
- ・今後は、目標達成に向け、作成が進んでいない地下街等に対して個別にオンライン等を活用し作成を促進していく。
- ・また、新たな社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）では、指標として最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数（目標年度：令和7年度、972）を設定した。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長 内藤 正彦）
関係課： 下水道部流域管理官

施策目標個票

(国土交通省2-⑬)

施策目標	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p style="text-align: center;">(各行政機関共通区分)</p> <p style="text-align: center;">③相当程度進展あり</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p>海岸事業等の既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を推進してきたが、目標年度における目標を達成しなかった。しかし主要な業績指標である3評価項目のうち、2評価項目において、おおむね目標に近い実績を示していることから、全体として「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>業績指標57は、目標値が69%のところ実績値が65%にとどまった。復旧・復興事業の一部の地区において関連工事との調整などやむを得ない事情により進捗が遅れているが、早期の目標達成を目指す。引き続き、大規模地震が想定される地域等で、海岸堤防等の整備を重点的に推進していく。</p> <p>業績指標58は、津波については進捗してきたが、高潮については更なる推進が必要である。「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「ハザードマップ作成支援ツール」の活用を促進し、また、都道府県が実施する説明会等に職員を派遣し助言することで、実績値の向上が期待される。</p>
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、海岸事業等の既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進め、津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進していく。

業績指標	57 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)*	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約39%	46%	47%	53%	58%	65%		B
	年度ごとの目標値	-							-
	58 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(①津波*、②高潮*)	初期値	実績値					評価	目標値
H26年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
①0% ②-		①60% ②-	①65% ②-	①70% ②0%	①72% ②25%	①76% ②5%	①B ②B		①100% ②100%
年度ごとの目標値	-							-	
参考指標	20 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率(①河川、②海岸)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		①約40% ②約43%	①45% ②52%	①48% ②56%	①52% ②63%	①55% ②71%	①60% ②85%		①約78% ②約82%
	年度ごとの目標値	-							-
	28 侵食海岸において現状の汀線防護が完了した割合	初期値	実績値					評価	目標値
H26年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
約74%		77%	77%	78%	78%	78%	76%		
年度ごとの目標値	-							-	

29 最大クラスの津波・高潮に対応した浸水想定区域図を作成した都道府県数(①津波、②高潮)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①22 ②0	①30 ②0	①34 ②2	①36 ②3	①36 ②7	①37 ②14		①39 ②19
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	21,241	29,117	28,929	24,553
補正予算(b)		7,355	8,940	10,042	-	
前年度繰越等(c)		7,692	14,260	19,362	-	
合計(a+b+c)		36,288 <0>	52,317 <0>	58,333 <0>	24,553 <0>	
執行額(百万円)		22,005	32,950			
翌年度繰越額(百万円)		14,261	19,362			
不用額(百万円)		22	5			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 港湾局	作成責任者名	水管理・国土保全局海岸室 (室長 奥田 晃久) 港湾局海岸・防災課 (課長 西村 拓)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	--	----------	--------

業績指標 57

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）*

評 価	
B	目標値：69%（令和2年度） 実績値：65%（令和2年度） 初期値：39%（平成26年度）

（指標の定義）

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等（堤防、護岸、胸壁）の整備率＝①／②

①：南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における海岸堤防等の総延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している延長

②：上記対象海岸における海岸堤防等の総延長

（目標設定の考え方・根拠）

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、平成32年度末までの完了を目指し、工事を推進している状況である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として令和2年度末までに達成可能な値として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第201回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）

「相次ぐ自然災害の教訓を活かし、全国で、川底の掘削、堤防の整備、無電柱化を進めます。送電線の計画的な更新、電力会社、自衛隊、自治体の平時からの連携などにより、強靱（じん）な電力供給体制を構築します。防災・減災、国土強靱（じん）化を進め、災害に強い故郷（ふるさと）を創り上げてまいります。」

【閣議決定】

- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の確かつわたりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
- ・基本方針（令和元年9月11日）「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。」

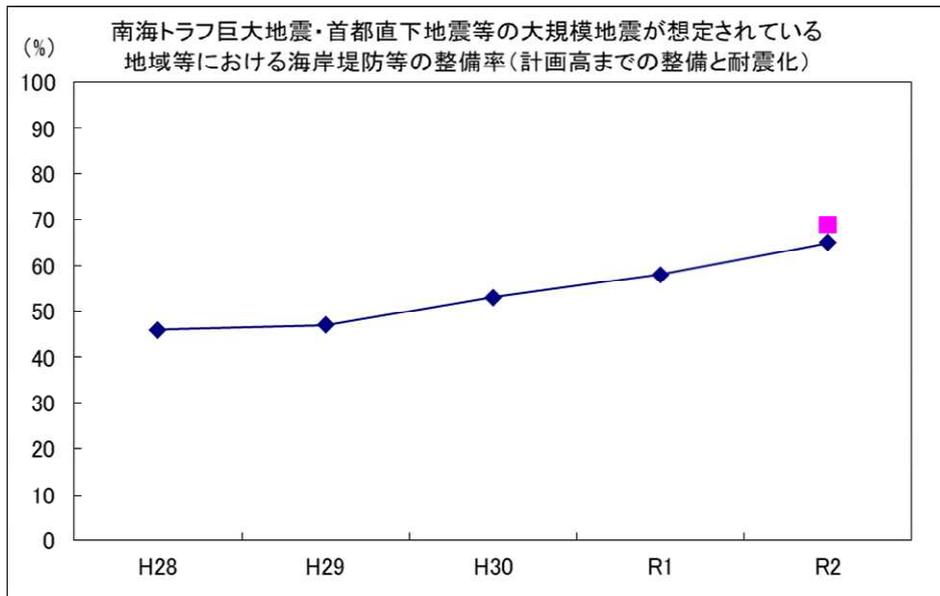
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
46%	47%	53%	58%	65%	



主な事務事業等の概要

海岸堤防等の耐震化等 (◎)

海岸堤防等の耐震化等を実施することにより、地震発生に伴う海岸堤防等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 324 億円 (令和元年度国費 (臨時・特別の措置を含む)) の内数

防災・安全交付金 13,173 億円 (令和元年度国費 (臨時・特別の措置を含む)) の内数

海岸事業費 315 億円 (令和2年度国費 (臨時・特別の措置を含む)) の内数

防災・安全交付金 10,388 億円 (令和2年度国費 (臨時・特別の措置を含む)) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 令和2年度の目標値が69%のところ、実績値は65%となった。

(事務事業等の実施状況)

- 海岸堤防等の着実な整備に取り組んでいるところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 令和2年度の目標値が69%のところ実績値は65%となり、着実に進捗しているものの、目標達成には至らなかったことからB評価とした。目標未達成の要因として、東日本大震災の被災地において、事業期間を令和2年度までとしていたところ、関連工事との調整などやむを得ない事情により未完了となった事業があることが挙げられる。
- 東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、令和2年度末で全ての地区で着工し、85%の地区で完了している。(令和3年3月末時点)
- 新たな社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、指標として、南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率(目標年度：令和7年度、目標値：59%)と設定した。
- 引き続き、大規模地震が想定される地域等で、海岸堤防等の整備を重点的に推進することにより、早期の目標達成を目指す。
- 本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局海岸室(室長 奥田 晃久)、港湾局海岸・防災課(課長 西村 拓)

関係課：

業績指標 58

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（①津波*、②高潮*）

評価

① B
② B

目標値：①100%、②100%（令和2年度）
実績値：①76%、②5%（令和2年度）
初期値：①0%、②0%（平成26年度）

（指標の定義）

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（津波=①/②% 高潮=③/④%）

- ①：ハザードマップを作成・公表し、訓練等*を実施した市区町村数
- ②：津波災害警戒区域内に存する市区町村数
- ③：ハザードマップを作成・公表し、訓練等*を実施した市区町村数
- ④：高潮浸水想定区域内に存する市区町村数

※机上訓練、情報伝達訓練等

（目標設定の考え方・根拠）

ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、その進捗状況を図る指標として、令和2年度までに100%とすることを目標とする

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定、高潮浸水想定区域の指定）
地方自治体（市区町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱（じん）化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・基本方針（平成30年10月2日）
- 「近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

【閣決（重点）】

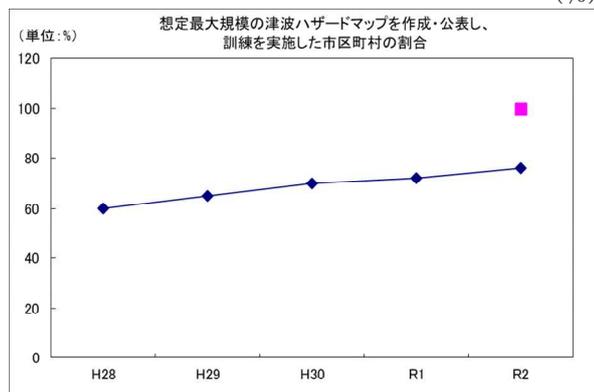
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

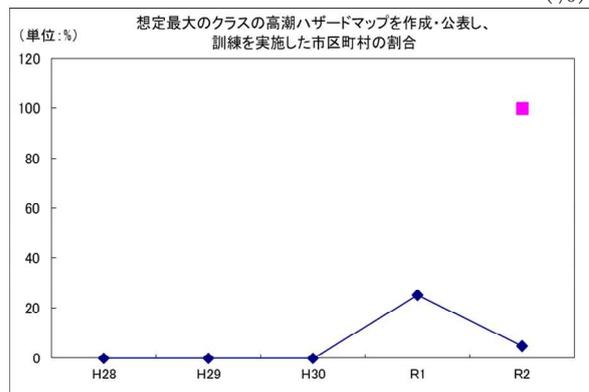
なし

過去の実績値（%）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
津波：60 高潮：0	津波：65 高潮：0	津波：70 高潮：0	津波：72 高潮：25	津波：76 高潮：5	

(%)



(%)



主な事務事業等の概要

・市区町村の津波・高潮ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、津波・高潮発生時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度の実績値は、津波ハザードマップについては76%であり、目標年度における目標は達成しなかった。なお、平成24年度より最大クラスの津波浸水想定を踏まえた警戒区域の指定が進んでおり、また、「水害ハザードマップ作成の手引き」を公表していることから、市区町村による津波ハザードマップの作成・公表が今後、より一層推進されることが期待される。

一方、高潮ハザードマップについては、令和2年度の実績値は5%であり、目標年度における目標は達成しなかった。なお、R1年度実績値(25%)の分母である16市町(R1年水防法フォローアップ調査)に対し、R2年度実績値(5%)の分母である94市区町であり、新たに78市区町(R2年水防法フォローアップ調査)増加している。

平成27年に水防法が一部改正され、想定しうる最大規模の高潮に対し都道府県が浸水想定区域を指定・公表することが位置づけられ、平成30年度に福岡県(玄界灘)において、全国で初めて高潮浸水想定区域の指定・公表がなされ、令和2年度末には福岡県を含む5都府県で指定・公表がなされたところである。高潮浸水想定区域の指定・公表を踏まえ、今後、市区町村は高潮ハザードマップの作成・公表、訓練等を順次実施していくことになる。ハザードマップを活用した訓練の実施について都道府県を通じ市区町村への周知を促しており、実績値の向上が期待される。

(事務事業等の実施状況)

- ・市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成を促進するため、平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂。
- ・平成29年3月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成・公表。
- ・都道府県が市区町村の職員等を集めて実施する説明会等に職員を派遣し、ハザードマップの作成等について助言。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・津波ハザードマップに関する指標は目標に向けて進捗してきたが、目標年度における目標を達成しなかったため、B評価とした。高潮ハザードマップに関する指標は目標に向けて順調でなく、更なる推進が必要であるためB評価とした。
- ・今後、都道府県による高潮浸水想定区域の指定・公表及び市区町村による高潮ハザードマップの作成・公表が一層進むよう、各都道府県に対して技術的助言や先行事例の共有など、支援をさらに充実させる。
- ・都道府県が実施する説明会等に職員を派遣し助言するとともに、ハザードマップ作成に取り組む市区町村に対して、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「ハザードマップ作成支援ツール」の活用を促進することにより、市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。併せて、市区町村への周知を的確に行うことにより、ハザードマップを活用した津波及び高潮を想定した避難訓練等の防災訓練にかかる実績値の向上が期待される。
- ・なお、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、津波ハザードマップについては、令和7年度までに257市区町村を対象に、「最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数」を設定し、また、高潮ハザードマップについては、令和7年度までに95市区町村を対象に「最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数」と設定したところである。今後は、適宜フォローアップを行うなど進捗管理を徹底しつつ、市町村への技術的支援や先行事例の情報提供等を行う他、マイ・タイムラインの取組優良事例の共有や講習会等の担い手確保の取組みを通じて、避難訓練の開催支援強化を図る予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 内藤 正彦）

施策目標個票

(国土交通省2-⑭)

<p>施策目標</p>	<p>公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p>	
<p>施策目標の概要及び達成すべき目標</p>	<p>鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する</p>	
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標である15、59、60②、61、62、63②③④については、着実に進捗しており、全10項目のうち8項目においては目標達成見込みとなっている。一方、業績指標60①及び業績指標63①については目標に達していないが、おおむね目標に近い実績を示していることを踏まえ、相当程度進展ありが妥当と判断した</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【現状】 (大臣官房運輸安全監理官) 経営トップの主体的な関与の下、現場を含む事業者が一丸となった安全管理体制の構築を目指し、国がその状況を確認して評価する運輸安全マネジメント評価については、対象事業者が10,266名であり、これまでに延べ11,459名に対して実施した。(令和3年3月31日時点) また、運輸安全マネジメント制度の理解向上を目的として、国が定期的実施する運輸安全マネジメントセミナー及び、国が認定した民間機関等が実施するセミナーである認定セミナーを実施しており、これまでに延べ98,609名が受講した。(令和3年3月31日時点) またこれらの制度は交通政策基本計画にも位置付けられ、運輸安全マネジメント制度の更なる実効性向上や、全事業者への同制度のコンセプトの普及等、充実強化を図っており、運輸事業者における輸送の安全の取組が年を追うごとに充実してきている。 (鉄道) 業績指標15ホームドア整備駅数については、平成25年度から令和元年度にかけて毎年度平均約45駅増加しており、令和元年度に目標を1年前倒して達成した。 業績指標59については、おおむね増加傾向にあり、耐震補強の予算について、目標年度である令和4年度における目標達成に向けて、所要の額を計上しており、今後、主要鉄道路線の耐震化率は着実に向上することが見込まれる。 (自動車) 業績指標60については、事業用自動車による交通事故死者数と事業用自動車による人身事故件数のいずれも、減少傾向で推移している。 (海事) 業績指標61については、海難船舶隻数は、中長期的に見ると減少傾向にあり、これまでの施策が有効であると考えられる。平成30年においては前年と比較して増加しているが、これは台風の発生数増加及び接近数増加が原因の1つである。 業績指標62については、船員災害防止のための自主改善活動の導入、安全衛生講習の実施、作業別の災害防止対策の周知等の効果により、目標に向け船員災害発生率が減少している。 (航空) 業績指標63国内航空事故発生件数は、気象条件等の外部要因の影響により各年毎に変動があるため、①定期便を運航する本邦航空運送事業者については、航空機事故が多く発生してしまい目標値を超える結果となった。また、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び ③国、地方公共団体 ④個人に係る航空事故発生率については目標値を下回る結果となった。 【課題と今後の方向性】 (大臣官房運輸安全監理官) 運輸審議会の答申(平成29年7月)、政策レビュー評価(令和3年3月)を踏まえて、運輸安全マネジメント制度の充実強化及び事業者の取組の深化を促進する。 また、「運輸安全マネジメントセミナー」及び「認定セミナー」の実施、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」の開催等により、制度の普及啓発を図り、運輸事業者の安全意識の更なる向上を目指す。 (鉄道) 業績指標15については、ホームドアの整備駅数は順調に推移している。引き続き、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。 業績指標59については、今後も引き続き、耐震補強工事に必要な額を計上し、令和4年度における目標達成に向けて着実に耐震化を推進していく。 (自動車) 今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、「事業用自動車総合安全プラン2020」策定時からの環境変化を踏まえて令和3年3月にとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。 (海事) 業績指標61船舶の海難船舶隻数は長期的に減少傾向を示している。引き続き、旅客船及び貨物船の運輸管理体制、船員の労働条件等の監査・指導や船舶検査をはじめとした各種施策を推進するとともに、海難被害を最小化するための取組を推進する。 業績指標62船員災害発生率については、減少目標達成に向け、引き続き第11次船員災害防止基本計画(平成30年度から令和4年度まで)に基づく死傷災害防止対策を推進する。 (航空) 航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO(国際民間航空機関)等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>今後も引き続き公共交通の安全確保のために運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査の強化等各モードの取組を着実に実施する諸施策を継続する。目標年度を迎えた指標については今後見直しを検討する。</p>

業績指標	15 【再掲】ホームドアの整備 駅数	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		583駅	686駅	725駅	783駅	858駅	集計中	A	800駅
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	59 首都直下地震又は南海トラフ 巨大地震で震度6強以上が 想定される地域等に存在する 主要鉄道路線の耐震化率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		97%	97%	97%	97%	98%	98%	A	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	60 事業用自動車による事故 に関する指標 (①事業用自動車による交通 事故死者数、②事業用自動車 による人身事故件数*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
		①363人	①363人	①352人	①337人	①333人	①257人	B	①235人以下
		②33,336件	②33,336件	②32,655件	②30,818件	②27,884件	②21,871件	A	②23,100件以下
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	61 商船の海難船舶隻数*	初期値	実績値					評価	目標値
		H23～27年の 平均 海難隻数年 度	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R11年
386隻		334隻	296隻	388隻	366隻	290隻	A	204隻	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
62 船員災害発生率(千人率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H25～28年度の平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		H30年度～R4年度の平均	
	9.6‰	9.3‰	8.6‰	8.8‰	8.3‰	集計中	A	8.1	
年度ごとの目標値									
63 航空事故発生率*(①定期 便を運航する本邦航空運送事 業者に係る航空事故発生率、 ②航空運送事業許可及び／又 は航空機使用事業許可を受け ている事業者(定期便を運航す る事業者を含まず)に係る航空 事故発生率、③国、地方公共 団体に係る航空事故発生率、 ④個人に係る航空事故発生 率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H30年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R14年	
	①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29 年の5ヶ年 平均値の 7%減)	①0.98 ②9.48 ③24.97 ④97.98	①0.48 ②46.22 ③24.67 ④163.37	①1.87 ②27.02 ③25.40 ④33.38	①1.39 ②18.03 ③12.93 ④0.00	①2.30 ②9.86 ③13.23 ④80.50	①B ②A ③A ④A	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参30 鉄道運転事故による乗 客の死亡者数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H18年度	H27年度	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度	
	0	0	0	0	0	0		0	
年度ごとの目標値		0	0	0	0	0			
参31 事業用自動車による飲 酒運転件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	134件	134件	103件	105件	115件	集計中		0件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
参32 国内空港出発の航空機 に係るハイジャック及びテロ (爆破等)発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H14年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度	
	0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件	
年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件			

参考指標	参33 運輸安全マネジメントの普及(①運輸安全マネジメント評価実施事業者数、②運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①6,105者	8,039	9,130	10,158	11,002	11,459		①10,000者	
	②17,799人	50,281	67,678	81,224	92,493	98,609		②100,000人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	参34 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②被害者等支援計画を策定した公共交通事業者の数)	初期値	実績値					評価	目標値
		①H24年度 ②H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①39人 (平成24年度)	208人	240人	272人	303人	324人		350人	
	②17者 (平成25年度)	155者	212者	246者	300者	338者		330者	
	年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	161,496	170,960	161,689	185,707
補正予算(b)		3,106	3,601	6,351	-	
前年度繰越等(c)		5,873	4,525	6,257	-	
合計(a+b+c)		170,475 <0>	179,086 <0>	174,297 <0>	185,707 <0>	
	執行額(百万円)	156,363	163,888			
	翌年度繰越額(百万円)	4,525	6,257			
	不用額(百万円)	9,587	8,941			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	大臣官房運輸安全監理官	作成責任者名	増田 直樹	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	--------	-------	----------	--------

業績指標 59

首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*

評 価	
A	目標値：概ね100%（令和4年度末） 実績値：98%（令和2年度末） 初期値：97%（平成29年度）

（指標の定義）

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の耐震化率

（目標設定の考え方・根拠）

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年三月三十日国土交通省令第十六号）において、首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等における1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区における耐震補強は令和4年度までに実施することとしている。

（外部要因）

高架下利用者等との調整

（他の関係主体）

鉄軌道事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

交通政策基本計画（平成27年2月13日）鉄道、道路、港湾、空港島の交通インフラの耐震対策、津波対策、浸水対策、土砂災害対策等を確実に実施する。（第2章 基本的方針C 目標①（1））

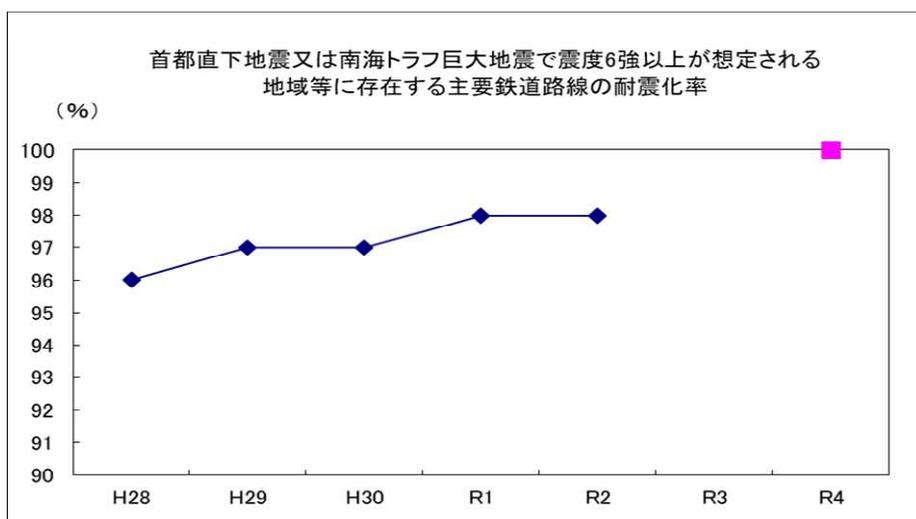
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
96%	97%	97%	98%	98%	



主な事務事業等の概要

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の耐震補強）

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、高架橋等の耐震補強を一層推進する。

予算額：4, 172百万円の内数（平成29年度当初予算）

3, 982百万円の内数（平成30年度当初予算）

6, 608百万円の内数（令和元年度当初予算）

4, 189百万円の内数（令和2年度当初予算）

4, 308百万円の内数（令和3年度当初予算）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区にある高架橋柱等については、対象となる約37万本のうち36万本あまりの耐震補強が完了し、耐震補強が必要な高架橋柱等の残りは約8,000本になっており、目標達成に向けて着実に向上している。さらに、耐震補強の予算について、目標年度である令和4年度における目標達成に向けて、所要の額を計上していることから今後も耐震化率は着実に向上することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

平成29年度において、21事業者の耐震補強について補助を実施した。

平成30年度において、28事業者の耐震補強について補助を実施した。

令和元年度において、19事業者の耐震補強について補助を実施した。

令和2年度において、19事業者の耐震補強について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

今後も引き続き、耐震補強工事に必要な額を計上し、令和4年度における目標達成に向けて着実に耐震化を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長 森信哉）

業績指標 60

事業用自動車による事故に関する指標

(①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数 *)

評価

- ① B
- ② A

目標値：①235人以下 ②23,100件以下 (令和2年)
 実績値：①257人 ②21,871件 (令和2年)
 初期値：①363人 ②33,336件 (平成28年)

(指標の定義)

- ① 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数
- ② 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数

(目標設定の考え方・根拠)

政府においては、現在、「第10次交通安全基本計画」において、交通事故削減目標を掲げ取組を進めているところであり、国土交通省においては、計画期間を同計画と合わせた「事業用自動車総合安全プラン2020」を平成29年6月に取りまとめている。(※) その中で、第10次交通安全基本計画の最終年である2020年を目標年とした事故削減目標値を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

(目標)

- ① 2020年までに死者数235人以下
- ② 2020年までに事故件数23,100件以下
- ③ 飲酒運転ゼロ (参考指標)

(外部要因)

交通量、事業者数、車両台数

(他の関係主体)

警察庁 (事故・違反通報)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

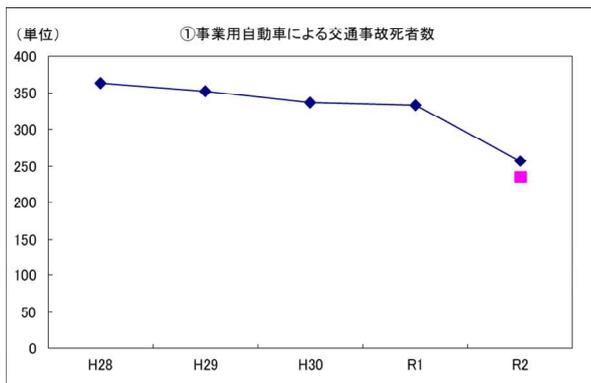
【その他】

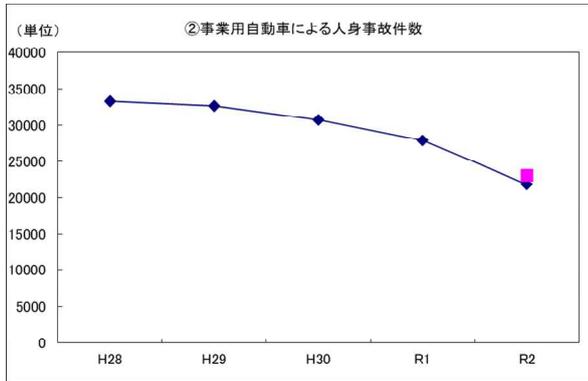
・ 第10次交通安全基本計画 (平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)

過去の実績値

(年)

	H28	H29	H30	R1	R2
①	363人	352人	337人	333人	257人
②	33,336件	32,655件	30,818件	27,884件	21,871件





主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策として以下の対策等を実施した。

予算額：1,028百万円（令和2年度）

1,153百万円（令和元年度）

1,051百万円（平成30年度）

・自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送事業者に対し、先進安全自動車（ASV）の導入を支援するとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては一層の普及促進策を講じる。

「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき各種取り組みを推進し事故削減に努め、「①事業用自動車による交通事故死者数」については目標にわずかに届かなかったものの毎年着実に減少しており、「②事業用自動車による人身事故件数」については目標を達成した。

・ビッグデータ活用による事故防止対策推進事業

官民が保有する様々な運行記録や登録情報等について、事故防止対策に活用するビッグデータとして整備することによって、適切な運行管理、効果的な監査、健康起因事故の未然防止等の対策を講じる。

・健康起因事故防止のための運転者向けスクリーニング検査の普及促進

健康起因事故防止の推進を図るため、SAS（睡眠時無呼吸症候群）・脳疾患・心疾患等に関する運転者向けスクリーニング検査について、事業者に対してアンケート調査を実施するとともに、セミナー等を通じて業態・規模ごとの具体的な取組事例の業界内での共有を進めることで、先進事例における事故削減効果の調査等を行い、同検査の普及を促進する。

・自動車運送事業者等に対する監査体制の強化

優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認する。

・事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的・人的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性の高い再発防止策を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年の実績値は、①事業用自動車による交通事故死者数については減少傾向で推移しているものの、目標年度における目標を達成しなかった。②事業用自動車による人身事故件数については目標年度における目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

- 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、同年6月3日にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた再発防止策85項目全てを実施している。
- 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、令和元年度において631者に対して実施した。
- 悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底及び、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、法令違反を早期に是正させる仕組みの導入や行政処分を厳格化し、違反を繰り返す事業者等に対して、許可取消しの措置等を実施している。さらに、事故を惹起するおそれのある事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を行っている。
- 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や、運転者に飲酒運転の危険性の理解を理解

させる等、輸送の安全確保の徹底を周知した。

- ・ A S V 装置、デジタル式運行記録計等の導入に対し支援を行うとともに、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、運転特性や体調管理等に関する情報について、ビッグデータとして集積、活用し、運転者の体調に即した運行経路の設定が可能になる等の事故防止運行モデルを引き続き検討した。
- ・トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施している。
- ・事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており、45件の報告書を公表した。
- ・ S A S（睡眠時無呼吸症候群）、脳疾患、心臓疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において、平成30年2月に「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、令和元年7月に「自動車運送事業者における心臓・大血管疾患対策ガイドライン」をとりまとめ、当該ガイドラインを周知して関係団体にスクリーニング検査の受診を推奨するとともに、平成30年度より脳健診のモデル事業を実施し、同健診の普及に向けた課題を整理するための調査等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①事業用自動車による交通事故死者数については、減少傾向で推移しているものの、目標値にわずかに達しなかったためBと評価した。②事業用自動車による人身事故件数については、目標値を達成したためAと評価した。

今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、「事業用自動車総合安全プラン2020」策定時からの環境変化を踏まえ、令和3年3月に「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定したところであり、各業態に対して事故削減をより強く促すため、各業態の特徴的な事故についても削減目標を設定したところである。また、運転者の健康状態に起因する事故件数が減少していないことから、主な疾病に関して医学的知見を踏まえ事業者として取るべき対応を含めたガイドラインのさらなる活用、日常健康状態管理の在り方、生活習慣に関する行動変容を促す指導について検討・実施していく予定である。このほか、同プランに掲げている、依然として発生する飲酒運転、ICTを活用した高度な運行管理の実現、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等の各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。

なお、これらを踏まえ、今後本業績指標についての見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局安全政策課（課長 石田 勝利）
関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 増田 直樹）
道路局環境安全・防災課（課長 荒瀬 美和）
自動車局保障制度参事官室（参事官 長谷 知治）
自動車局技術・環境政策課（課長 久保田 秀暢）
自動車局旅客課（課長 大辻 統）
自動車局貨物課（課長 日野 祥英）
自動車局整備課（課長 佐橋 真人）

業績指標 6 1
商船の海難船舶隻数*

評 価

A	目標値：204隻未満（令和11年） 実績値：290隻（令和2年） 初期値：386隻（平成23年～平成27年の平均海難隻数）
---	---

（指標の定義）
我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計
ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

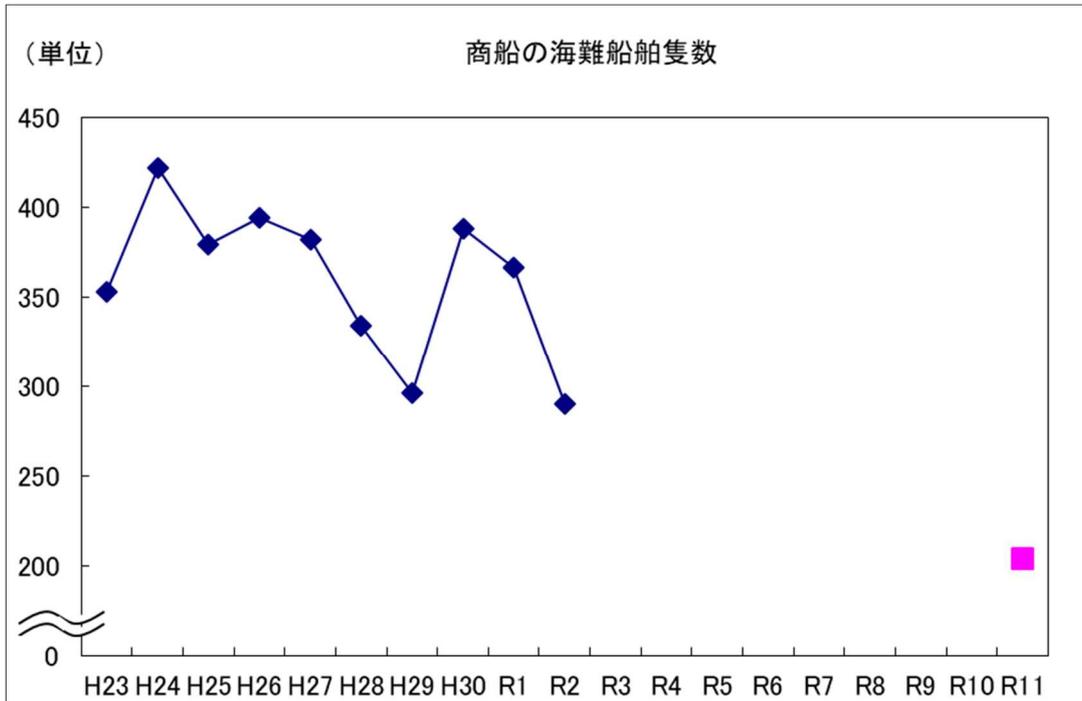
（目標設定の考え方・根拠）
第10次交通安全基本計画第2部（海上交通の安全）における目標（2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを旨とする。）に準じた目標設定とする。
第10次計画では第9次計画の年平均船舶事故隻数の約47%削減を目標としていることから、商船（旅客船、貨物船及びタンカー）に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約47%削減した204隻未満を目標とする。

（外部要因）
海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
 ・海洋基本計画（平成30年5月15日）
 第2部1（1）オ
 ○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督（PSC）の着実な実施、海運事業者に対する運輸マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。
【閣決（重点）】
なし
【その他】
 ・第10次交通基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議）
 第2部2①
 ○2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを旨とすることとし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。

過去の実績値					(年)
H23	H24	H25	H26	H27	
353隻	422隻	379隻	394隻	382隻	
H28	H29	H30	R1	R2	
334隻	296隻	388隻	366隻	290隻	



主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：543百万円（令和3年度）

- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

- ・ 運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための検査を的確に行うとともに、これらの検査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成22年度以降の実績値のトレンドは概ね減少傾向にあり、現在の取組を今後も強力に推進することで、目標値の達成は概ね可能であると見込まれるため、順調であると推測される。

（事務事業等の実施状況）

- ・ 運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。
（運輸安全マネジメント体制の評価実施実績 令和2年：86事業者）
- ・ 船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。
（船舶の検査実施実績 令和2年：4514件）
- ・ 外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等についてPSCを実施した。
（欠陥是正指示実績 令和2年：4401件）
- ・ 運輸安全委員会は、船舶事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣又は原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、事故等の防止と海上交通の安全性の更なる向上を目的とした「船舶事故ハザードマップ」の運用を平成25年5月より開始し、平成26年4月に「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」、平成27年6月に、スマートフォンやタブレット端末に対応した「船舶事故ハザードマップ・モバイル版」、平成31年4月に、船舶エンジンに特化した安全情報検索システム「機関故障検索システム」の運用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- これまでの実績値のトレンドを考慮すると、概ね減少傾向にあり、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。
- 周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、尊い人命を失いかねないことはもとより、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性もあるなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
- 運輸安全委員会では、引き続き的確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課（課長 峰本 健正）
関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 増田 直樹）
運輸安全委員会事務局総務課（課長 村田 有）

業績指標 6 2
船員災害発生率（千人率）

評 価

A	<p>目標値：第10次船員災害防止基本計画期間の平均値から 16%減少（第11次船員災害防止基本計画期間（平成30年～令和4年度）の平均：8.1%）</p> <p>実績値：集計中（令和2年度） 8.3%（令和元年度）</p> <p>初期値：第10次船員災害防止基本計画期間（平成25～29年度） の平均値：9.6%</p>
---	---

（指標の定義）

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

（目標設定の考え方・根拠）

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに作成している。

第11次基本計画期間（平成30年度から令和4年度まで）の死傷災害発生率を、第10次基本計画期間（平成25年度から平成29年度まで）の5年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ16%減少させることとした。

目標設定の考え方は、

- ①平成25～29年度の5年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。
- ②業績目標の目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、計画期間（5年間）の平均値を比較することとした。

基本計画では期間中の平均値を16%減少させることを目標としており、その実行のため、毎年度船員災害防止実施計画を策定し、単年度の減少目標を設定している。令和2年度は、5.0%減を目標とする。

（外部要因）

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

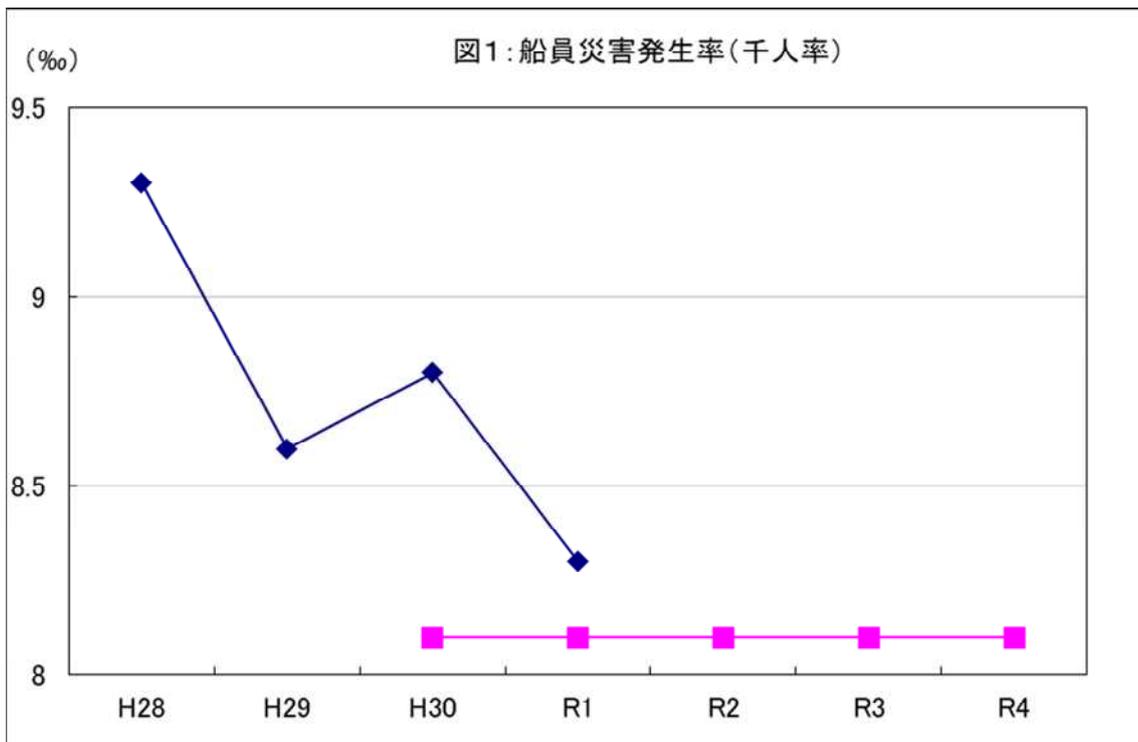
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第11次船員災害防止基本計画（計画期間：平成30年度から令和4年度までの5年間）
令和3年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
9.3%	8.6%	8.8%	8.3%	集計中	



主な事務事業等の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、船舶所有者が総括安全衛生担当者の選任や安全衛生委員会の設置を行うこと等により、安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

②死傷災害の防止

・船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、国土交通大臣が5年おきに船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し船員災害防止基本計画を策定しており、また同基本計画の実施を図るため、国土交通大臣は毎年、船員災害の減少目標や船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類などを定めた、船員災害防止実施計画を策定しているところ。

これらの計画に基づいて船舶所有者が、業種別、態様別等の災害防止対策や、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用を徹底し、また、高齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進及び若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進することにより、船員の安全と健康を確保するよう推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・令和2年度の実績値は集計中であるため、令和元年度の実績値について分析すると、令和元年度の実績値は8.3% (551人) であり、前年度の8.8% (582人) と比べて減少している。(図1)
- ・船員の高齢化が継続する中、高齢船員の占める割合は高く、令和元年度における50歳以上の船員の災害発生率は、依然として他の年代と比べて高くなっている(図2)。このことを踏まえ、令和2年度においては、特に高齢船員の死傷災害防止対策に重点的に取り組んだ。



(事務事業等の実施状況)

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数 1, 197隻

講習会等 16カ所 544人参加

・関係機関、団体等で構成される船員災害防止連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。
(開催回数8回)

課題の特定と今後の取組みの方向性

基本計画の5カ年の目標値を達成するため、令和2年度の船員災害防止実施計画の目標値として5.0%減を設定した。その実績値は未集計であるが、下記の通り、過去の実績に基づく定量的推計から、目標達成は確実であると判断し、Aと評価する。

平成25年度から平成29年度までの5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値に比べ16%減少するために、実績に基づいた目標値を算出したところ、以下の通りとなった。

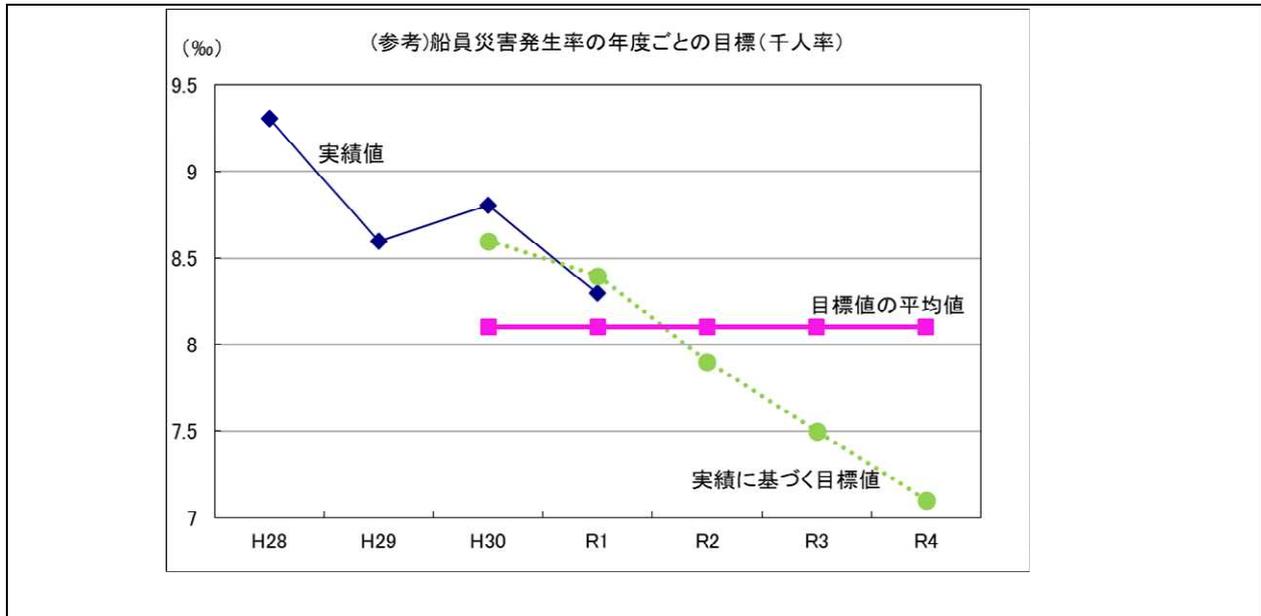
平成30年度	8.6%
令和元年度	8.4%
令和2年度	7.9%
令和3年度	7.5%
令和4年度	7.1%

令和2年度の実績値は集計中であるため、平成30年及び令和元年度の実績値について分析すると、平成30年度の船員災害発生率は8.8%であり、実績に基づく目標値(8.6%)の98%達成している。令和元年度の船員災害発生率は8.3%であり、実績に基づく目標値(8.4%)を達成している。

令和元年度災害発生率の対前年比は5.7%減となっており、毎年度の船員災害防止実施計画の目標値(概ね5%減)を達成している。令和元年度実績に基づき毎年度5%減のトレンドを延長すると、上記の毎年度目標値は達成し、5年間平均値7.9%となるため、目標を達成できると判断し、A評価とした。

平成30年度から始まった第11次船員災害防止基本計画は、令和4年度が最終年度であり、死傷災害発生率減少目標達成に向けて引き続き取り組みを行う。

この他、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、平成29年度に創設した「船員安全・労働環境取組大賞」制度を引き続き実施する。また、適切な保護具、作業用救命衣の着用促進のための取組、個々の船員の安全意識の高揚を図るため船内向け自主改善活動(WIB)の普及促進等を引き続き実施し、船員災害防止を目指すものとする。



担当課等 (担当課長名等)

担当課：海事局船員政策課 (谷口 礼史)

関係課：なし

業績指標 6 3

航空事故発生率（①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率）

評 価	
① B	①目標値： 0.34以下（令和14年） 実績値： 2.30（令和2年） 初期値： 0.67（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）
② A	②目標値： 8.10以下（令和14年） 実績値： 9.86（令和2年） 初期値： 16.20（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）
③ A	③目標値： 8.23以下（令和14年） 実績値： 13.23（令和2年） 初期値： 16.45（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）
④ A	④目標値： 76.02以下（令和14年） 実績値： 80.50（令和2年） 初期値： 152.04（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）

(指標の定義)

- ①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）
※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
- ②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）
※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
- ③国、地方公共団体に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）
- ④個人に係る航空事故発生率（100万運航時間あたり）
※滑空機、超軽量動力機を含まない。

(目標設定の考え方・根拠)

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年（平成30年）の現行の計算による目標値（平成25～29年の5ヶ年平均値の7%減）を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。

(外部要因)

気象条件

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

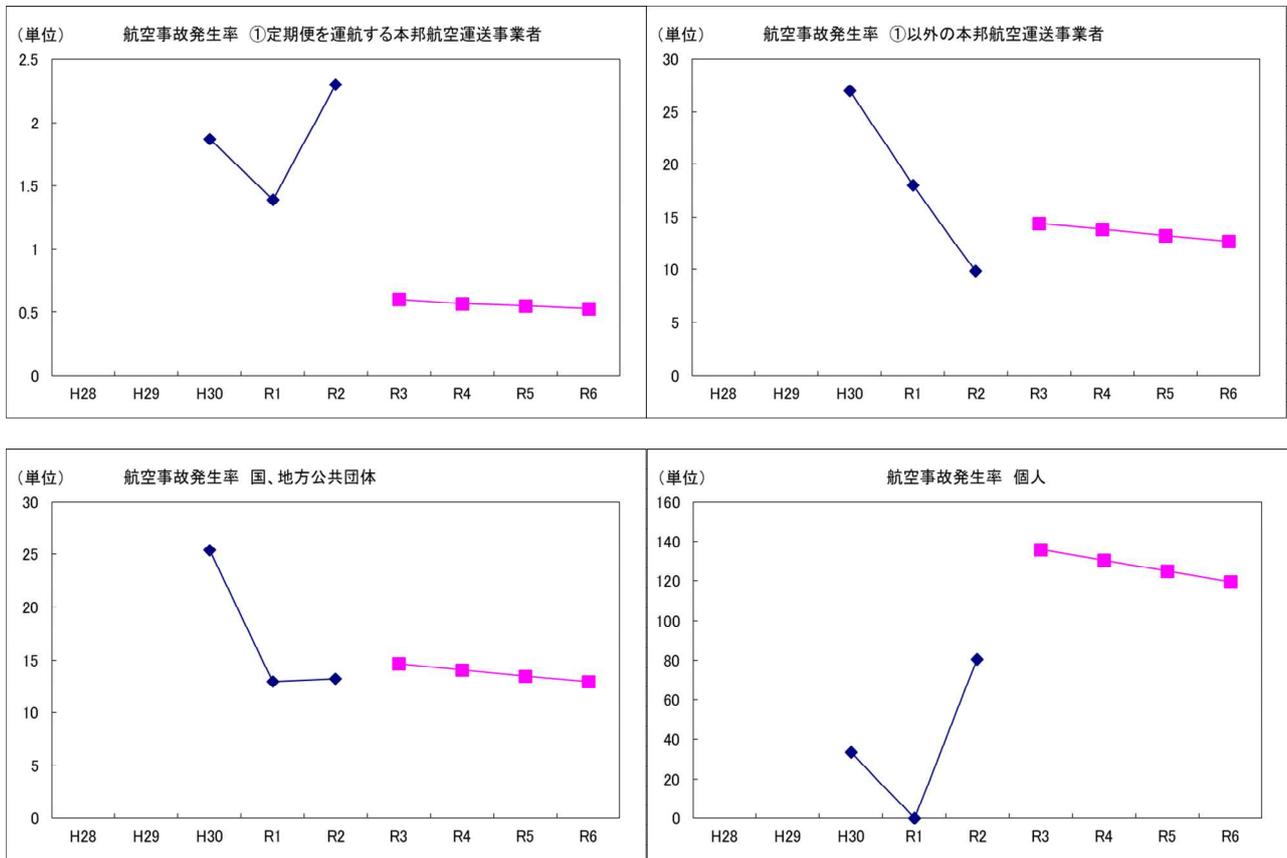
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(暦年)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
①0.98	①0.48	①1.87	①1.39	①2.30	
②9.48	②46.22	②27.02	②18.03	②9.86	
③24.97	③24.67	③25.40	③12.93	③13.23	
④97.98	④163.37	④33.38	④0.00	④80.50	



主な事務事業等の概要

○航空機の安全な運航や安全性の確保
 運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックする。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。(平成26年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。)
 さらに、ICAO(国際民間航空機関)等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。
 運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 (指標の動向)
 国内航空事故発生件数は各年毎に異なる気象条件の影響に伴う変動はあるため、令和2年実績のうち、①定期便を運航する本邦航空運送事業者、における航空機事故の発生率については、設定した当該年度に達成すべき目標値を超えており、順調でない。また、②航空運送事業許可及び/又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率については設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となり、順調である。
 (事務事業等の実施状況)
 ・発生した航空機事故については、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。

・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。

・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、令和3年1月に公表を行った。

・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。

（令和2年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：224件）

・小型航空機の安全対策については、従来から操縦士に対する定期的な技能審査制度の構築や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会を新たに開催、自家用機の航空保険加入の促進などの対策を講じた。

・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣及び原因関係者に対し講ずべき施策について勧告を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①定期便を運航する本邦航空運送事業者、における航空機事故の発生率については、設定した当該年度に達成すべき目標値を超える結果となったため、B評価とした。目標達成には航空事故件数が1件以下とならなければならなかったが、機体の動揺等による客室乗務員の負傷事案が1件、航空機の損傷（大修理を要するもの）が2件発生し、年間で3件となった。当該事案3件については、運輸安全委員会が調査中であるが、航空安全当局としては、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者 ③国、地方公共団体④個人に係る航空事故発生率については設定した当該年度に達成すべき目標値を下回る結果となったため、A評価とした。

・今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

・さらに、平成28年12月から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」を通じて、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、小型航空機の総合的な安全対策を一層推進しており、平成30年度に引き続き小型航空機向け簡易的飛行記録装置を用いた実証実験を自家用機等を対象機として追加し実施するなど、先進的な技術の活用、安全啓発のあり方等についても検討を進めていく。

・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局安全部安全企画課（課長 堀江信幸）

関係課： 航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全） 石井靖男）

航空局安全部運航安全課（課長 島津達行）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 村田有）

施策目標個票

(国土交通省2-⑮)

施策目標	道路交通の安全性を確保・向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 主要な業績指標である65について、令和2年は集計中であるが、令和元年の実績については目標を達成しており、業績指標64については、目標年度における目標値に達しなかったものの、概ね目標に近い実績を示したため、全体として「③相当程度進展あり」とした。
	施策の分析	道路交通の安全性の確保・向上のため、生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を実施し、また、地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化をはじめとする防災対策をおこなってきたところであり、順調かつ着実に推移している。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な維持管理を推進していくこととし、第5次社会資本整備重点計画に掲げる目標を踏まえ、今後業績指標の見直しを検討する。

業績指標	64 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率(*)	初期値	実績値					評価	目標値	
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		75.0%	77.1%	78.3%	78.7%	79.5%	80.3%	B	81%	
	年度ごとの目標値									
業績指標	65 生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率(*)	初期値	実績値					評価	目標値	
		—	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年度	
		—	—	15%	31%	33%	集計中	A	約3割抑止(平成26年比)	
	年度ごとの目標値									
参考指標	参35 幹線道路の事故危険箇所における死傷事故抑止率	初期値	実績値					評価	目標値	
		—	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年度	
		—	—	40%	47%	51%	集計中		約3割抑止(平成26年比)	
	年度ごとの目標値									
	参考指標	参36 通学路における歩道等の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
			H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
			54%	56%	56%	57%	58%	59%		65%
	年度ごとの目標値									
	参考指標	参37 道路法面や盛土等の要対策必要箇所の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
			H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
			62%	68%	69%	71%	71%	集計中		75%
	年度ごとの目標値									
参考指標	参38 踏切事故件数	初期値	実績値					評価	目標値	
		—	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		—	223	248	228	211	165		約1割削減(H27比)	
年度ごとの目標値										

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	480,230	666,613	894,393	793,023	
		補正予算(b)	96,404	41,543	105,849	—	
		前年度繰越等(c)	102,988	193,061	281,047	—	
		合計(a+b+c)	679,622	901,217	1,281,289	793,023	
		<0>	<0>	<0>	<0>		
	執行額(百万円)	486,245	647,348				
	翌年度繰越額(百万円)	193,061	252,854				
不用額(百万円)	315	1,015					

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	環境安全・防災課 道路防災対策室(室長 信太 啓貴) 環境安全・防災課 道路交通安全対策室(室長 田宮 佳代子) 路政課(課長 高山 泰)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---	----------	--------

業績指標 6 4

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*

評 価

B	目標値：81% (令和2年度) 実績値：80.3% (令和2年度) 初期値：75% (平成25年度)
---	--

(指標の定義)

緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合

(目標設定の考え方・根拠)

過年度の平均工事完了数で推移するものとして設定

(外部要因)

高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

第198回国会施政方針演説 (平成31年1月28日)

「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱(じん)化を進めてまいります。」

第204回国会施政方針演説 (令和3年1月18日)

「震災の経験も教訓とし、さらに、ここ数年の相次ぐ水害やこの冬の大雪、災害の激甚化の中で、災害発生時には、万全な対応を速やかに行います。防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画 (平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

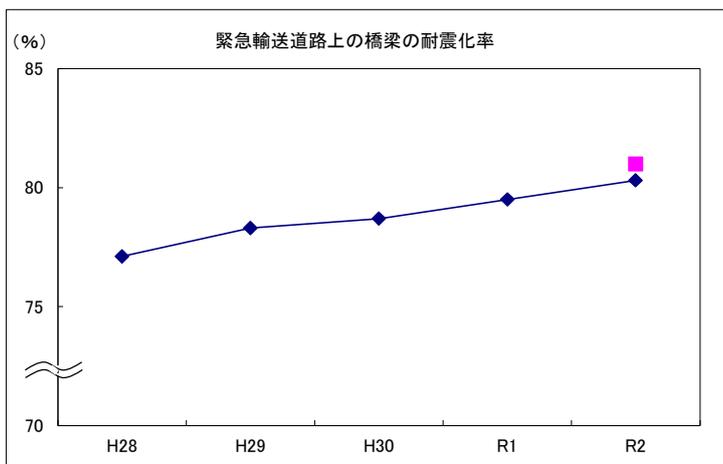
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H28	H29	H30	R1	R2
77.1%	78.3%	78.7%	79.5%	80.3%



主な事務事業等の概要

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進する。(◎)

予算額：道路整備費 18,173 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,364 億円等の内数（令和元年度）

予算額：道路整備費 20,472 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 7,277 億円等の内数（令和2年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績については、毎年増加しているものの、目標年次の令和2年度実績値において目標を達成しなかった。

・また、平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、耐震補強の重要性が再認識されたところであり、高速道路や直轄国道について、計画的に耐震補強を進めているところである。

(事務事業等の実施状況)

大規模地震等の発災時、救急救命活動や復旧活動を支えるため、令和3年度においても緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成25年度以降、順調に耐震化率は増加し、おおむね目標値近くの実績が得られているが、目標値に達しなかったため、B評価とした。今後、課題について特定を進める。

・引き続き緊急輸送道路上の耐震補強を推進する必要があるため、これまでの整備状況を踏まえ、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、84%（令和7年度）の目標値を設定した。

・本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室（室長 信太 啓貴）

業績指標 65

生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率*

評価

A	目標値：約3割抑止（平成26年比）（令和2年） 実績値：33%（令和元年） 初期値：－
---	---

（指標の定義）

生活道路の対策実施エリアのうち、ハンプ、狭窄等の交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合

生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率 =

$(\text{生活道路の重点対策エリアにおける対策前の死傷事故件数(年)} - \text{生活道路の重点対策実施エリアにおける対策後の死傷事故件数(年)}) / \text{生活道路の重点対策実施エリアにおける対策前の死傷事故件数(年)}$

（目標設定の考え方・根拠）

過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定

（外部要因）

- ・交通量の変動、交通安全思想の普及 等

（他の関係主体）

警察庁（交通規制等を所管）

（重要政策）

【施政方針】

第171回国会施政方針演説(平成21年1月28日)

「昨年の交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」

第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

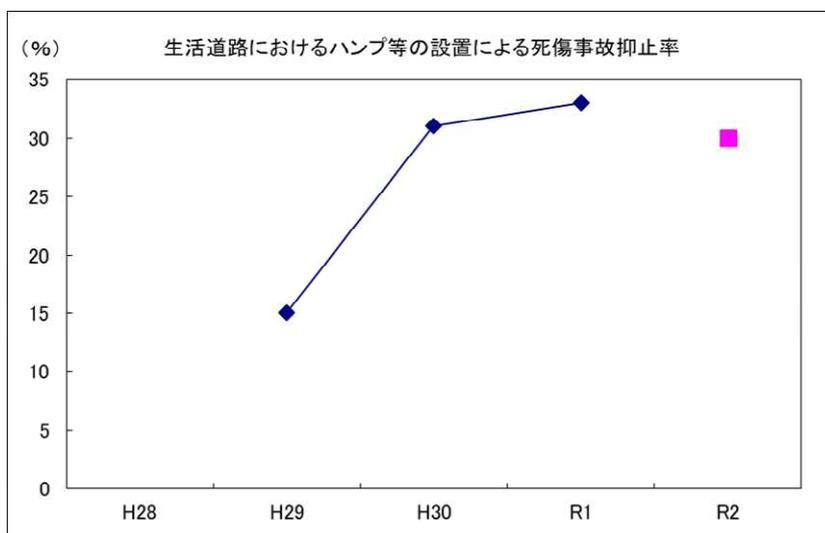
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

【その他】

第10次交通安全基本計画(平成28年3月31日中央交通安全対策会議決定)

過去の実績値				(年)	
H28	H29	H30	R1	R2	
－	15%	31%	33%		



主な事務事業等の概要

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路について、幹線道路等への交通転換を図り、通過交通及び走行速度の抑制の徹底により、「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制と組み合わせたハンプの設置等の対策を行うなど、面的かつ総合的な交通事故抑止対策を実施。(◎)

予算額：

道路整備費 19,346 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 8,713 億円(国費)等の内数(令和 元年度)

道路整備費 21,920 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 7,627 億円(国費)等の内数(令和 2年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年の実績値は 33%であり順調であった。令和 2 年の実績値は対策後の死傷事故件数データが令和 3 年度にとりまとまる予定であるため、現時点で集計できず判断できない。

なお、令和 2 年の交通事故死者数は 2,839 人で、警察庁が保有する昭和 23 以降の統計で最少となった令和元年を更に下回っていることから順調と推測される。

(事務事業等の実施状況)

生活道路対策エリアにおいて、ハンプの設置等の対策を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和 2 年の生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率の実績は集計前であるが、令和元年の実績値は 33%である。令和元年の実績については、目標を達成していることから、A評価とした。
- ・引き続き、生活道路対策エリアの死傷事故率抑止の目標値達成に向けて、ハンプ等の設置を行うと伴に、その効果の検証を推進する。
- ・第 5 次社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、「生活道路におけるゾーン 30km/h 速度規制等とハンプ・狭さく等の整備を組み合わせた対策による死傷事故抑止率(令和元年度比約 3 割抑止(令和 7 年度))」を設定した。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室(室長 田宮 佳代子)

施策目標個票

(国土交通省2-16)

施策目標	自動車事故の被害者の救済を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、多くの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標66については、①(i)及び②については、目標を達成している。①(ii)については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度において目標を達成できなかったが、概ね目標に近い実績を示していることを踏まえ、「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	自動車事故の被害者救済対策については、適切な自賠責保険金支払(含ひき逃げ事故等の被害者に対する保障金支払を含む。)を図るほか、重度後遺障害者のための療護施設の運営や介護料の支給、訪問支援の実施等の施策を適切に実施しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	訪問支援の実施割合については、設定された毎年度の目標値を概ね達成していることから、これまでの実績値等を踏まえ、新たな目標等を検討していく。短期入所を受け入れる施設の全国カバー率については、目標年度である令和2年度より前に、目標値を達成したところであるが、今後とも当該施設のさらなる拡充を図りつつ、その展開状況等を踏まえ、新たな目標等を検討していく。

業績指標	66 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(①訪問支援の実施割合(i)全体)	初期値	実績値					評価	目標値 毎年度
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
		60.6%	66.3%	69.4%	70.7%	73.0%	75.6%	A	
	年度ごとの目標値	60.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%			
	66 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(①訪問支援の実施割合(ii)新規認定者)	初期値	実績値					評価	目標値 毎年度
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
86.5%		88.4%	100.0%	100.0%	87.7%	88.5%	B		
年度ごとの目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
66 自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率(*))	初期値	実績値					評価	目標値 R2年度	
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度			
	12.8%	87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	A	100.0%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-				

施策の予算額・執行額等【参考】	予算の状況(百万円)	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		当初予算(a)	15,234	15,602	15,212	15,475	
		補正予算(b)	0	1,249	838	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	1,247	-	
	合計(a+b+c)	15,234	16,851	17,297	15,475		
	執行額(百万円)	14,023	14,582				
	翌年度繰越額(百万円)	0	1,247				
	不用額(百万円)	1,212	1,022				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	保障制度参事官室(参事官 長谷 知治)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 66

自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (①訪問支援の実施割合 ((i)全体、(ii)新規認定者)、②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率(*)

評価	
A	① 訪問支援の実施割合 (i) 全体 目標値： 65.0% (毎年度) 実績値： 75.6% (令和2年度) 初期値： 60.6% (平成27年度)
B	① 訪問支援の実施割合 (ii) 新規認定者 目標値： 100% (毎年度) 実績値： 88.5% (令和2年度) 初期値： 86.5% (平成27年度)
A	②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率 目標値： 100% (令和2年度) 実績値： 100% (令和2年度) 初期値： 12.8% (平成25年度)

(指標の定義)

①自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合((i)は全介護料受給資格者(前年度末時点)に対する割合、(ii)は介護料受給資格の新規認定者に対する割合)。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。

(i)初期値(平成27年度)2,781(人) / 4,588(人) 実績値(令和2年度)3,541(人) / 4,684(人)

(ii)初期値(平成27年度)173(人) / 200(人) 実績値(令和2年度)138(人) / 156(人)

②自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)を短期間受け入れる「短期入所協力施設」として、国土交通省による「指定」を受けた障害者支援施設等を設置する都道府県の割合。

初期値：6都道府県 / 47都道府県 実績値(令和2年度)：47都道府県 / 47都道府県

(目標設定の考え方・根拠)

① (i)平成26年度末の介護料受給資格者数は4,588名に対し、平成27年度の訪問支援実人数は2,781件と1年間に介護料受給資格者の6割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」(平成29年度～令和3年度)を踏まえ、当該期間中において、毎年度、介護料受給者の65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。

(ii)これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指す。

② 平成25年度より短期入所協力施設の指定制度を創設し、初年度は6都道府県8施設を指定。目標年度である令和2年度までに全都道府県に短期入所協力施設を確保することを目指す。

(外部要因)

①訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

②短期入所協力施設としての事業目的に賛同し協力をいただける施設の意向

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日)

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療養施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(V. 第2. 1)

・交通政策基本計画(平成27年2月13日)

独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。(第2章 基本的方針C 目標②)

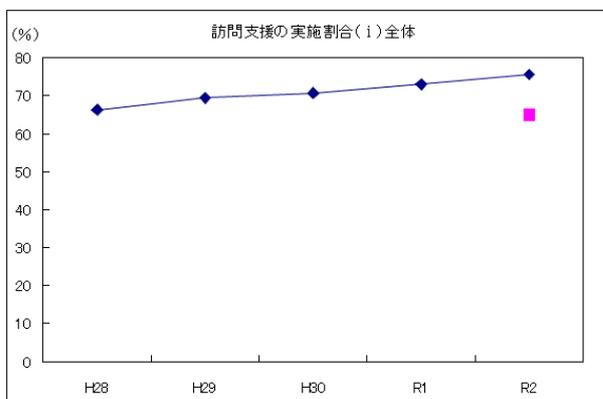
【閣決(重点)】

なし

【その他】

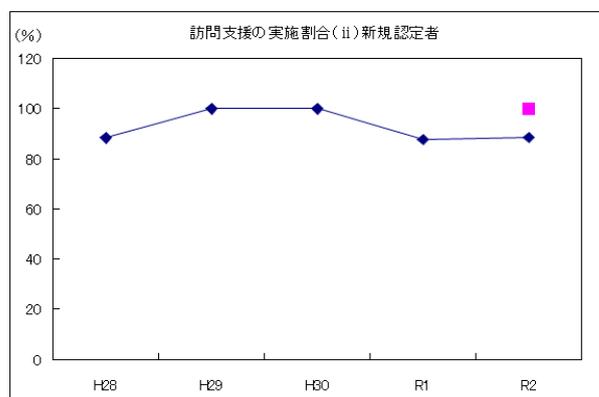
① 訪問支援の実施割合 (i) 全体

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
66.3%	69.4%	70.7%	73.0%	75.6%	



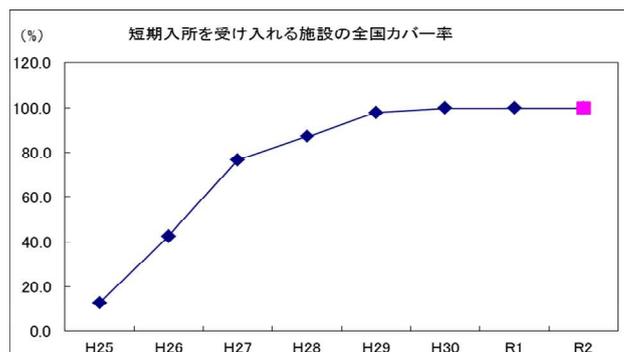
① 訪問支援の実施割合 (ii) 新規認定者

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
88.4%	100.0%	100.0%	87.7%	88.5%	



② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	



主な事務事業等の概要

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体、(ii) 新規認定者)

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）が障害者支援施設等に一時的に短期間入所し、生活上の支援を受けて過ごすため、短期入所の受入れに協力する障害者支援施設等の確保を行うもの。

予算額：148.2億円（令和2年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体、(ii) 新規認定者)

目標年度を毎年度と設定しているところ、令和2年度においては、業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、(i) 全体の目標を達成することができたが、(ii) 新規認定者については介護料受給者宅への訪問を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から控えていた時期があること等を要因として、達成ができなかった。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成25年度より、各地域における施設の選定と協力依頼を積極的に進めてきたことにより、各都道府県における短期入所を受け入れる障害者支援施設等は、順調に増加してきており、目標年度を令和2年度に設定していたところ、これを前倒して、平成30年度に目標を達成している。

(事務事業等の実施状況)

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体)

令和元年度は、前年度末の介護料受給資格者4,627名に対し、3,380件実施。

令和2年度は、前年度末の介護料受給資格者4,684名に対し、3,541件実施。

① 訪問支援の実施割合 ((ii) 新規認定者)

令和元年度は、介護料受給資格の新規認定者162名に対し、142件実施。

令和2年度は、介護料受給資格の新規認定者156名に対し、138件実施。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

平成26年度は、初年度である平成25年度の6都府県に、14県（青森県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、静岡県、三重県、福井県、岐阜県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県）を加え、20都府県とした。

平成27年度は、16県（岩手県、新潟県、富山県、石川県、長野県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）を加え、36都府県とした。

平成28年度は、5府県（京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県）を加え、41都府県とした。

平成29年度は、5県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県）を加え、46都府県とした。

平成30年度は、北海道を加え、47都道府県の全てに、短期入所を受け入れる施設を確保した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 訪問支援の実施割合 ((i) 全体、(ii) 新規認定者)

目標年度を毎年度と設定しているところであるが、(i) 令和2年度の実績値は全体の目標を達成したところからAと評価した。(ii) 新規認定者については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による影響であるものの、達成できなかったためBと評価した。引き続き、これを実施し、重度後遺障害者やその家族に精神的な面で支援していく必要がある。目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第四期中期目標」及び「同計画」（平成29年度～令和3年度）において、当該期間中において毎年度、(i) 全体では65%以上を維持し、(ii) 新規認定者については100%と設定しており、本業績指標についても同計画を踏まえ見直しを検討する。

② 短期入所を受け入れる施設の全国カバー率

短期入所を受け入れる施設の全国のカバー率について目標年度が到来し、目標を達成したことからAと評価した。本事業は自動車事故による重度後遺障害者に対する被害者救済対策として必要な事業であり、引き続き、全国カバー率100%の維持を図るとともに、当該者を受け入れる環境の拡充に努めていく。また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室(参事官 長谷 知治)

関係課：なし

施策目標個票

(国土交通省2-①)

施策目標	自動車の安全性を高める		
施策目標の概要及び達成すべき目標	車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、1年間に生産される大型貨物自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合を令和2年度に90%とする。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標67について、大型貨物自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合を令和2年度に90%以上とする目標を達成したため。	
	施策の分析	衝突被害軽減ブレーキについては、車両の重量に応じ、段階的に義務付けを実施しているため、今後の義務付け対象の拡大に伴い導入の促進が見込まれる。	
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、自動車の安全性向上のため、第11次交通安全基本計画及び交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書に基づき施策を継続する。なお、現在審議会において具体的な車両の安全対策による事故削減目標値について審議中であり、6月7日開催予定の第5回技術安全WGによる審議後取りまとめられる予定である報告書を踏まえて、目標の見直しを検討する。	

業績指標	67 1年間に生産される大型貨物自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		54.4%	66.1%	75.7%	80.9%	92.7%	97.5%	A	90.0%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,518	6,785	8,672	7,183	/
		補正予算(b)	0	0	0	-	/
		前年度繰越等(c)	527	90	1,329	-	/
		合計(a+b+c)	7,044	6,875	10,001	7,183	/
	執行額(百万円)		6,797	5,375	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		90	1,329	/	/	/
	不用額(百万円)		157	172	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
------------------------	-------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	技術・環境政策課 (課長 久保田 秀暢) 安全・環境基準課 (課長 猪股 博之)	政策評価実施時期	令和3年8月
--------------	------	---------------	---	-----------------	--------

業績指標 67

大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率*

評価

A	目標値：90.0%（令和2年度） 実績値：97.5%（令和2年度） 初期値：54.4%（平成24年度）
---	---

（指標の定義）

1年間に生産される大型貨物自動車（車両総重量8トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合

（目標設定の考え方・根拠）

車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和2年度までに90.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものを。

（外部要因）

交通安全思想の普及状況等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

【閣議決定】

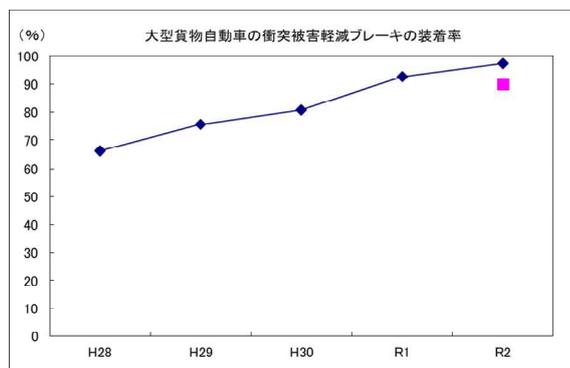
【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値

（年度）

H28	H29	H30	R1	R2
66.1%	75.7%	80.9%	92.7%	97.5%



主な事務事業等の概要

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車（ASV）に関する装置の普及を促進するため、大型貨物自動車等の購入時における当該装置に関する費用の一部補助等の導入支援を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

衝突被害軽減ブレーキについては、車両の重量に応じ、段階的に義務付けを実施しているため、今後の義務付け対象の拡大に伴い導入の促進が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

昨年度と同様、引き続き衝突被害軽減ブレーキの普及促進に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、実績の目標達成に鑑み、Aと評価した。

今後も引き続き、自動車の安全性向上のため、第11次交通安全基本計画及び交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書に基づき施策を継続する。現在審議会において具体的な車両の安全対策による事故削減目標値について審議中であり、令和3年6月7日開催予定の第5回技術安全WGによる審議後取りまとめられる予定である報告書を踏まえて、目標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局技術・環境政策課（久保田 秀暢）

関係課：自動車局安全・環境基準課（猪股 博之）

施策目標個票

(国土交通省2-⑩)

施策目標	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) すべての実績が目標を達成した。
	施策の分析	施策目標達成にかかる各業績指標は計画通りに達成した。
	次期目標等への反映の方向性	要救助海難の救助率については、捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るとともに、今後も関係機関と連携し、効果的に各種取り組みを実施し、救助率の維持・向上に取り組んでいく。

業績指標	初期値	実績値					評価	目標値	
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度			
68 要救助海難の救助率(*)	平成23年～27年の平均	96%	95%	96%	96%	96%	A	毎年	
	96%	95%	96%	96%	95%	95%以上			
	年度ごとの目標値	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上			
69 航路標識の耐震補強の整備率(*)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	78%	81%	84%	90%	95%	100%		100%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
参考指標	参39 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H14年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件
	年度ごとの目標値	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
	参40 ふくそう海域における、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数	初期値	実績値					評価	目標値
		H14年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件
	年度ごとの目標値	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
	参41 航路標識の耐波浪補強の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		78%	83%	87%	92%	96%	100%		100%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
参42 航路標識のLED灯器の耐波浪整備率	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	52%	67%	75%	100%	100%	100%		100%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
参43 海上交通管制の一元化実施海域数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		1箇所	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		当初予算(a)	105,686	109,562	113,409	112,911
補正予算(b)	34,633	41,131	31,794	-		
前年度繰越等(c)	14,117	18,012	15,115	-		
合計(a+b+c)	154,436	168,705	160,318	112,911		
執行額(百万円)	134,850	150,348				
翌年度繰越額(百万円)	18,012	15,115				
不用額(百万円)	1,574	3,241				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	海上保安庁	作成責任者名	総務部政務課(課長 中山 理映子)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	-------------------	----------	--------

業績指標 68
要救助海難の救助率*

評価

A	目標値：95%以上（毎年） 実績値：95%（令和2年） 初期値：96%（平成23年から平成27年までの平均）
---	--

(指標の定義)

要救助者に対する救助成功者の割合

救助率 = (救助された乗船者数① + 救助された海中転落者数②) / (自力救助を除く要救助海難の乗船者数③ + 自力救助を除く乗船者の海中転落者数④)

※初期値 (96%)

(95% + 96% + 96% + 95% + 97%) / 5 = 96%

【内訳】

平成23年救助率 (①3,824 + ②46) / (③3,932 + ④160) = 95%

平成24年救助率 (①5,041 + ②48) / (③5,119 + ④160) = 96%

平成25年救助率 (①4,284 + ②61) / (③4,364 + ④161) = 96%

平成26年救助率 (①3,895 + ②53) / (③3,991 + ④171) = 95%

平成27年救助率 (①3,900 + ②47) / (③3,948 + ④134) = 97%

※直近値 (令和元年救助率 96%)

(①3,426 + ②46) / (③3,490 + ④122) = 96%

(令和2年救助率 95%)

(① 2,998 + ②49) / (③3,095 + ④126) = 95%

(目標設定の考え方・根拠)

海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上することが重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、令和3年3月29日に閣議決定された第11次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。

(外部要因)

気象海象

(他の関係主体)

警察、消防、防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日閣議決定）

「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保する。」

・第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日閣議決定）

「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率95%以上とする。」

・第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日閣議決定）

「海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。」

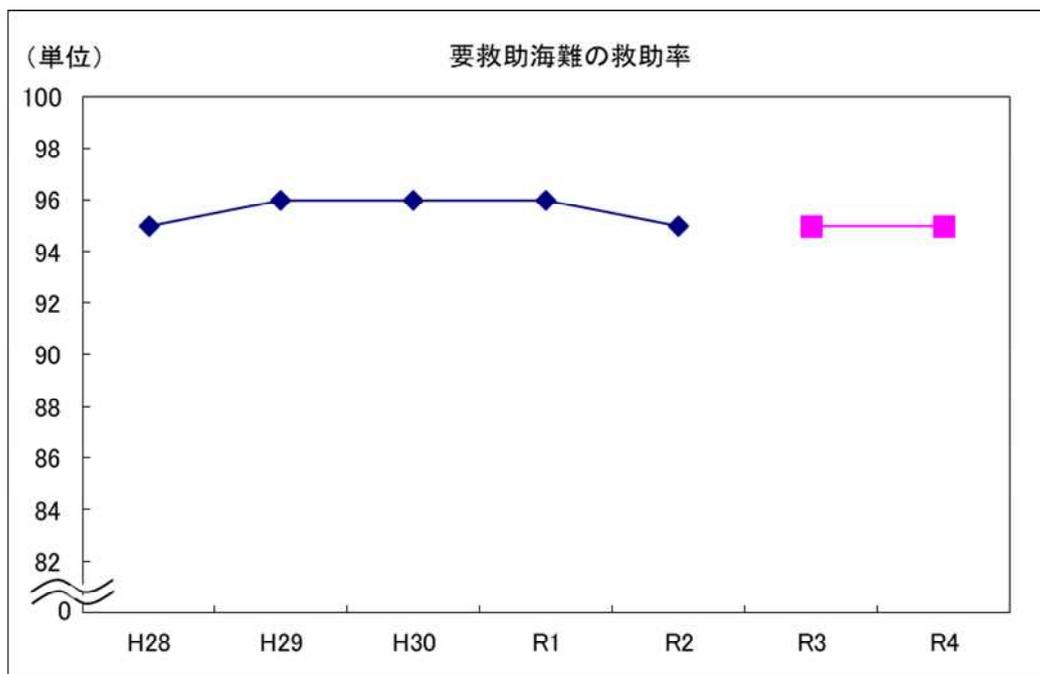
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(暦年)
H28	H29	H30	R1	R2	
95%	96%	96%	96%	95%	



主な事務事業等の概要

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間（関知率）を2時間以内とするために以下の事業を実施

- ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした「NET118」の有効活用）の指導・啓発
- ・漁業関係者に対する指導

② 救助・救急体制の充実

沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施

- ・救難体制の充実
- ・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施
- ・緊急通報位置情報システムによる携帯電話からの118番通報の位置情報を活用
- ・救助・救急活動に関する調査・分析の強化

③ ライフジャケットの着用率の向上

ライフジャケットの着用率向上を目指すために以下の事業を実施

- ・自己救命策確保の指導
- ・ライフジャケット着用義務化範囲拡大に伴い更なるライフジャケット常時着用の周知・啓発活動

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「要救助海難の救助率」は、令和元年は96%、令和2年は95%であり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年において目標の95%以上を達成することができた。

- ・引き続き本事業を推進していく。

(事務事業等の実施状況)

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

- ・「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした『NET118』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
- ・海難発生数の多い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。

② 救助・救急体制の充実

- ・周辺国等の捜索救助機関との間において、実務者協議や捜索救助に関する合同訓練を実施した。
- ・公益社団法人日本水難救済会、公益財団法人日本ライフセービング協会等民間海難救助組織との連携を図った。

- ・消防機関の救急隊員と同様の研修を修了した特殊救難隊及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」の運用を平成31年4月に開始した。
 - ・救急専門医、法専門家等で構成された海上保安庁メディカルコントロール協議会会議を年間に計4回開催し、救急救命士及び救急員が行った救急救命処置等について救急業務の管理的観点及び医学的観点からの事後検証を行った上、対応手順の改訂を行うなど、海難現場における救急活動の質の向上を図った。
 - ・緊急通報位置情報システムにより、携帯電話から118番通報があった場合における位置情報を把握し、捜索への効果的な活用を図った。
 - ・捜索救助活動等に関する調査・分析・事後検証を行い、有効事例を全管区に情報共有することにより、救助・救急体制の充実を図った。
- ③ ライフジャケット着用率の向上
- ・「海難情報の早期入手に向けた取組の推進」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・プレジャーボート等のライフジャケット着用義務違反に対して指導を実施した。
 - ・ライフジャケットの常時着用の推進については、実際の事故事例を踏まえ、正しい装着方法、膨張式救命胴衣の事前点検（メンテナンス）の実施を併せて指導するとともに、平成30年2月1日より小型船舶の乗船者に対する救命胴衣着用義務範囲が拡大されたことから、ライフジャケットの着用効果及びその着用の徹底について周知・啓発活動を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標値95%を達成したため、「A」と評価した。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ実施した各種取組が効果的に機能しているものと分析できる。

今後も捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を引き続き実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るなどして救助率の維持・向上に取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海上保安庁警備救難部救難課 （課長 川上 誠）

業績指標 69

航路標識の耐震補強の整備率*

評価

A	目標値：100%（令和2年度） 実績値：100%（令和2年度） 初期値：78%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

整備率 = 耐震補強を行った航路標識① ÷ 耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識②

※初期値（平成26年度）：①179 / ②229（基） = 78%

※目標値（令和2年度）：①229 / ②229（基） = 100%

（目標設定の考え方・根拠）

災害発生時における海上輸送ルート of 安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。

耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識229基について、令和2年度までに、その全てを耐震補強することとした。

【第4次社会資本整備重点計画第2章 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

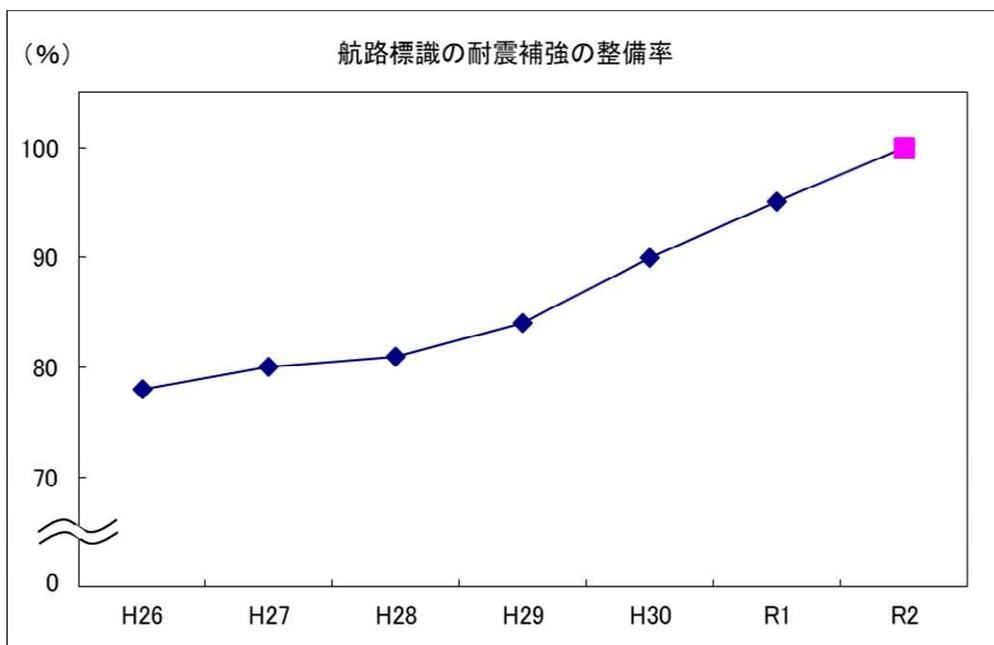
【閣議決定】

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値						(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
78%	80%	81%	84%	90%	95%	100%



主な事務事業等の概要

航路標識の耐震補強の整備 (◎)

災害発生時において、海上輸送ルートの安全確保を図るため、船舶の安全な運航に不可欠な航路標識の耐震補強を実施し、円滑な交通を確保する。

予算額：航路標識整備事業費の一部 3.60億円（令和元年度） 2.59億円（令和2年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度までに航路標識の耐震補強の整備率を100%とする目標について、達成することができた。

(事務事業等の実施状況)

24基（令和元年度：12基、令和2年度：12基）の航路標識の耐震補強を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、令和元年度、令和2年度の整備計画に則り着実な整備を実施し、達成率としては100%となっており、目標を達成したためA評価とした。今後は整備済みの施設について適切に点検、修繕等を行い維持管理することとしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁交通部整備課（課長 田中 健彦）

関係課：海上保安庁交通部企画課（課長 岩川 勝）

施策目標個票

(国土交通省2-19)

施策目標	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾および海上等における総合的な物流体系の整備を促進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要業績指標74は達成、71もおおむね目標に近い実績を示した。一方、主要業績指標73については、目標達成に相当な期間を要すると思われる。その他の業績指標については、75、77が目標を達成し、70、72、79はおおむね目標に近い実績を示した。一方、76、78については目標を達成していない。以上を総合的に勘案して、③相当程度進展が見られたとした。</p>
	施策の分析	海運に関しては、世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合等がおおむね目標に近い実績を示しており、港湾に関しては、海上貨物輸送コスト低減効果が目標を達成した。一方、目標を達成していない指標もあることから、進展に向け引き続き所要の施策を推進していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き我が国の国際競争力の強化に資する所要の施策の推進に取り組んでいくとともに、適切な進捗の把握のため、指標の見直し・改善に向けた検討についても併せて行う。令和2年度で目標年度を迎えた指標については、実績値等を踏まえ新たな指標・目標を設定する。

施策目標	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年央	H28年央	H29年央	H30年央	R1年央		R2年央
70 国際船舶の隻数	263隻	214隻	231隻	254隻	268隻	263隻	A	313隻
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
71 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合*	初期値	実績値					評価	目標値
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	約10%	9.2%	8.6%	8.7%	8.1%	7.7%	B	10%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
72 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
	237隻	219隻	237隻	261隻	273隻	270隻	A	300隻
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
73 内航船舶の平均総トン数*	初期値	実績値					評価	目標値
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R7年度
	715トン	712トン	727トン	747トン	754トン	763トン	B	858トン
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
74 海上貨物輸送コスト低減効果(対H25年度総輸送コスト)(①国内*、②国際*)	初期値	実績値					評価	目標値
	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①-	1.0%	1.5%	2.2%	2.3%	3.0%(速報値)	A	約3%
	②-	1.9%	2.6%	3.1%	3.9%	5.1%(速報値)	A	約5%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
75 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	31%	79%	80%	80%	83%	83%	A	80%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

業績指標	76 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPIに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	初期値	実績値					評価	目標値
		R2年9月	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
	0%	-	-	-	-	28%	A	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
77 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保	初期値	実績値					評価	目標値	
	R元年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度	
	①京浜港週27万TEU(欧州:週2便、北米:デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州:3方面・週12便)	-	-	-	週あたりの輸送力27万TEU	週あたりの輸送力32万TEU	A	京浜港週27万TEU(欧州:週2便、北米:デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州:3方面・週12便)を維持	
	②阪神港週10万TEU((欧州:週1便、北米:デイリー寄港、アフリカ・豪州:2方面・週5便)	-	-	-	週あたりの輸送力10万TEU	週あたりの輸送力10万TEU	A	阪神港週10万TEU((欧州:週1便、北米:デイリー寄港、アフリカ・豪州:2方面・週5便)を維持	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
78 訪日クルーズ旅客数	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年	
	41.6万人	199.2万人	252.9万人	245.1万人	215.3万人	12.6万人	B	500万人	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
79 都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率	初期値	実績値					評価	目標値	
	H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	68%	-	68%	85%	87%	94%	B	100%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
参考指標	参44 マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	初期値	実績値					評価	目標値
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	年度ごとの目標値	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
	参45 全国の港湾・河川区域等における放置艇隻数(万隻)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		8.8	-	-	7.0	-	-	-	0
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	参46 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾(重要港湾以上)における避難計画の策定率	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		25%	33%	42%	58%	63%	100%	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
参47 大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とする全国の作業船保有水準(総トン数)	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年	
	290万トン	297万トン	287万トン	263万トン	264万トン	-	290万トン		
年度ごとの目標値	290万トン	290万トン	290万トン	290万トン	290万トン	290万トン	290万トン		
参48 直近の3年間に緊急物資輸送訓練が実施された港湾(重要港湾以上)の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	46%	50%	55%	49%	67%	100%	100%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

参49 出入管理情報システムを導入した国際コンテナターミナルにおけるPS(Port Security)カードの使用率	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	96%	96%	96%	96%	96%	95%	95%維持	
	年度ごとの目標値	95%	95%	95%	95%	95%		
参50 港湾物流情報システムを相互接続している国数	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	2カ国	2カ国	2カ国	2カ国	2カ国	2カ国	5カ国	

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	183,703	219,964	220,770	182,544
補正予算(b)	33,963	25,498	85,385	-	
前年度繰越等(c)	49,002	61,508	99,845	-	
合計(a+b+c)	266,668	306,970	406,000	182,544	
	<0>	<0>	<0>	<0>	
執行額(百万円)	204,921	206,564			
翌年度繰越額(百万円)	61,508	99,845			
不用額(百万円)	239	560			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局物流政策課	作成責任者名	物流政策課 (課長 高田公生)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------	--------	--------------------	----------	--------

業績指標 70
国際船舶の隻数

評 価

A	目標値：313 隻（令和 7 年央） 実績値：－ 初期値：263 隻（令和 2 年央）
---	---

（指標の定義）
 海上運送法第 44 条の 2 に定める船舶（注）の隻数をいう。
 （注）国際船舶：
 国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。
 具体的には、2,000 トン以上の LNG 船、ロールオン・ロールオフ船、承認船員配乗船等の船舶をいう。

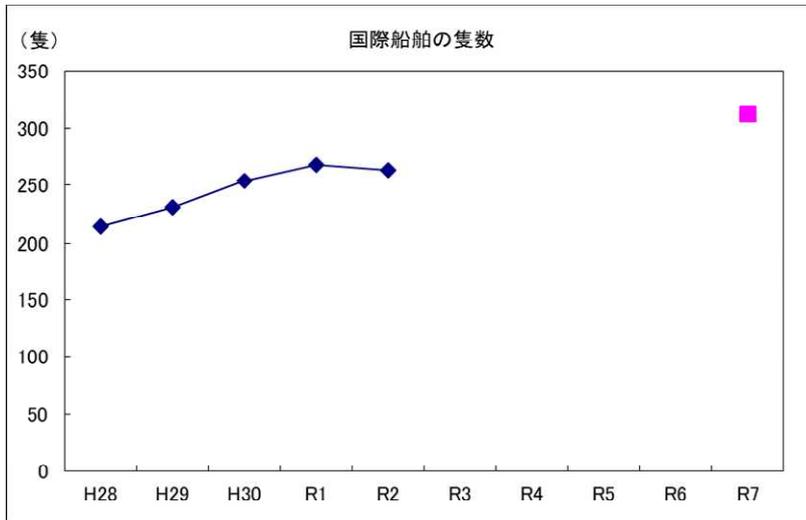
（目標設定の考え方・根拠）
 安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）を措置することにより、令和 2 年央の国際船舶の隻数（263 隻）を 50 隻増加させることとし、目標値を 313 隻（令和 7 年央）とした。

（外部要因）
 世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
 外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から 5 年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値					(年央)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2 1 4 隻	2 3 1 隻	2 5 4 隻	2 6 8 隻	2 6 3 隻	



主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを提供している日本船舶のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収額（令和元年度）

- ・登録免許税：68百万円
- ・固定資産税：782百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における令和2年央の国際船舶は263隻である。前年（令和元年央）と比べると5隻の減少となったが、過去の実績値（平成28年央）と令和2年央を比べると49隻増加しており、全体としては増加傾向にある。

前年よりも国際船舶が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きによるものである。国際船舶の隻数については、国際船舶制度として国際船舶の海外への譲渡・貸渡について事前届出制・中止勧告制により、国際船舶の過度な海外流出を事前にチェックすることができる仕組みとする一方で、固定資産税及び登録免許税の軽減措置を講じており、国際船舶の所有コストの軽減を図っている。これらの措置に加え、トン数標準税制等の海運税制による支援により、国際船舶の隻数の増加を促進しているところである。

（事務事業等の実施状況）

和元年度の登録免許税の特例の適用件数は27件、固定資産税の特例の適用件数は190件である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年央の国際船舶の隻数については、令和元年央に比べ5隻の減少となったが、過去の実績値（平成28年央）と令和2年央を比べると49隻増加しており、全体としては増加傾向にある。

令和2年央に国際船舶の隻数が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による一時的なものであり、国際船舶制度に加えトン数標準税制等の海運税制による支援の結果、これまでの国際船舶の隻数が増加傾向にあること、主要な外航海運事業者が認定を受けている日本船舶・船員確保計画において、令和3年度から令和4年度までに日本船舶を30隻程度導入する予定とされていることを勘案すると、初期値である令和2年央以降についても国際船舶の隻数は引き続き増加が見込まれるため、目標値の達成は可能であると考えられることから、Aと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 宮沢 正知）

関係課：なし

業績指標 7 1
世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

評 価	
B	目標値：10%（毎年度） 実績値：7.7%（令和2年度） 初期値：約10%（平成28年度）

（指標の定義）

世界の海上荷動量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

分子：我が国商船隊（※）による輸送量

分母：世界の海上荷動量

（※）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。

また、ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。

（目標設定の考え方・根拠）

我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の世界の海上荷動量に占める我が国商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、その輸送比率を維持することを目標とする。

（外部要因）

世界経済の動向、海運市況の変動、治安情勢、新型コロナウイルス感染症による影響等

（他の関係主体）

外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成30年5月15日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第2部2(3)）

マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日ASEAN統合基金（JAIF108）を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する（第2部（3）ウ）

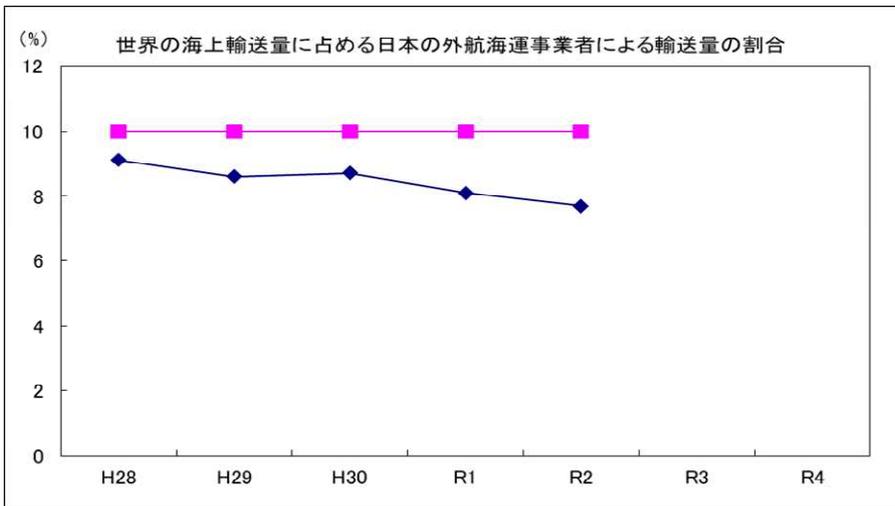
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 単位：%				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
9.2	8.6	8.7	8.1	7.7	



主な事務事業等の概要

島国である我が国では、貿易量の 99.6%を海上輸送が占め、このうち 60.5%の輸送を日本商船隊が担っており、外航海運は我が国経済・国民生活を支える重要な物流基盤であることから、安定的な国際海上輸送の確保は極めて重要である。このため、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化のための次の取組を図る。

【マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策】

我が国の輸入原油の 8 割以上が通航する重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、同海峡を管理する沿岸国（シンガポール、マレーシア及びインドネシア）に対して航行援助施設（灯浮標等）の維持・管理に係る支援を実施。

予算額：約 33 百万円（令和元年度） 約 31 百万円（令和 2 年度）

【外航海運対策の強化】

諸外国の海運政策の動向を把握し、自由で公正な競争条件の確保等を図るため、主要海運国との政策対話等を実施。

予算額：約 19 百万円の内数（令和元年度） 約 19 百万円の内数（令和 2 年度）

【税制上の特例措置】

○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）

多額の資金を要する外航船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図るための税制特例措置。

圧縮記帳の比率・・・・・・・・・・ 80/100

○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）

外航海運における CO2 排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊拡大のための投資を促進するための税制特例措置。

<償却率>

先進船舶

・日本籍船・・・・・・・・・・ 20/100

・外国籍船・・・・・・・・ 18/100

環境負荷低減船

・日本籍船・・・・・・・・・・ 17/100

・外国籍船・・・・・・・・・・ 15/100

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、令和2年度の世界の海上荷動き量は前年比3.6%減少し、我が国商船隊の輸送量は前年比7.3%減少した。また、世界の海上荷動量に占める我が国商船隊による輸送量の割合については前年比0.4%減の7.7%となった。

(事務事業等の実施状況)

【マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策】

沿岸国における航行援助施設（灯浮標等）の代替整備を支援するための代替施設の設計等に関する事前調査及び沿岸国の航行援助施設の維持管理に従事する技術者に対するキャパシティ・ビルディング事業等を実施し、沿岸国における同海峡の航行安全対策を支援しており、令和3年度においても引き続き実施予定。

【外航海運対策の強化】

海運先進国当局間会議において、海事政策に関する意見交換を実施するとともに、特定国の規制政策への問題意識を共有する等、自由で公正な競争条件の確立に向けて取り組んでいる。

【船舶に係る特別償却制度（税制）】

本税制特例措置の必要性を踏まえ、適用期限を2年間（令和3年度～令和4年度）延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標値の10%は達成していないため、Bと評価した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量は前年比3.6%減少した一方で、我が国商船隊の輸送量は前年比7.3%減少したところ。
- ・世界の海上荷動き量の減少率以上に我が国商船隊の輸送量が減少したため、令和2年度においては目標値を達成できなかった。
- ・内訳としては、約5割を占める日本への輸入貨物の輸送において、我が国への輸入量そのものが減少したこと（特に、日本商船隊が約8割の輸送を担っている原油・鉄鉱石等においては輸入量が約2割減少）等を踏まえ、前年比13%減少しているところ。
- ・我が国における外航海運の重要性を踏まえ、引き続き、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化の取組みの実施を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長 宮沢 正知）

関係課： なし

業績指標 7 2
外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数

評 価	
A	目標値：300 隻（令和 4 年度） 実績値：270 隻（令和 2 年度） 初期値：237 隻（平成 29 年度）

（指標の定義）

日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。

（目標設定の考え方・根拠）

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされている。

上記目標を達成すべく、平成 30 年 2 月 26 日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた外航海運事業者（以下、「認定事業者」という。）が確保する日本船舶数を平成 30 年度からの 5 年間で 1.2 倍とすることを目指すこととしており、第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。

上記「基本方針」に基づき、認定事業者が確保している平成 30 年の日本船舶数を 1.2 倍、その他の事業者は横ばいとし、令和 4 年には約 300 隻に増加させることを目標値として設定するものである。

（外部要因）

世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）

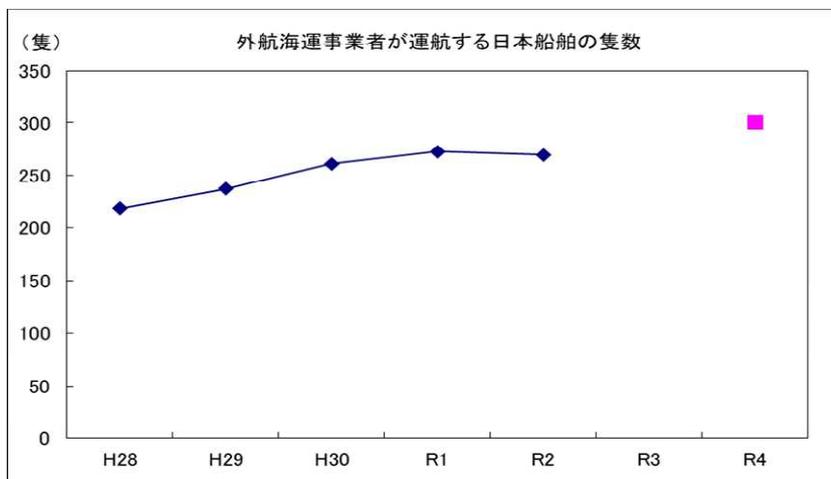
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から 5 年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）

【閣決（重点）】

【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2 1 9 隻	2 3 7 隻	2 6 1 隻	2 7 3 隻	2 7 0 隻	



主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）。

外航海運事業者が、海上運送法に基づき、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶・準日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税が適用される制度。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の日本船舶数は270隻であり、令和元年度に比べ3隻減となった。

減少の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きによるものである。

また、今後の日本船舶の隻数の増加については、主要な外航海運事業者が認定を受けている「日本船舶・船員確保計画」において、令和3年度から令和4年度末までに日本船舶を30隻程度導入する予定となっているため、目標値を達成することが可能と予想されることから、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

認定事業者は、令和元年3月末時点で7社であり、当該7社合計で日本船舶260.0隻となっており、平成30年3月末から5.1隻増加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度のトン数標準税制導入以降（当時107隻）、令和元年度まで一貫して日本船舶は増加していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等を受け、外航海運事業者が実施した売船等による船隊規模の適正化の動きにより、令和元年度と比べ3隻減少しているものの、同税制等の効果により目標の達成に向け、順調に推移していることからAと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 宮沢 正知）

関係課： なし

業績指標 7 3
内航船舶の平均総トン数*

評 価

B	目標値：858トン（令和7年度） 実績値：763トン（令和2年度） 初期値：715トン（平成27年度）※それぞれ平均総トン数
---	--

（指標の定義）
内航海運における船舶の平均総トン数
（注）総トン数：船舶の大きさを示すのに用いる指標。

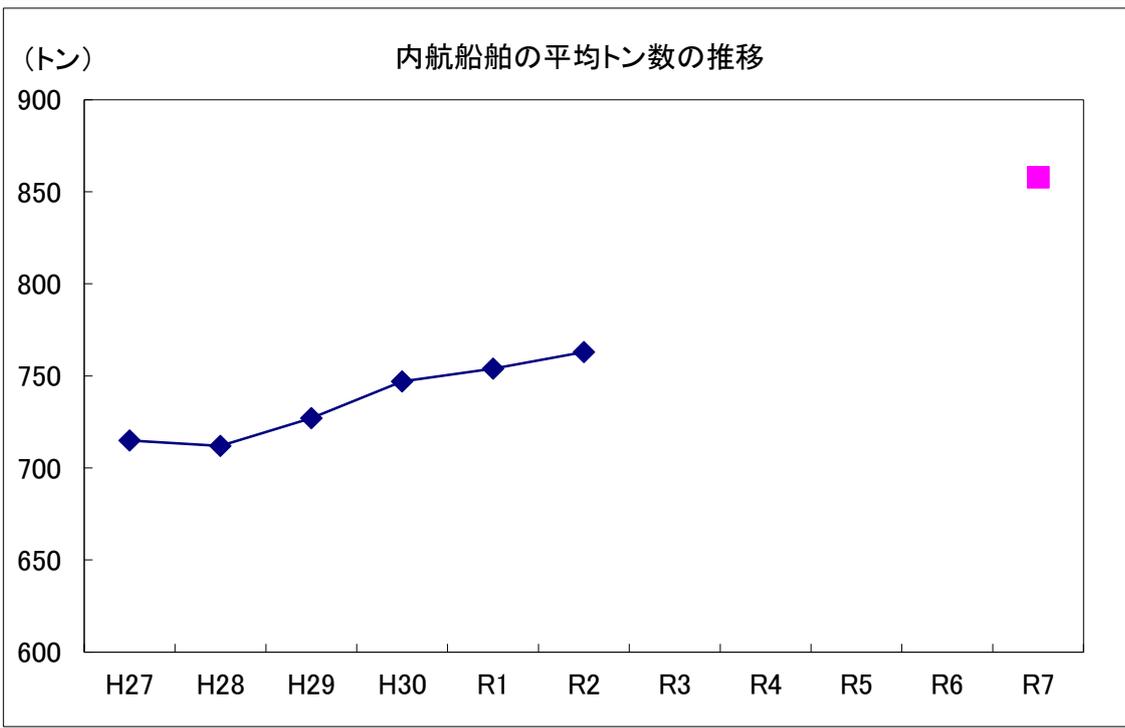
（目標設定の考え方・根拠）
効率的で安定した国内海上輸送を確保するためには、産業基礎物資の約8割の輸送を担う等の内航海運の特性を踏まえると、船舶を大型化させ、輸送効率を改善することが重要である。そこで、船舶の大型化の指標として、「内航船舶の平均総トン数」を用いることが有効かつ最適である。
内航船舶の平均総トン数は、平成23年から平成27年までの5年間で9%以上増加している。これを踏まえ、平成29年6月にとりまとめた「内航未来創造プラン」及び令和2年9月にとりまとめた「令和の時代の内航海運」（交通政策審議会海事分科会基本政策部会中間とりまとめ）において、今後10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、平成27年度比で20%増（858トン）という目標値を掲げているところ、本指標においても、同様の値（858トン）を目標値として設定することとする。

（外部要因）
景気の動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値(年度)					単位：平均総トン数	
H27	H28	H29	H30	R1	R2	
715	712	727	747	754	763	



主な事務事業等の概要

内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資の輸送の約8割を担う、我が国の国民生活を支える基幹的輸送インフラである。このような内航海運の良質な輸送サービスを安定的に提供し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進が重要である。このため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度や船舶の特別償却制度・船舶の買換特例・中小企業投資促進税制等の税制特例措置により船舶の代替建造の促進を図ってきたところ。また、少子高齢化による人口減少等の外部環境の変化に加え、内航海運暫定措置事業の終了等、事業環境が大きく変化する中でも社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供し続けるため、令和元年6月より、交通政策審議会海事分科会基本政策部会において、内航海運のあり方を総合的に検討し、令和2年9月に、その結果をまとめた「令和の時代の内航海運に向けて」を公表した。本とりまとめでは、内航海運が今後も荷主ニーズに応え、安定的輸送の確保を図るためには、「内航海運を支える船員の確保・育成とそのために必要な船員の働き方改革の推進」、「内航海運暫定措置事業の終了も踏まえた荷主等との取引環境改善」、及び「内航海運の運航・経営効率化や新技術の活用」に総合的に取り組むことが必要とし、そのための具体的施策が盛り込まれたところ。さらに、本年5月に、造船・海運分野の競争力強化、船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等による海事産業全体の基盤強化を図る「海事産業強化法」が成立された。

【予算額】

○内航海運対策 17 百万円 (令和2年度)

【税制上の特例措置】

○船舶に係る特別償却制度 (所得税、法人税)

環境低負荷船について、特別償却を認める

<償却率> 高度環境低負荷船・・・18/100

環境低負荷船・・・16/100

○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置 (所得税、法人税)

船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ

○中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

内航貨物船を取得した場合に特別償却 (30%) または税額控除 (7%)

【財政投融资】

○(独)鉄道建設・運輸施設整備機構の船舶共有建造制度の活用による代替建造の促進

財政投融资計画額：280億円 (令和2年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により代替建造が例年と比べ大きく低迷しているとともに、大型船(1万トンクラスのRORO船等)の建造が少なかった影響もあり、令和2年度の内航海運における船舶の平均総トン数は763トンと1.2%増加となっているものの、目標達成に至っていない。

(事務事業等の実施状況)

船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、代替建造による船舶の大型化等を推進しており、令和3年度においても引き続き実施予定。

・船舶共有建造制度 (平成30年度：18隻)

・各種税制特例措置の活用 (令和元年度：31隻)

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である平均の総トン数は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により代替建造が例年と比べ大きく低迷しているとともに、大型船(1万トンクラスのRORO船等)の建造が少なかったため、増加傾向であるものの、目標値である858トンを達成していないことからBと評価した。

令和3年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による代替建造の動向に注視しつつ、「令和の時代の内航海運に向けて」に盛り込まれた具体的施策の推進や「海事産業強化法」に盛り込まれた各種施策等により、代替建造による船舶の大型化等に向けた環境整備を図り、引き続き内航船舶の平均総トン数の増加に努めていくこととする。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：海事局内航課 (課長 小林 基樹)

関係課：海事局総務課企画室 (室長 忍海邊 智子)

業績指標 7 4

海上貨物輸送コスト低減効果（対 H2 5 年度総輸送コスト）（①国内*、②国際*）

評 価	
① A ② A	目標値：①約 3 % 減（令和 2 年度） ②約 5 % 減（令和 2 年度） 実績値：① 3. 0 % 減（令和 2 年度）（速報値） 2. 3 % 減（令和元年度） ② 5. 1 % 減（令和 2 年度）（速報値） 3. 9 % 減（令和元年度） 初期値：-

（指標の定義）

- ① 複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益を算出し、平成 2 5 年度の総輸送コストに対する各年度の輸送コスト削減便益の合計の比率を指標として設定。
- ② コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う国際物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益を算出し、平成 2 5 年度の総輸送コストに対する各年度の輸送コスト削減便益の合計の比率を指標として設定。

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 国内海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和 2 年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である 3%を、目標として設定。
- ② 国際海上貨物のコスト削減を着実に推進していく必要があるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和 2 年度までに発現が見込まれる海上輸送コスト低減効果である 5%を、目標として設定。

（外部要因）

- ・輸送コストにかかる原油価格変化
- ・輸出入貨物量に影響する景気動向
- ・世界情勢の変化

（他の関係主体）

- ・地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 1 7 日）
 感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靱化を進める。さらに、価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくりを進める。道路や港湾など生産性向上等に直結する社会資本の重点的な整備に加え、航空や鉄道などの必要な輸送能力の確保を図るとともに、データ、新技術も活用した物流の効率性・安全性の向上に資する取組を加速する。グローバル・サプライチェーンの強靱化の観点から、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保や、企業間連携を含め海運・造船業などの海事産業の競争力強化に官民を挙げて取り組む。
- ・海洋基本計画（平成 3 0 年 5 月 1 5 日）
 コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」（平成 26 年 1 月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の 3 本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。（国土交通省）
 資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。
 地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進する。（第 2 部. 2. (3)ウ）
- ・総合物流施策大綱（平成 2 9 年 7 月 2 8 日）
 国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、国内各地及びアジア広域からの貨物の集約や港湾背後への産業集積による貨物の創出、国も出資した港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営、大水深コンテナターミナルの整備を推進する。
 国際バルク戦略港湾において、資源、エネルギー、食糧等のバルク貨物を輸送する大型船が入港できるよう、拠点的な港湾整備を行い、国全体として安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を促進する。
 その他の港湾においても、港湾機能を充実させ、フェリーや RORO 船の就航など、国際海上航路の選択肢の多様化を図るほか、後背地への流通加工機能の集約化等により、国際競争力を強化する。
 また、モーダルシフト需要を取り込むための内航船の大型化やフェリーや RORO 船等の航路網の充実等に対応するとともに、内航輸送の効率化や静脈物流ネットワークの構築に寄与するため、岸壁等の施設整備やフェリーヤードの高度情報化、下船後の車両待機スペースの確保等の基盤整備等を通じた高規格なユニットロードターミナルの形成等を推進する。（3 (2) ②）
- ・交通政策基本計画（平成 2 7 年 2 月 1 3 日）

我が国の産業立地競争力の強化を図るため、広域からの貨物集約（集貨）、港湾周辺における流通加工機能の強化（創貨）、さらに港湾運営会社への政府の出資、大水深コンテナターミナルの機能強化（競争力強化）による国際コンテナ戦略港湾政策の深化を図るとともに、三大都市圏環状道路や港湾へのアクセス道路等の重点的な整備、埠頭周辺における渋滞対策等による効率的な物流の実現を目指す。

我が国の産業や国民生活に必要な資源、エネルギー、食糧の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型のばら積み貨物船に対応した港湾機能の拠点の確保や企業間連携の促進等により、安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図る。（第2章. 基本的方針B. 目標①[港湾・海運]）

- ・港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）

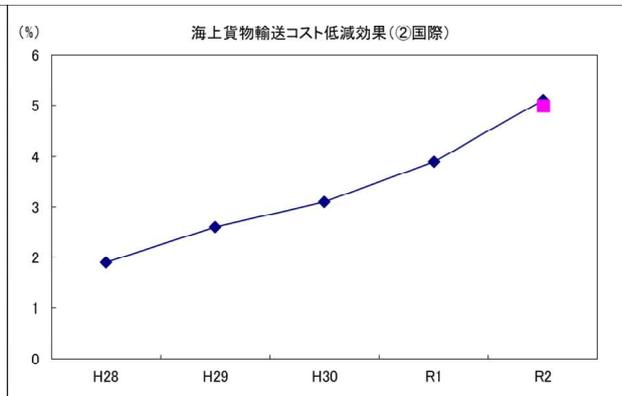
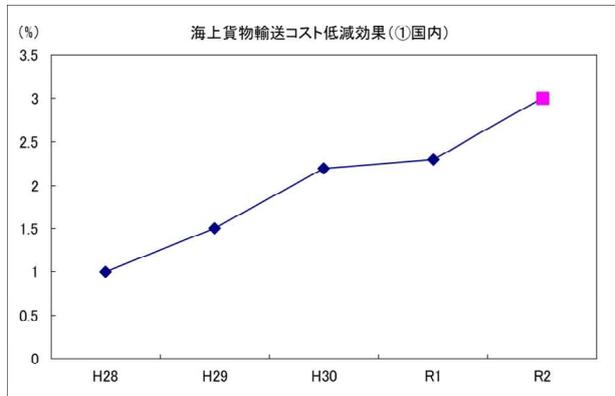
【関決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
平成25年度比	平成25年度比	平成25年度比	平成25年度比	平成25年度比	平成25年度比
① 1.0%減	① 1.5%減	① 2.2%減	① 2.3%減	① 3.0%減	① 3.0%減
② 1.9%減	② 2.6%減	② 3.1%減	② 3.9%減	② 5.1%減	② 5.1%減 (速報値)
					② 5.1%減 (速報値)



主な事務事業等の概要

- ・国際的な動向を見据えた空港・港湾等の既存施設の活用・再編を含めた機能の高度化を図る。特に、地方圏の産業活動等に不可欠な資源・エネルギー等を安定的かつ安価に輸入するため、国際バルク戦略港湾を念頭に置きつつ、大型船に対応した港湾機能の高度化や企業間連携の促進等を進め、拠点となる港湾を核とした安定的かつ効率的な資源・エネルギー等の海上輸送網の形成を図る。あわせて、地域における基幹産業の物流環境を改善し、民間投資の誘発や企業の立地競争力強化等を図るため、企業の事業環境改善に直結する物流基盤の整備を推進する。(◎)

予算額：

港湾整備事業費 2,386 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 21,887 億円の内数（令和元年度）

港湾整備事業費 2,411 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 18,015 億円の内数（令和2年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

- ・国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置

固定資産税・都市計画税の課税標準（取得後10年間）

①国際戦略港湾 1 / 2、②国際拠点港湾 2 / 3

- ・資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準

の特例措置（固定資産税、都市計画税）

特定貨物輸入拠点港湾において、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置

固定資産税・都市計画税の課税標準 2 / 3（取得後 10 年間）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和元年度の海上貨物輸送コスト低減効果は平成 25 年度比①国内 2.3%減、②国際 3.9%減、令和 2 年度のコスト低減効果は平成 25 年度比①国内 3.0%減（速報値）、②国際 5.1%減（速報値）と順調であり、港湾整備事業等により、複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備が着実に推進され、目標年度において目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・港湾整備事業等により、複合一貫輸送ターミナル、国内物流ターミナル、国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備が着実に推進された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標年度において目標を達成しているため、A 評価とした。
- ・目標年度が到来したが、引き続き、港湾整備事業等により、海上貨物輸送コストの低減を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）及び第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、令和 7 年度の目標値を、平成 30 年度比①国内約 2%減、②国際約 5%減と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局 計画課（課長 安部 賢）

業績指標 75

災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合

評価

A	目標値：80%（令和2年度） 実績値：83%（令和2年度） 初期値：31%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

大規模地震対策施設が港湾計画に位置付けられている港湾（重要港湾以上）の数のうち、大規模地震対策施設が存在し、かつ港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

各港湾における大規模地震対策施設の整備状況及び港湾BCPの策定状況を踏まえ、令和2年度までに施設整備及び港湾BCP策定が見込まれる港湾の割合を80%として目標を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- ・地方公共団体等（港湾管理者）
- ・民間事業者（港湾利用者）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月）

陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を進めるとともに、複数輸送ルートの確保に向け、輸送モード間の連携等を進める。（第3章 各プログラムの推進計画等）

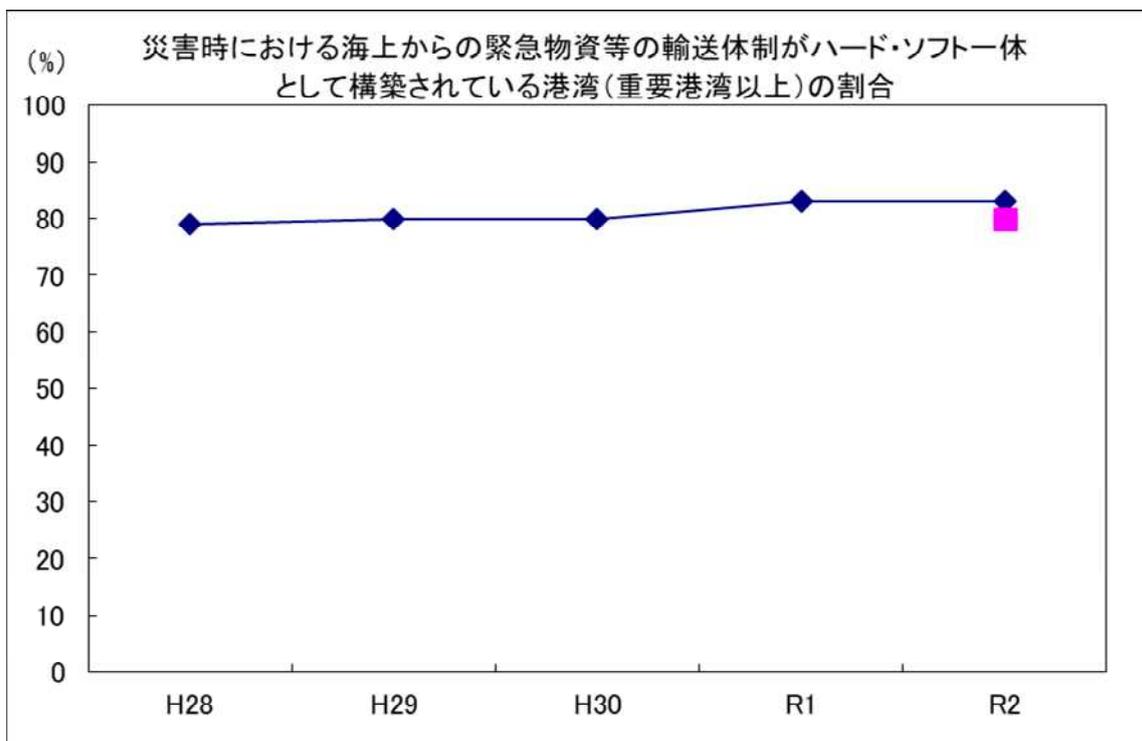
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H28	H29	H30	H31	R2
79%	80%	80%	83%	83%



主な事務事業等の概要

○ハード・ソフト施策の連携により、大規模地震発生後の緊急物資等の輸送に資する海上輸送ネットワークの構築を図る(耐震強化岸壁整備、港湾BCP策定、緊急物資輸送訓練の実施等)(◎)

予算額:

港湾整備事業費2,411億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等18,015億円の内数(令和2年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・令和2年度の実績値は83%(93港/112港)であり、目標値である80%を達成した。

(事務事業等の実施状況)

・重要港湾以上の全ての港湾において港湾BCPの策定が完了した。

・最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成を受け、Aと評価した。

・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)では、新たな指標として、2025年度までに大規模地震時に確保すべき海上ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合を47%と設定した。

・最新の地震被害想定等を踏まえ、港湾施設の耐震化等を行うことにより、大規模地震発生時においても国民生活・経済を支える海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能の確保を早期に実現を図る。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 港湾局 海岸・防災課(課長 西村 拓)

関係課: 港湾局 計画課(課長 安部 賢)

業績指標 76

国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合

評価	
A	目標値：100%（令和4年度） 実績値：28%（令和2年度） 初期値：0%（令和2年9月）

（指標の定義）

港湾BCPが策定された重要港湾以上の港湾（125港）のうち、港湾BCPに基づく関係機関（国・港湾管理者・港湾利用者など）と連携した訓練の実施割合

（目標設定の考え方・根拠）

国土強靱化アクションプラン2018において重要業績指標（KPI）の一つとして設定され、これとの整合を踏まえ、令和4年度までに港湾BCPが策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関と連携した港湾BCPに基づく訓練が行われるよう目標を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- ・地方公共団体等（港湾管理者）
- ・民間事業者（港湾利用者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月）

非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるようにするため、道路啓開・航路啓開計画の実効性向上、防災体制確保、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築、港湾BCPの策定促進・見直し等の対策について、タイムラインを設定する等時間管理概念を持ちつつ、関係機関が連携して推進する。（第3章 各プログラムの推進計画等）

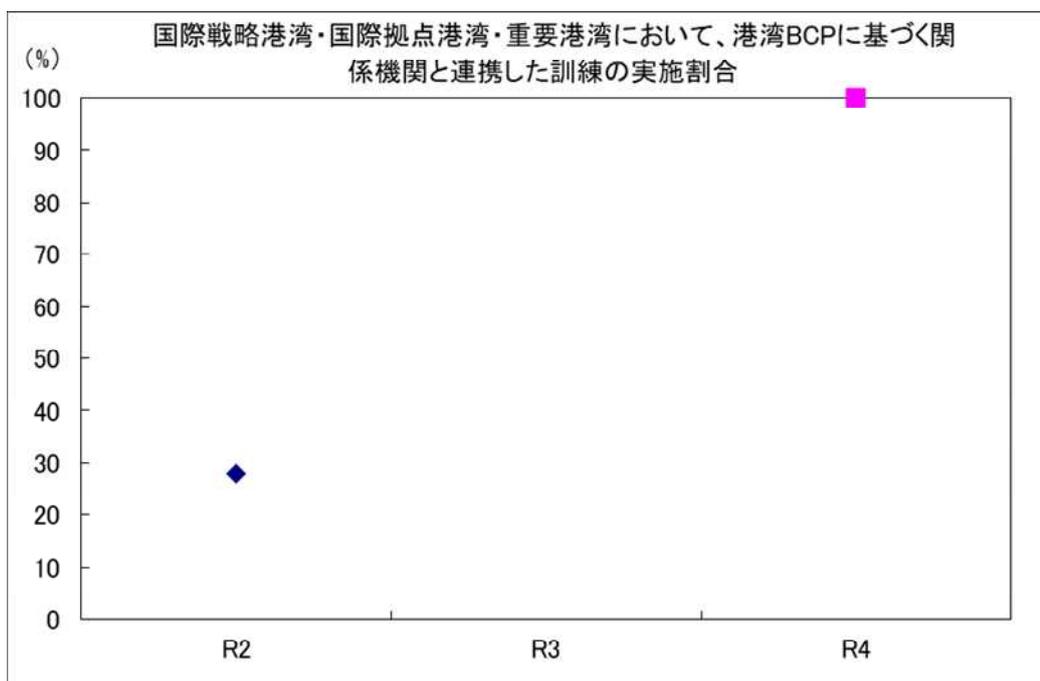
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
—	—	—	—	28%	



主な事務事業等の概要

港湾 BCP が策定された重要港湾以上の全ての港湾において関係機関と連携し、港湾 BCP に基づく訓練を実施

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和 4 年度の目標値である 100% に向け、令和 2 年度の実績値は 28% (35 港 / 125 港) であった。

(事務事業等の実施状況)

重要港湾以上の港湾(35 港)において関係機関と連携した港湾 BCP に基づく訓練を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に向け順調に推移しているため、A と評価した。
- ・本施策の初年度では、全国 35 港湾において、非常時にも既存の交通ネットワークを出来る限り円滑に活用できるよう訓練を行った。目標年次までにの目標を達成するためには、令和 3~4 年度に残り 90 港での訓練実施が必要となるが、国土強靱化アクションプラン 2018 における重要業績指標 (KPI) として、確実に達成していくと判断した。
- ・事業の実施に当たっては、昨今の災害事例も踏まえ、P D C A サイクルによる継続的な見直し・改善を図る。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 港湾局 海岸・防災課 (課長 西村 拓)

業績指標 77

我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保 (①京浜港週 27 万 TEU、②阪神港週 10 万 TEU)

評 価	
①A ②A	目標値：①京浜港週 27 万 TEU (令和 5 年度末) (欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：3 方面・週 12 便) を維持 ②阪神港週 10 万 TEU (令和 5 年度末) (欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：2 方面・週 5 便) を維持 実績値：①京浜港週 32 万 TEU (令和 2 年 11 月) (欧州：週 3 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：2 方面・週 12 便) ②阪神港週 10 万 TEU (令和 2 年 11 月) (欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：1 方面・週 3 便) 初期値：①京浜港週 27 万 TEU (令和元年 7 月) (欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：3 方面・週 12 便) ②阪神港週 10 万 TEU (令和元年 7 月) (欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：2 方面・週 5 便)

(指標の定義)

我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保 (取扱貨物量、欧州・北米航路、中南米・アフリカ等航路便数)

(目標設定の考え方・根拠)

- 国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。
- 同政策の目標については、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 (座長：国土交通副大臣) により平成 31 年 3 月に公表された「最終とりまとめフォローアップ」に基づき、政策目標として平成 31 年から概ね 5 年以内に、「国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する」とされ、これを踏まえ、国際コンテナ戦略港湾へ寄港する長距離航路 (欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州航路) の便数について、令和元年度の水準以上を毎年度維持することを、業績指標として設定した。

(外部要因)

- コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況
- 輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化

(他の関係主体)

- 特定港湾運営会社
- 港湾管理者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 成長戦略フォローアップ (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)
 感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であるため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。(6. (2) iv) ①)
- 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (令和 2 年 12 月 8 日閣議決定)
 今回の感染症の影響により、我が国のサプライチェーンについて、海外における生産拠点の集中度が高い製品等の供給途絶など、その脆弱性が顕在化したことを踏まえ、国内外でサプライチェーンの強靱化支援を継続する。
 (略)
 加えて、サプライチェーン強靱化や生産性向上に資する観点から、空港や港湾へのアクセス道路の整備や、国際コンテナ戦略港湾の機能強化等を進める。
 - サプライチェーンの強靱化や物流の生産性向上に資する道路ネットワークや港湾の整備等の推進等 (国土交通省) (第 2 章 II. 2. (3) ①)
- 総合物流施策大綱 (平成 29 年 7 月 28 日)
 国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、国内各地及びアジア広域からの貨物の集約や港湾背後への産業集積による貨物の創出、国も出資した港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営、大水深コンテナターミナルの整備を推進する。(III. 3. (2). ② (ア))
- 海洋基本計画 (平成 30 年 5 月 15 日)

コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」（平成26年1月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。（第2部. 2. (3)ウ）

- ・港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十八号）

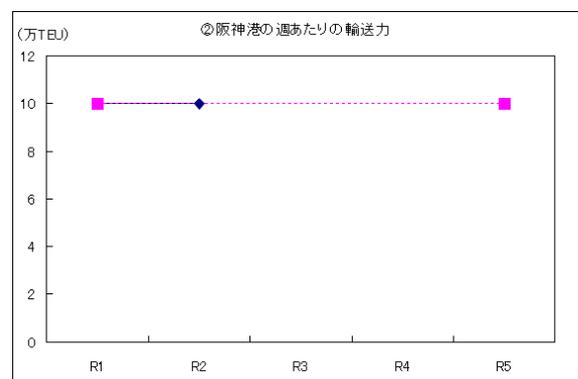
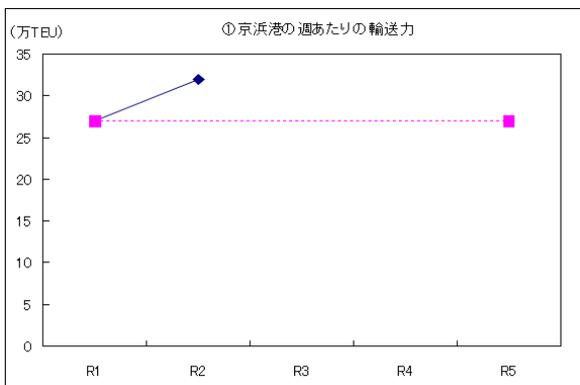
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
-	-	-	①週あたりの輸送力 27万TEU	①週あたりの輸送力 32万TEU	
			②週あたりの輸送力 10万TEU	②週あたりの輸送力 10万TEU	



主な事務事業等の概要

- ・国際コンテナ戦略港湾政策の推進（◎）

「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」（平成31年3月）を踏まえ、令和元年から概ね5年以内に、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献することを政策目標として、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の3つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現を目指す。このため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を引き続き推進する。

予算額：446億円（令和2年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策である。

- ・国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設

欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税・特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率（純トン数1トンまでごと）を次のとおりとする。

改正前：108円（とん税48円、特別とん税60円）

改正後：54円（とん税24円、特別とん税30円）

※令和2年10月1日より施行

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ①京浜港においては、指標の達成を維持。
- ②阪神港においては、指標の達成を維持。

（事務事業等の実施状況）

- ・国際コンテナ戦略港湾政策の推進

国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」（平成 31 年 3 月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の 3 本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策の推進に取り組んできた。

阪神港においては、「阪神国際港湾株式会社」（平成 26 年 10 月設立、同年 12 月同社に対して国から出資）が実施する集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、西日本諸港と阪神港を結ぶ国際フィーダー航路の寄港便数が 68 便／週（平成 26 年 4 月時点）から 90 便／週（令和 2 年 3 月時点）へ約 3 割増加し、創貨については、コンテナ貨物の需要創出に資する流通加工機能を備えた物流施設に対する無利子貸付制度が 2 事業で活用されたほか、物流施設を再編・高度化する補助制度が 2 事業で活用されるなどの効果が現れている。

京浜港においても、令和 3 年 4 月に横浜港南本牧ふ頭において世界最大級のコンテナ船（約 2 万 4 千 TEU 積）に対応可能な水深 18m の岸壁を含むコンテナターミナル（MC 1～4）の一体利用が開始したほか、平成 28 年度からは「横浜川崎国際港湾株式会社」（平成 28 年 1 月設立、同年 3 月同社に対して国から出資）が実施する集貨事業に対して国費による支援を講じた結果、平成 29 年 4 月、平成 30 年 8 月に、相次いで北米航路が、平成 30 年 9 月には、中南米航路が新規開設され、令和元年 5 月には、欧州航路が寄港再開するなど、具体的な成果が出ている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・政策目標の初期値の開始時点である令和元年以降も、コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編（令和 2 年 4 月より HMM がザ・アライアンスへ参加）等により、国際基幹航路の寄港地の絞り込みは依然として進行し、予断を許さない状況にある中、我が国に寄港する国際基幹航路については、①京浜港では、週あたりの輸送能力が 32 万 TEU と目標値を達成していることから A と評価した（便数に関しては、北米航路は、デイリー寄港を維持、欧州航路は 2 便から 3 便と増加、中南米・アフリカ・豪州航路は、令和 2 年 5 月のアフリカ航路抜港により、3 方面から 2 方面へ減少となった。）。②阪神港については、週あたりの輸送能力が 10 万 TEU と目標値を達成していることから A と評価した（便数に関しては、北米航路は、デイリー機構を維持、欧州航路は、週 1 便を維持、アフリカ・豪州航路は、令和 2 年 5 月のアフリカ航路の抜港等により 2 方面が 1 方面へ減少となった。）。

・「最終とりまとめフォローアップ」及び令和 3 年 5 月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進ワーキンググループ中間とりまとめ」を踏まえつつ、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることを政策目標とし、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の 3 つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現を目指し、重点的・効率的な集貨やコンテナターミナルの生産性向上といった「集貨」「創貨」「競争力強化」の 3 本柱の取組を引き続き推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局 港湾経済課（課長 奈良 和美）

関係課：

業績指標 78
訪日クルーズ旅客数

評価

B	目標値：500万人（令和2年） 実績値：12.6万人（令和2年） 215.3万人（令和元年） 初期値：41.6万人（平成26年）
---	---

（指標の定義）

年間に我が国にクルーズ船で入国する外国人旅客数

（目標設定の考え方・根拠）

・明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標を設定。

（外部要因）

経済情勢、国際情勢、新型コロナウイルス感染状況等

（他の関係主体）

港湾管理者（地方公共団体等）、クルーズ船社等の民間事業者、CIQ関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

- ・第196回国会内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）
「沖縄への観光客は、昨年九月までで、ハワイを上回りました。四年前、年間僅か三隻だった宮古島を訪れるクルーズ船は、昨年は四十倍以上の百三十隻となりました。クルーズ船専用ターミナルの二〇二〇年供用開始に向けて、岸壁の整備を本格化いたします」
- ・第193回国会内閣総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日）
「民間資金を活用し、国際クルーズ拠点の整備を加速します。港湾法を改正し、投資を行う事業者に、岸壁の先使用などを認める新しい仕組みを創設します。」
- ・第192回国会内閣総理大臣所信表明演説（平成28年9月26日）
「岸壁の整備、客船ターミナルの建設など、クルーズ船受入れのための港湾整備を進めます。」

【閣議決定】

- ・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日）
「クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図る」（6.（2）ix）①）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）
「クルーズ旅客等の満足度向上とともに、（中略）観光等を推進する。」（第2章3.（2）①）
「国家戦略特区の活用による観光客の利便性向上や、クルーズ船の受入環境を改善する港湾整備、（中略）観光産業の戦略展開や国際物流拠点の形成を進める。」（第2章3.（6））
- ・成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）
「クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組む。」（Ⅲ8.（2）i）②）
「富裕層の誘致に向けたフライ&クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。」（Ⅲ8.（2）i）②）
- ・安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日）
「クルーズ船の受入に向けた整備」（第2章Ⅲ.3.）
- ・総合的なTPP等関連政策大綱（令和元年12月5日）
「我が国技術等の普及に努めるとともに、（中略）、クルーズ船の受入促進策の拡充等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。」（Ⅱ2（3）①）
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）
「クルーズ船受入の更なる拡充」（第3 1.（三）①ウ）
- ・港湾法の一部を改正する法律（平成29年3月10日）
- ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日）
「クルーズ船受入の更なる拡充」（第2 4.（三）i）③ウ）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）
「国際クルーズ拠点の形成」（第2章5（4）②）
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）
「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するため、（中略）、クルーズ船受入の更なる拡充、（中略）の推進等を実施する。」（6. ⑩）
- ・港湾法の一部を改正する法律（平成28年法律第45号）

【閣決（重点）】

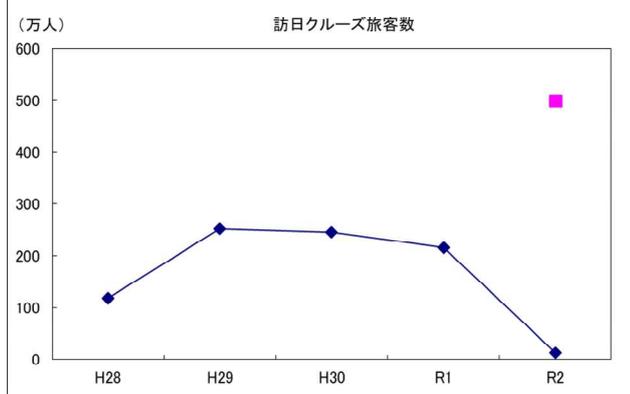
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）
「第2章に記載あり」

【その他】

- ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）

「クルーズ船受入れの更なる拡充」において、「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標を設定
 ・感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン（令和2年12月3日 観光戦略実行推進会議）
 「安心してクルーズを楽しめる環境整備を推進する」

過去の実績値					(暦年)
H28	H29	H30	R1	R2	
199.2万人	252.9万人	245.1万人	215.3万人	12.6万人	



主な事務事業等の概要

- ・官民連携による国際クルーズ拠点の形成
- ・既存ストックを活用したクルーズの受入環境の整備 (◎)
- ・クルーズ旅客の受入機能の高度化
- ・安心してクルーズを楽しめる環境整備

予算額：

港湾整備事業費 2,386億円 (国費) の内数 (令和元年)

国際クルーズ旅客受入機能高度化事業費補助 7億円 (令和元年)

港湾整備事業費 2,411億円 (国費) の内数 (令和2年)

国際クルーズ旅客受入機能高度化事業費補助 6億円 (令和2年)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・訪日クルーズ旅客数は令和元年に215.3万人、令和2年には12.6万人となっている。
- ・平成30年、令和元年に訪日クルーズ旅客数が減少した主な要因は訪日クルーズ旅客の約8割を占める中国発クルーズの減少であり、中国のクルーズマーケットの急拡大に伴い各社が配船を急増させ、競争が過熱した結果マーケットが軟化し調整局面に入ったことによるものと考えられる。
- ・令和2年に訪日クルーズ旅客数が大幅に減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことによるものである。

(事務事業等の実施状況)

- ・国際旅客船拠点形成港湾に指定した横浜港、清水港、下関港、佐世保港、八代港、鹿児島港、本部港、那覇港、平良港の9港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けた取り組みを推進した。
- ・物流ターミナル等において、クルーズ船の受入に必要となる係船柱や防舷材等の整備を推進した。
- ・クルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入を円滑に行うため、地方公共団体又は民間事業者が実施する旅客上屋等の改修や屋根付き通路の設置等を促進した。
- ・クルーズ船のターミナルにおいて、多言語化対応や様式トイレの設置、Wi-Fi環境の充実といった受入環境整備を推進した。

・国土交通省は、令和2年9月に「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を公表し、同時に、日本外航客船協会及び日本港湾協会から、国内クルーズを対象とした感染症対策に係るガイドラインが公表された。クルーズ船の寄港が予定されている港湾においては、中間とりまとめやガイドラインに基づき、旅客ターミナルなどの感染防止対策を講じるとともに、都道府県等の衛生主幹部局を含む協議会等における合意を得た上で受け入れることとし、加えて、地方整備局等が事務局となって、「水際・防災対策連絡会議」を開催し、初期対応を迅速かつ適切に実施するための情報共有体制を構築している。

・平成28年度に実施した政策アセスメント（平成30年度概算要求）である「国際クルーズ旅客受入高度化」の事後評価については、本業務指標をもってその効果を測定したところ、令和2年度は目標値の500万人には及ばないものの、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことによる影響が大きいと見られ、現時点で判断することはできない。

課題の特定と今後の取組みの方向性

（課題の特定）

○当該業務指標については、令和2年の訪日クルーズ旅客数が12.6万人と目標値の500万人に及ばないものの、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止されたことによる影響が大きく、目標値に対する達成度について、令和2年実績では政策の効果を正しく評価することができないため、令和元年実績をもって評価を行うと、目標である500万人に到達していないため、Bと評価した

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても多くの乗船者が感染する事案が発生したことを受け、我が国におけるクルーズ市場を再開させるためには、クルーズに対する信頼や安心を取り戻すことが何よりも重要である。

（今後の取組みの方向性）

○クルーズ船の受入環境を改善するため、引き続き、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、既存ストックを活用した受入環境の整備や受入機能の高度化に向けた取組みを推進する。

○各港湾のクルーズ船誘致の機会の創出、上質な寄港地観光プログラムの造成のため、「全国クルーズ活性化会議」と協力し、クルーズ船社との商談会や意見交換会を実施する。

○クルーズ船のターミナルにおいて、多言語化対応や様式トイレの設置、Wi-Fi環境の充実といった旅客上屋の改修等の受入環境整備を推進する。

○旅客ターミナルなどの感染防止対策をより一層促進するとともに、安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進のためのクルーズ旅客と受入側の感染症対策等に係る相互理解に取り組むなど、クルーズを安心して楽しめる環境整備を促進する。

○令和2年以降の具体的な目標は未定であるものの、上記の通り今後も訪日クルーズ旅客数の向上に資する取組を行う予定である。

○以上を踏まえ、本業績指標について見直しを検討する

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局 産業港湾課（課長 西尾 保之）

関係課：

業績指標 79

都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率

評価

B	目標値：100%（令和2年度） 実績値：94%（令和2年度） 初期値：68%（平成29年度）
---	--

（指標の定義）

民間物資拠点の活用に関して、都道府県が定める地域防災計画において規定された割合

（目標設定の考え方・根拠）

災害時におけるラストマイルも含めた円滑な支援物資輸送を実現に向けては、過去の災害時における課題等を踏まえ、関係主体の役割分担等を整理し、その実効性を高めることが必要となっている。

支援物資の保管については、設備状況等を勘案すると、民間物資拠点を広域物資輸送拠点として活用することは有用であり、その活用可能性を高めるため、都道府県が定める地域防災計画において、民間物資拠点の活用に関する規定がなされることを目標とする。

（外部要因）

（他の関係主体）

物流事業者、物流事業者団体、地方自治体

（重要政策）

【施政方針】

【閣議決定】

- ・第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日）

災害発生後、被災地の支援・復旧が迅速に実施できるよう、装備資機材の充実・訓練の実施等による TEC-FORCE の機能拡充・強化、輸送経路の啓開や緊急支援物資の輸送、鉄道の早期復旧等に係る関係機関との枠組み構築・連携強化等を進める。併せて、産学官が持つ技術やノウハウ、人材・資金等のリソースを最大限活用した予測精度の向上等に向けた技術・観測予測システム開発等による防災気象情報の改善 及び気象 データ利活用促進 や適時的確な提供等を推進する。【第2章 基本の方針C 目標①】

- ・第7次総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日）

災害発生時に支援物資の輸送や物流施設における仕分けが必要となることを踏まえ、地方自治体と物流事業者間における協定をより高度化するため、物流専門家派遣協定の締結を促進するとともに、支援物資の広域的な受入れ拠点としての活用を想定する民間物資拠点のリストを拡充し、大規模災害発生時の支援物資物流について輸送の全体最適化を行い、ラストマイルの着実な輸送も含めた避難所への支援物資物流の円滑化に向けた取組を行う。【第Ⅲ章 3（1）②】

- ・防災基本計画（令和元年5月31日）

地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。【第2編第1章第6節6】

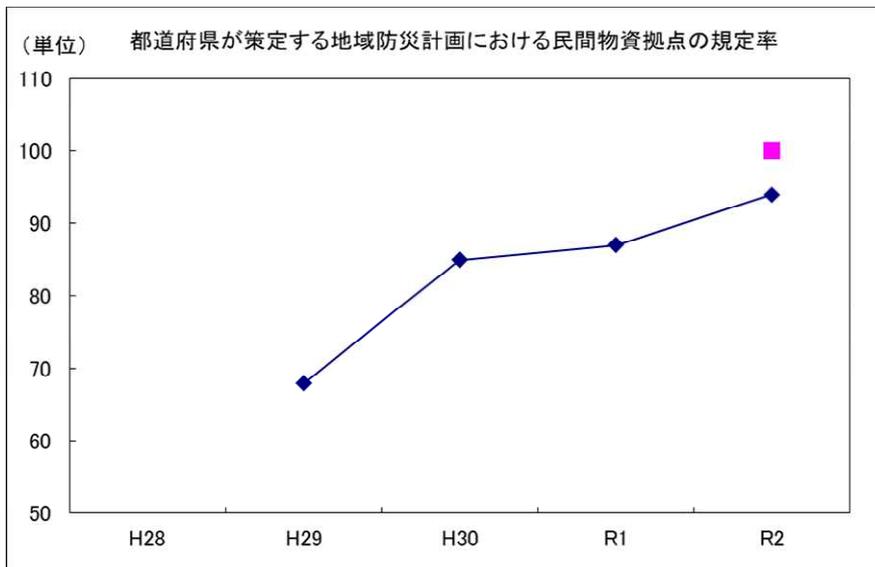
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、人材、資機材の充実、技術開発を含めて災害対応力を強化する。また、南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る。【第3章2（個別施策分野の推進方針）（8）】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（%）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
-	68	85	87	94	



主な事務事業等の概要

- ・ 災害に強い物流システムの構築

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の広域かつ大規模な災害が発生し、物流システムが寸断された場合、国民生活や経済活動へ甚大かつ広域的な影響が生じることが想定される。被災者の生活の維持のためには、必要な支援物資を迅速・確実に届けることが重要であり、平成28年熊本地震等においてラストマイルの輸送の混乱等の課題が顕在化したことを踏まえ、円滑かつ確実な支援物資輸送を実現するための体制の確立・強化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

地域防災計画における民間物資拠点の規定については、各自治体の判断において規定が進められていたところ、目標年度における令和2年度においては94%(44都道府県)という進捗となった。

(事務事業等の実施状況)

地域毎に設置している「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」等において、「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を周知するなど、都道府県が定める地域防災計画における民間物資拠点の活用に関する規定がなされるよう地方自治体等に対する働きかけを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値の100%(47都道府県)は達成していないものの、未規定の3自治体については、県内の広域物資拠点及び市町村の物資拠点を活用する等、支援物資輸送に関する体制の構築を進めている。災害への備えは予断を許さず、今後とも深化が求められることから、引き続き、支援物資輸送に係る体制構築について検討を進めていく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局参事官(物流産業) 紺野 博行
 関係課：

施策目標個票

(国土交通省2-⑳)

施策目標	観光立国を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備え等の実現を図り、観光立国を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) すべての業績指標について、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で実績が落ち込んだが、令和元年までは概ね順調に推移しており、令和元年は過去最高を記録している。業績指標80、81、82及び83については令和元年実績が令和2年目標を下回ったためB評価とした。一方で、業績指標84については、令和元年実績が令和2年目標を上回ったためA評価とした。 令和元年まではすべての業績指標が概ね順調に推移していることから、施策目標全体としては、「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	業績指標のすべてにおいて令和元年で過去最高を記録しており、各施策の効果が着実に現れているものと判断する。 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で各種指標が落ち込んだが、日本各地の自然、食、伝統文化・芸術、風俗習慣、歴史などの魅力が失われたわけではなく、今後とも、各業績指標を達成するため、施設改修など宿・観光地のリニューアル支援、長期滞在に資する魅力的なコンテンツ造成、多言語対応等の受入環境の整備などに取り組み、全国の観光地の底力を高めていく。 なお、シンクタンクなどによる外国人を対象とした調査では、日本は公衆衛生レベルを高く評価され、コロナ後に訪れたい国の最上位に位置づけられ、また、日本人を対象とした調査では、昨年国内旅行を見送った反面として、本年は高い国内旅行意欲が示されるなど、ポストコロナに向けて好材料もある。
	次期目標等への反映の方向性	「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標達成に向けて取組を進める。

業績指標	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年	H28年	H29年	H30年	R1年		R2年
80 訪日外国人旅行者数(*)	H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	B	4,000万人
	622万人	2,404万人	2,869万人	3,119万人	3,188万人	412万人		4,000万人
	暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
81 訪日外国人旅行消費額(*)	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
	0.8兆円	3.7兆円	4.4兆円	4.5兆円	4.8兆円	0.7兆円(試算値)※	B	8兆円
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
82 地方部での外国人延べ宿泊者数	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
	616万人泊	2,753万人泊	3,266万人泊	3,848万人泊	4,309万人泊	779万人泊	B	7,000万人泊
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
83 外国人リピーター数	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
	401万人	1,426万人	1,761万人	1,938万人	2,047万人	289万人(試算値)※	B	2,400万人
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
84 日本人国内旅行消費額	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
	19.7兆円	20.9兆円	21.1兆円	20.5兆円	21.9兆円	10.0兆円	A	21兆円
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
参考指標	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年
	参51 無料公衆無線LANの整備率(①主要空港、②新幹線主要停車駅)	①87% ②52%	①96% ②73%	①98% ②92%	①98% ②100%	①98% ②100%	①98% ②100%	①100% ②100%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月～12月の調査が中止となったため、2020年1月～3月期の結果を用いて試算したもの。

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	26,821	66,268	67,780	40,553	
		補正予算(b)	570	11,966	1,121,462	-	
		前年度繰越等(c)	23,679	4,125	15,914	-	
		合計(a+b+c)	51,069 <0>	82,359 <0>	1,205,155 <0>	40,553 <0>	
	執行額(百万円)		42,591	58,832			
	翌年度繰越額(百万円)		4,125	15,914			
	不用額(百万円)		4,353	7,612			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	観光庁	作成責任者名	観光戦略課 (課長 片山 敏宏)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 80

訪日外国人旅行者数*

評価

B	目標値：4,000 万人（令和 2 年） 実績値： 412 万人（令和 2 年） 3,188 万人（令和元年） 初期値： 622 万人（平成 23 年）
---	---

（指標の定義）

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行者数について、「2020 年：4,000 万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）

景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

第204回国会における施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】

- ・成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 9 章 2.（2）人々への信頼・接触の回復
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 3 章 2.（2）①観光の活性化
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）5.（10）観光先進国の実現
- ・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）本論第 2 章 基本目標 4
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）

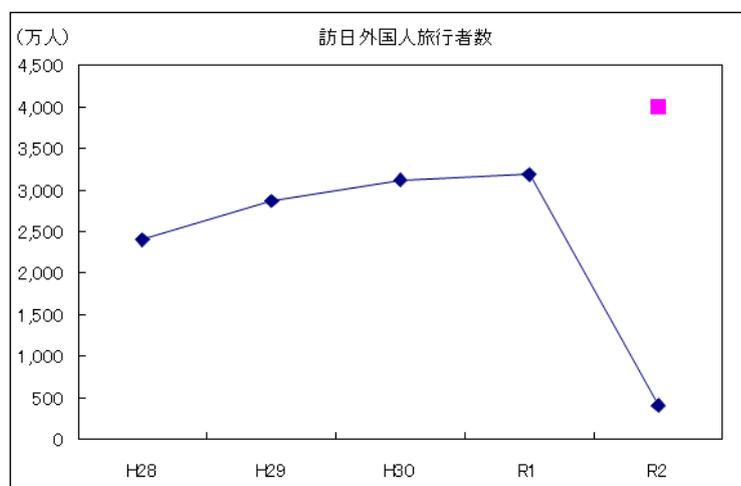
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和 2 年 12 月 3 日観光戦略実行推進会議決定）
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値					(年)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2,404 万人	2,869 万人	3,119 万人	3,188 万人	412 万人	



主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業 1,301百万円の内数（令和2年度）

1,300百万円（令和元年度）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となっていく、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。

予算額：761百万円（令和2年度）

1,391百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：1,050百万円（令和2年度）

1,000百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やAI等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和2年度）

99百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和2年度）

7,063百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を

現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和2年度）
3,011百万円（令和元年度）

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和2年度）
3,500百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和2年度）
5,500百万円（令和元年度）

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和2年度）
3,050百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和2年度）
5,149百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。

海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額：635百万円（令和2年度）
1,300百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の

体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額： 740百万円（令和2年度）

2,296百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額： 6,969百万円（令和2年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額： 6,862百万円（令和2年度）

5,080百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ確に取込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額： 2,000百万円（令和2年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額： 1,000百万円（令和2年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する

予算額： 9,717百万円（令和2年度） 9,600百万円（令和2年度一次補正）

10,049百万円（令和元年度） 5,000百万円（令和元年度1次補正） 1,007百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業

として支援した。

予算額：5,412百万円（令和2年度） 5,199百万円（令和2年度一次補正）4,997百万円（令和2年度三次補正）
5,474百万円（令和元年度） 1,885百万円（令和元年度予備費）320百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年の訪日外国人旅行者数は412万人となったが、2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人であり、新型コロナウイルスの収束後には再び訪日外国人旅行者数が回復していくことが予想される。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国5カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、5カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

各観光地域づくり法人（DMO）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を促進した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和2年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和2年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするた

めの取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

2020年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、水際対策の措置が継続され、412万人となったが、2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人であり、2018年に続き3,000万人を突破し過去最高を記録した。目標年度である2020年実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実績が落ち込んでいることから、2019年実績をもって評価を行うと、目標である4,000万人に到達していないため、Bと評価した。

今後は「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた訪日外国人旅行者数6,000万人（2030年）の目標達成に向けて、国・地域ごとの感染収束を見極めつつ、誘客可能となった段階で、時機を逸することなく訪日促進に向けた必要な事業を実施していく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁国際観光課（課長 三輪田 優子）
関係課： 観光庁参事官（外客受入）（参事官 軽部 努）
観光庁観光地域振興課（課長 河南 正幸）
観光庁観光資源課（課長 星 明彦）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官 田淵 エルガ）
観光庁参事官（旅行振興）（参事官 高橋 泰史）

業績指標 8 1

訪日外国人旅行消費額*

評 価

B	目標値： 8 兆円（令和 2 年） 実績値：0.7 兆円（令和 2 年）※試算値 4.8 兆円（令和元年） 初期値：0.8 兆円（平成 23 年） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。
---	---

（指標の定義）

訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額

（目標設定の考え方・根拠）

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行消費額について、「2020 年：8 兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）

景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

第204回国会における施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】

- ・成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 9 章 2.（2）人々への信頼・接触の回復
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 3 章 2.（2）①観光の活性化
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）5.（10）観光先進国の実現
- ・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）本論第 2 章 基本目標 4
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

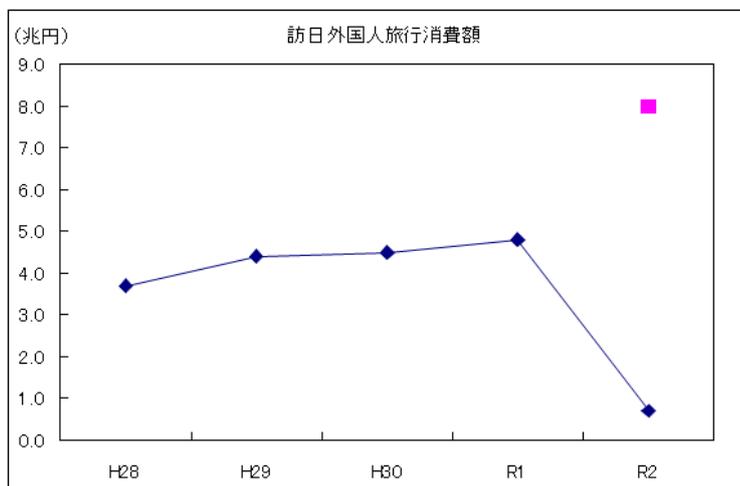
- ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和 2 年 12 月 3 日観光戦略実行推進会議決定）
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値

（年）

H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
3.7 兆円	4.4 兆円	4.5 兆円	4.8 兆円	0.7 兆円（試算値）※

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。



主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業 1,301百万円の内数（令和2年度）

1,300百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：1,050百万円（令和2年度）

1,000百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やAI等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和2年度）

99百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和2年度）

7,063百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和2年度）

3,011百万円（令和元年度）

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の

動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和2年度）

3,500百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和2年度）

5,500百万円（令和元年度）

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和2年度）

3,050百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和2年度）

5,149百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。

海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額：635百万円（令和2年度）

1300百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額：740百万円（令和2年度）

2,296百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額：6,969百万円（令和2年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額：6,862百万円（令和2年度）

5,080百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：2,000百万円（令和2年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額：1,000百万円（令和2年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する

予算額：9,717百万円（令和2年度）9,600百万円（令和2年度一次補正）

10,049百万円（令和元年度）5,000百万円（令和元年度1次補正）1,007百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

予算額：5,412百万円（令和2年度）5,199百万円（令和2年度一次補正）4,997百万円（令和2年度三次補正）

5,474百万円（令和元年度）1,885百万円（令和元年度予備費）320百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨

き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和2年度）

【税制上の特例措置】

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2019年4月1日より、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売することが認められるよう措置した。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2020年4月1日より、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続に代わり、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を国税庁へ電磁的に送信する運用を開始した。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年の訪日外国人旅行消費額は、4.8兆円と過去最高を記録し、平成23年から令和元年までの8年間の年平均の増加率は25.1%となっている。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国5カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、5カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和2年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和2年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査

を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

【税制上の特例措置】

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2019年4月1日より、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売することが認められるよう措置した。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（消費税・地方消費税）

2020年4月1日より、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続に代わり、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を国税庁へ電磁的に送信する運用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年の訪日外国人旅行消費額は4.8兆円と過去最高を記録しているものの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で実績が落ち込んだことから、2019年実績をもって評価を行うと、目標である8兆円に到達していないためから、「B」評価と判断した。

一方で、平成23年から令和元年までの8年間の年平均の増加率は25.1%となり、令和2年も同じ増加率で推移したと仮定すると約6兆円となり、達成率は75%となる。

今後については、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況ではあるが、シンクタンクなどによる外国人を対象とした調査では、日本は公衆衛生レベルを高く評価され、コロナ後に訪れたい国の最上位に位置づけられ、また、日本人を対象とした調査では、昨年国内旅行を見送った反面として、本年は高い国内旅行意欲が示されるなど、ポストコロナに向けた好材料も少なくない。

今後は「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行消費額15兆円（2030年）の目標達成に向け、国の支援による宿泊施設等の再生、国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツの造成や観光地等の受入環境整備などに取り組んでいく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁観光戦略課（課長 片山 敏宏）
関係課： 観光庁参事官（外客受入）（参事官 軽部 努）
観光庁観光地域振興課（課長 河南 正幸）
観光庁国際観光課（課長 三輪田 優子）
観光庁観光資源課（課長 星 明彦）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官 田淵 エルガ）
観光庁参事官（旅行振興）（参事官 高橋 泰史）

業績指標 8 2

地方部での外国人延べ宿泊者数

評 価

B	目標値：7,000 万人泊（令和 2 年） 実績値： 779 万人泊（令和 2 年） 4,309 万人泊（令和元年） 初期値： 616 万人泊（平成 23 年）
---	---

（指標の定義）

三大都市圏に含まれる都府県（※）を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計。

（※）三大都市圏に含まれる都府県

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

（目標設定の考え方・根拠）

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020 年：7,000 万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）

景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

第204回国会における施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】

- ・成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 9 章 2.（2）人々への信頼・接触の回復
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 3 章 2.（2）①観光の活性化
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）5.（10）観光先進国の実現
- ・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）本論第 2 章 基本目標 4
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）

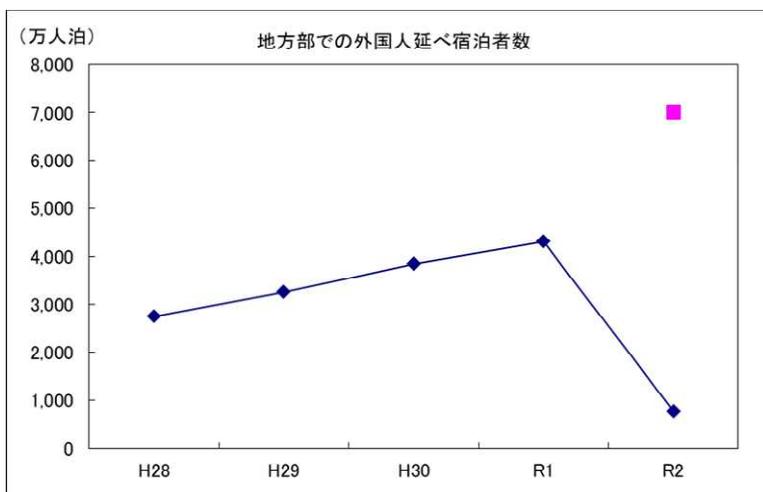
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和 2 年 12 月 3 日観光戦略実行推進会議決定）
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値					(年)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2,753 万人泊	3,266 万人泊	3,848 万人泊	4,309 万人泊	779 万人泊	



主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業 1,301百万円の内数（令和2年度）
1,300百万円（令和元年度）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となっていく、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行った。

予算額：761百万円（令和2年度）
1,391百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：1,050百万円（令和2年度）
1,000百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やAI等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和2年度）
99百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和2年度）
7,063百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を

現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和2年度）
3,011百万円（令和元年度）

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和2年度）
3,500百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和2年度）
5,500百万円（令和元年度）

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和2年度）
3,050百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和2年度）
5,149百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額：635百万円（令和2年度）
1,300百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の

体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額： 740百万円（令和2年度）

2,296百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額： 6,969百万円（令和2年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額： 6,862百万円（令和2年度）

5,080百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ確に取込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額： 2,000百万円（令和2年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額： 1,000百万円（令和2年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する。

予算額： 9,717百万円（令和2年度）9,600百万円（令和2年度一次補正）

10,049百万円（令和元年度）5,000百万円（令和元年度1次補正）1,007百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業

として支援した。

予算額：5,412百万円（令和2年度）5,199百万円（令和2年度一次補正）4,997百万円（令和2年度三次補正）
5,474百万円（令和元年度）1,885百万円（令和元年度予備費）320百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年の地方部での外国人延べ宿泊者数について、達成率としては目標に近い実績を示していないものの、実績値は4,309万人泊と8年連続で対前年増となり、過去最高を更新したが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響により、703万人泊（※速報値）と大幅に減少した。

令和2年の三大都市圏と地方部で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で84.8%減、地方部で83.7%減と、地方部の減少率は三大都市圏と同水準であった（R2年は速報値）。

一方、クルーズ船や住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の利用者等は宿泊統計の対象外であることから、本指標の実績値として利用している宿泊統計の値は、実際の地方部での外国人延べ宿泊者数よりも少なくなっていることに留意が必要である。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国5カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、5カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

各観光地域づくり法人（DMO）策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を促進した。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和2年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和2年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファミツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人

の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的な情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年までは、地方部での外国人延べ宿泊者数が、4,309万人泊と8年連続で対前年増となっており、各施策

の効果が着実に現れていると判断するが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者数が大幅に減少したことから、令和元年実績をもって評価を行うと、目標である7,000万人泊に到達していないためから、「B」評価と判断した。

今後、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)に掲げた地方部での外国人延べ宿泊者数13,000万人泊(2030年)の目標達成に向けて、観光地や交通機関における多言語対応、無料Wi-Fi、キャッシュレス決済等の受入環境整備による地方への誘客促進、体験型観光コンテンツの充実等による体験滞在の満足度向上、観光地域づくり法人(DMO)を中心とした多様な関係者の広域的な連携の促進などの施策を政府一丸、官民一体となって、更に推進していく

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：観光庁観光地域振興課(課長 河南 正幸)

関係課：観光庁参事官(外客受入)(参事官 軽部 努)

観光庁国際観光課(課長 三輪田 優子)

観光庁観光資源課(課長 星 明彦)

観光庁参事官(国際関係・観光人材政策)(参事官 田淵 エルガ)

観光庁参事官(旅行振興)(参事官 高橋 泰史)

業績指標 83
外国人リピーター数

評価

B	目標値：2,400 万人（令和 2 年） 実績値： 293 万人（令和 2 年）※試算値 2,047 万人（令和元年） 初期値： 401 万人（平成 23 年） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。
---	--

（指標の定義）

日本への来訪回数が 2 回目以上の訪日外国人旅行者の人数

（目標設定の考え方・根拠）

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、外国人リピーター数について、「2020 年：2,400 万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

（外部要因）

景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

第204回国会における施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】

- ・成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 9 章 2.（2）人々への信頼・接触の回復
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）第 3 章 2.（2）①観光の活性化
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）5.（10）観光先進国の実現
- ・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）本論第 2 章 基本目標 4
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

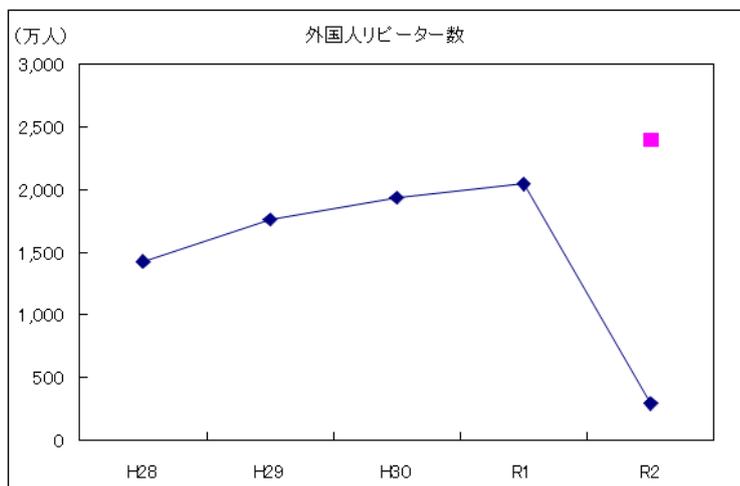
- ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和 2 年 12 月 3 日観光戦略実行推進会議決定）
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値

(年)

H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
1,426 万人	1,761 万人	1,938 万人	2,047 万人	293 万人（試算値）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。



主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：107百万円（平成30年度）

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

予算額：インフラ等の地域資源活用・クルーズ寄港促進事業 1,301百万円の内数（令和2年度）

1,300百万円（令和元年度）

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備する。

予算額：1,050百万円（令和2年度）

1,000百万円（令和元年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やAI等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図る。

予算額：58百万円（令和2年度）

99百万円（令和元年度）

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：8,184百万円（令和2年度）

7,063百万円（令和元年度）

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

予算額：3,530百万円（令和2年度）

3,011百万円（令和元年度）

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の

動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

予算額：3,176百万円（令和2年度）
3,500百万円（令和元年度）

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：4,400百万円（令和2年度）
5,500百万円（令和元年度）

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

予算額：2,535百万円（令和2年度）
3,050百万円（令和元年度）

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、訪日グローバルキャンペーンや、ICT・ビッグデータの活用等による個人の関心に合わせた我が国の魅力発信等を行う。

予算額：6,313百万円（令和2年度）
5,149百万円（令和元年度）

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

国内の集客実績が多くあるインフラ施設について、インバウンド受け入れ環境を整備することにより、観光資源としての魅力を高めるとともに、その魅力を海外に向けて効果的に情報発信した。

海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

予算額：635百万円（令和2年度）
1,300百万円（令和元年度）

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

予算額：740百万円（令和2年度）
2,296百万円（令和元年度）

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

予算額：6,969百万円（令和2年度）

10,000百万円（令和元年度）

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

予算額：6,862百万円（令和2年度）

5,080百万円（令和元年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：2,000百万円（令和2年度）

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

予算額：1,000百万円（令和2年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝として、国別戦略に基づく市場別プロモーション等の徹底、地域の魅力発信による地方部への誘客等を実施する。

予算額：9,717百万円（令和2年度）9,600百万円（令和2年度一次補正）

10,049百万円（令和元年度）5,000百万円（令和元年度1次補正）1,007百万円（令和元年度予備費）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

予算額：5,412百万円（令和2年度）5,199百万円（令和2年度一次補正）4,997百万円（令和2年度三次補正）

5,474百万円（令和元年度）1,885百万円（令和元年度予備費）320百万円（令和元年度補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨

き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訪日外国人旅行者数は当面、大変厳しい状況が続いていき、観光目的での国際的な人の往来再開はもう少し先になると考えられるが、令和元年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2,047万人と過去最高を記録した。外国人リピーター数の実績値は、平成23年から平成元年までの8年間の年平均の増加率が22.6%となっている。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国5カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、5カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○最先端観光コンテンツインキュベーター事業

平成30年度及び令和元年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を観光庁ウェブサイトに掲載し、他地域や他観光事業者への横展開を行った。また、ウェブサイト、文献等の調査を実施し、ICTを活用した新しい観光コンテンツ等を掘り起こした。

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、観光資源の解説文が乱立していたり、表記が不十分なため、観光地としての魅力が伝わらないとの声があることから、観光庁が関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材を初めてリスト化し、派遣体制の構築、解説文作成等の支援を行うことで、旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を令和元年度106地域、令和2年度65地域において整備した。

○観光産業の生産性向上事業

令和2年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○円滑な出入国の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○円滑な通関等の環境整備

ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現することにより、旅客の待ち時間の短縮を図った。

○FAST TRAVELの推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の

動線を一気に通貫で高度化することにより、手続きを迅速化した。

○公共交通利用環境の革新等

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

○ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援した。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図った。

○ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、ICTやビックデータを分析しつつ「将来の訪日」を意識した継続的な情報発信等を実施した。

○インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等

これまで国内向けに実施してきたインフラツーリズムのインバウンドへの展開に向けて、ニーズ把握、パンフレットの多言語化並びにファムツアーの実施等の支援により、新たな観光需要を創出し、インフラの観光資源としての魅力向上を図るとともに、Wi-Fi整備や多言語案内板の設置といったインバウンドの受け入れ環境整備を行った。また、多言語のインフラポータルサイトや海外向けの情報誌を作成し、海外への効果的な情報発信に取り組んだ。海洋周辺地域においては訪日観光の充実・開拓及び魅力向上を図るため、当該地域における訪日外国人向けの観光コンテンツ開発や受入環境整備を行う16事業者に対して支援を行った。

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化し、また、国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進した。

○文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機とした観光コンテンツの創出や日本の歴史・文化・芸術の魅力をAR等の先端技術を駆使した展示および演出による主要空港での発信、文化財に新たな付加価値を付与することでより魅力的なものとするための取組支援、多言語解説の整備等、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を行った。

○国立公園のインバウンドに向けた環境整備

廃屋撤去、既存施設のリノベーションといった利用拠点の滞在環境の上質化や、グランピングやナイトタイムコンテンツなどの魅力あるコンテンツづくりの推進・支援、デジタルサイネージ等を活用したアクティビティの一元的情報提供などの国立公園の魅力発信、案内板や展示等の多言語解説の整備・充実等により、国立公園の磨き上げを行った。また、新宿御苑や京都御苑といった国民公園におけるネイティブ監修ガイドツアーの造成やARによる歴史的遺構解説の整備などの魅力向上を行った。

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

○ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、美術館・博物館、文化財等の文化資源、国立公園や温泉等の自然資源を含めた地域の観光資源の夜間・早朝を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施した。

○戦略的な訪日プロモーションの実施

観光目的での訪日が難しい中、誘客を促す広告発信や訪日を伴う招請事業等を行うことはできなかったものの、国ごとに異なる旅行需要に応じた日本の魅力発信や、地域の観光関連事業者を対象とするオンラインセミナー等を実施した。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援した。

また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援した。

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度である 2020 年実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実績が落ち込んでいることから、2019 年実績をもって評価を行うと、2019 年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2,047 万人と過去最高を記録しているが、おり、目標である 2,400 万人に達していないため、B 評価とした。

今後は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた外国人リピーター数 3,600 万人（2030 年）の目標達成に向けて、国・地域ごとの感染収束を見極めつつ、誘客可能となった段階で、時機を逸することなく訪日促進に向けた必要な事業を実施していく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁国際観光課（課長 三輪田 優子）

関係課：観光庁参事官（外客受入）（参事官 軽部 努）

観光庁観光地域振興課（課長 河南 正幸）

観光庁観光資源課（課長 星 明彦）

観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官 田淵 エルガ）

観光庁参事官（旅行振興）（参事官 高橋 泰史）

業績指標 8 4
日本人国内旅行消費額

評 価	
A	目標値： 21 兆円 (令和 2 年) 実績値： 10.0 兆円 (令和 2 年) 21.9 兆円 (令和元年) 初期値： 19.7 兆円 (平成 23 年)

(指標の定義)

日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計

(目標設定の考え方・根拠)

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、日本人国内旅行消費額について、「2020 年：21 兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定した。

(外部要因)

景気動向・為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

(他の関係主体)

日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

(重要政策)

【施政方針】

第204回国会における施政方針演説(令和 3 年 1 月 18 日)観光立国「我が国には内外の観光客を惹きつける「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナを克服した上で、世界の観光大国を再び目指します。～中略～地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型観光やワーケーションを推進してまいります。」

【閣議決定】

- ・成長戦略実行計画(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)第 9 章 2. (2) 人々間の信頼・接触の回復
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)第 3 章 2. (2) ①観光の活性化
- ・ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)5. (10) 観光先進国の実現
- ・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)本論第 2 章 基本目標 4
- ・観光立国推進基本計画(平成 29 年 3 月 28 日閣議決定)

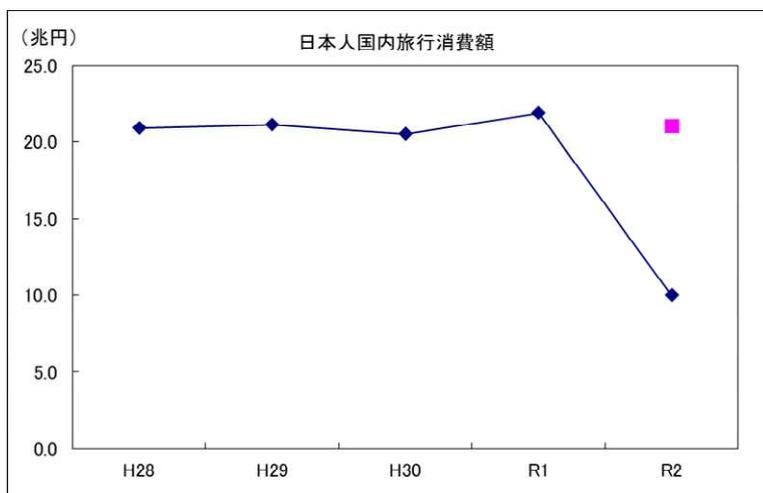
【閣決(重点)】

なし

【その他】

- ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和 2 年 12 月 3 日観光戦略実行推進会議決定)
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)

過去の実績値 (年)				
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
20.9 兆円	21.1 兆円	20.5 兆円	21.9 兆円	10.0 兆円



主な事務事業等の概要

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

宿泊施設は、地域の雇用創出や活性化に大きな役割を果たすが、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革する必要がある。このため、業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

予算額：予算額：107百万円（平成30年度）

○観光産業の生産性向上事業

宿泊業をはじめとした観光産業では、他産業と比較して相対的に生産性が低い状況。加えて、宿泊業においては深刻な人手不足が生じており、今後も拡大していくものと見込まれる。また、訪日外国人旅行者数の増大や宿泊者・旅行者のニーズの多様化など経営環境が大きく変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要がある。

このため、生産性向上に関する取組の好事例の共有等やA I等の導入により、宿泊施設や旅行会社等の生産性向上・高付加価値を促し、地域の核となる観光産業の活性化を図った。

予算額：58百万円（令和2年度）

99百万円（令和元年度）

○Go To トラベル事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」の普及・定着を図った

予算額：1,354,267百万円（令和2年度1次補正） 311,929百万円（令和2年度予備費）

1,031,114百万円（令和2年度3次補正）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

予算額：10,210百万円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

日本人国内旅行消費額は、令和元年に目標値である21兆円を超えたが、令和2年においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により10.0兆円となった。

（事務事業等の実施状況）

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成30年度は、3箇所（福島、長野、三重）の宿泊施設で経営診断を行い、課題を抽出し、改善に向けて取り組むとともに全国5カ所（北海道、福島、埼玉、長野（2カ所））でワークショップを開催し、5カ所に対し消耗品や食材等の共同購買、泊食分離等の連携のシステム構築、プラン作成等に対する支援を行った。また、訪日外国人旅行者が「旅館」を選択する際に重視するサービス情報（ハード・ソフト両面）等を調査し、「旅館」に関するFAQとイメージ画像を作成し、平成30年2月より観光庁HPに掲載した。さらに、平成30年9月と翌年3月に有識者会議を実施し、今後の「旅館」における情報開示のあり方等について協議をした。

○観光産業の生産性向上事業

令和2年度は、宿泊施設におけるマルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施したほか、生産

性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成した。

○Go To トラベル事業

観光関連事業者及び旅行者の双方において、互いに着実に感染拡大防止策を講じることを求めつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い失われた旅行需要に対し、旅行・宿泊商品の割引支援を行うとともに、観光地周辺の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンを発行することで、観光地全体の消費を促し、旅行需要の喚起を図った。（実績：少なくとも8,781万人泊）

○誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等が観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施する実証事業を公募し、これらの実証事業の支援を行うことを通じて、我が国における誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成に向けた取組の方向性の調査・検証を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年の日本人国内旅行消費額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、10.0兆円と目標値を大幅に下回ったものの、平成28年から増加傾向となり、平成29年・令和元年においては目標値である21兆円を超えた実績が認められるため、「A」評価とした。

今後は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた日本人国内旅行消費額6,000万人（2030年）の目標達成に向けて、目標の達成を目指し、観光地域づくりの推進、地方誘客のための観光コンテンツの充実、休暇改革等による観光需要の創出・平準化を進めていく。

また、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁参事官（旅行振興）（参事官 高橋 泰史）
関係課：観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官 田淵 エルガ）
観光庁観光地域振興課（課長 河南 正幸）

施策目標個票

(国土交通省2-②)

施策目標	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 過去の実績による傾向を勘案すると、業績指標85については目標に向けて着実に増加しているものの、目標年度での業績目標には到達しないため。また、業績指標86については目標年度において目標を達成していない。さらに、主要業績指標である85は目標に近い実績を示していないため、全体として④進展が大きくないと評価した。
	施策の分析	良好な景観や歴史的資産を活かした国土・観光地づくりの推進に向けた取り組みの支援を行っており、施策の着実な実施により実績値は伸びているが、目標達成のために一層の取り組みが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実、計画作成に対する支援の創設等により、景観計画作成に取組む団体の一層の拡大を図るとともに、歴史的風致維持向上計画の認定団体への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みを推進し、業績指標の一層の増加を目指す。また、第5次社会資本整備重点計画の目標を踏まえ、今後業績指標の見直しを検討する。

業績指標	85 景観計画を策定した市区町村の数*	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		458団体	518団体	538団体	558団体	584団体	608団体	B	700団体
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	86 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
31団体		62団体	66団体	76団体	81団体	86団体	B	110団体	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	200	112	137	79	
		補正予算(b)	0	0	0	-	
		前年度繰越等(c)	46	130	64	-	
		合計(a+b+c)	246	242	201	79	
	執行額(百万円)	114	170				
	翌年度繰越額(百万円)	130	64				
	不用額(百万円)	1	8				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 (室長 竹内 広悟)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------

業績指標 85

景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)*

評価

B	目標値：約700団体（令和2年度） 実績値：608団体（令和2年度） 初期値：458団体（平成26年度）
---	--

(指標の定義)

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。

(目標設定の考え方・根拠)

目標設定時における過年度の景観計画策定団体数の推移に基づき設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）：「主要な観光地（原則として前都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく制度の効果的な活用のある方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。」（3-1（二）⑤）

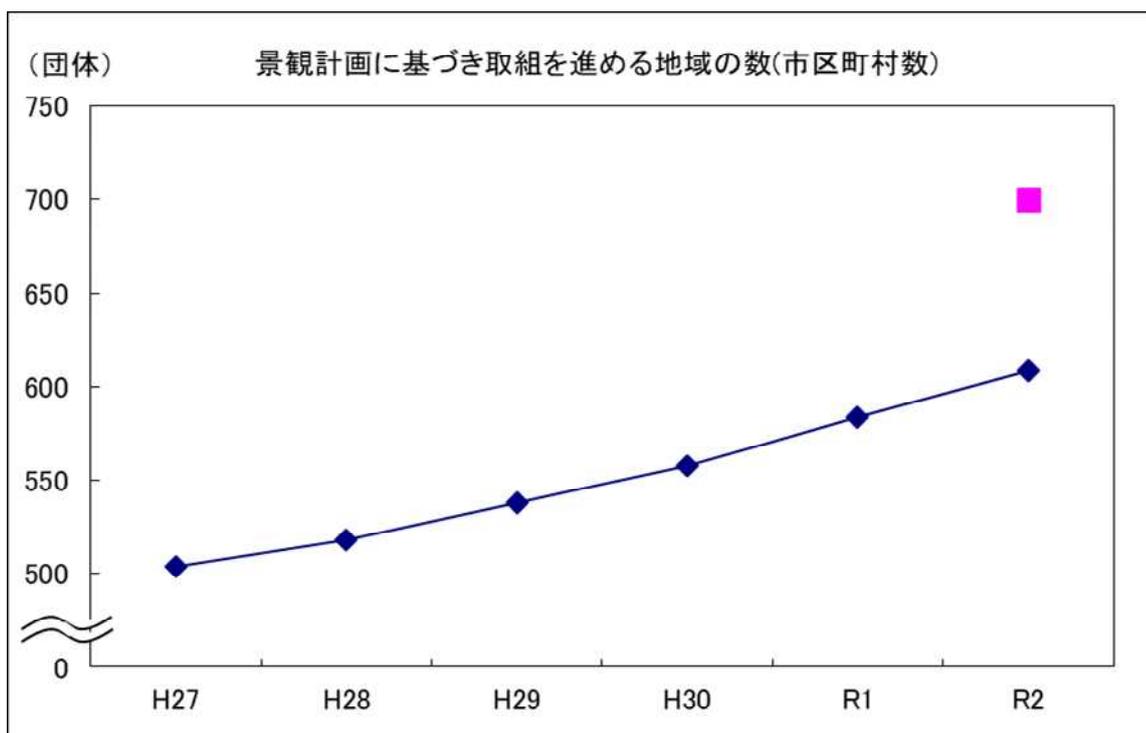
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章」に記載あり

【その他】

観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018（平成30年6月12日）：「主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。」（視点1 <景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上>）

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
518団体	538団体	558団体	584団体	608団体	



主な事務事業等の概要

- ・ 景観法の普及啓発及び景観計画の策定推進
- ・ 景観改善推進事業

景観計画の策定・改定、外部専門家の登用やコーディネート活動、景観規制上の既存不適格になる建築物等への是正措置に要する経費への支援といった景観改善の取組を推進する。

予算額：130,000千円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加してきたが目標年度における目標値を下回った。

（事務事業等の実施状況）

景観形成を推進するため、景観法の活用状況や先進的な取組事例等について、各都道府県で実施された行政担当者向けのセミナーやホームページ等を通じて情報提供し、同法の普及啓発及び地方公共団体による景観計画の策定促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標については、景観計画を策定した市区町村の数は着実に増加してきたものの、目標年度における目標値を下回ったことから「B」と評価した。
- ・ 景観まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。
- ・ 今後は現在の取り組みを継続するとともに、平成31年3月に作成した「景観計画策定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの取組事例集」等の新たなツールの周知を図り、良好な景観形成のための景観法の活用及び普及啓発等の施策を一層推進することとする。
- ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」と見直しを行い、その目標値を令和7年度末で450団体と設定した。今後、「景観計画策定の手引き」の改定や普及啓発活動の一層の充実に取組むなど施策の強化を図る。本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 竹内 広悟）

関係課：

業績指標 86

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数

評価

B	目標値：約110団体（令和2年度） 実績値：86団体（令和2年度） 初期値：31団体（平成23年度）
---	--

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村）の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について調査を行った結果、「認定意向あり」と回答した市区町村の数に基づき設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

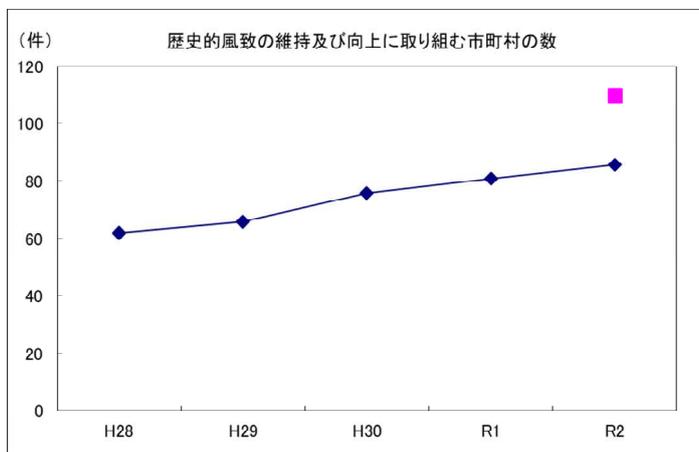
- ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日)
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。」(第31(二)③ア)
- ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日)
「広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。」(4(2)i)⑦)
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第4次基本方針)(平成27年5月22日)
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。(第31.(6))

【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
62団体	66団体	76団体	81団体	86団体	



主な事務事業等の概要

・ 歴史的観光資源高質化支援事業

観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させることを目的とし、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却について、支援を実施する。

予算額：45,000千円（令和1年度）45,000千円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

令和2年度末時点で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は86、目標年度に達成できていない。

（事務事業等の実施状況）

- ・ 歴史的風致維持向上計画に関するHP（『『歴まち』情報サイト —歴史的風致維持向上計画『認定都市』アーカイブ—』）を立ち上げ、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。
- ・ 新たに歴史的風致維持向上計画策定を目指す市町村へ向けた手引き及び作成マニュアルを国土交通省HPに掲載を始めた。
- ・ 歴史的風致維持向上計画の効果を伝えるため、計画に位置づけられた事業成果を「歴まちHistory」として国土交通省HPに掲載を始めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標について、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の数は、令和2年度末で86団体となっており、目標年度における目標値を下回ったため、「B」と評価した。
- ・ 歴史まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」が課題としてあげられる。
- ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、引き続き「歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数」の指標を設定し、その目標値を令和7年度末で120団体とした。
- ・ 今後の取組みの方向性として、課題を踏まえた歴史的風致維持向上計画に関する各種HPへの掲載を引き続き実施するとともに、更なる情報提供の手法の改善、提供する情報の工夫・充実等により、歴史的風致維持向上計画作成に取り組む市町村の一層の拡大を図る。また、認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みの推進を図る。
- ・ 本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 竹内 広悟）

関係課：

施策目標個票

(国土交通省2-②)

施策目標	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 全ての業績指標について目標値を達成しているため。
	施策の分析	国際物流に対応した、基幹ネットワークの構築及び日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークの構築に向け、三大都市圏環状道路の整備をはじめとした基幹ネットワークや生活幹線道路ネットワーク等を整備してきたところであり、順調かつ着実に推移している。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、重点的かつ効率的な道路ネットワークの整備を推進し、国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークの形成を推進する。また、第5次社会資本整備重点計画に掲げる目標を踏まえ、今後業績指標の見直しを検討する。

業績指標	87 三大都市圏環状道路整備率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		68%	74%	79%	81%	82%	83%	A	約80%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	88 道路による都市間速達性の確保率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
49%		54%	54%	56%	57%	集計中	A	約55%	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	536,582	583,518	554,020	539,955	/
		補正予算(b)	19,195	89,046	159,248	-	/
		前年度繰越等(c)	268,559	198,611	286,967	-	/
		合計(a+b+c)	824,336	871,175	1,000,235	539,955	/
	執行額(百万円)		625,201	583,130	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		198,611	286,967	/	/	/
	不用額(百万円)		525	1,078	/	/	/
<0>		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	道路局 企画課 道路経済調査室(室長 渡邊 良一)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------------	----------	--------

業績指標 87
三大都市圏環状道路整備率*

評価	
A	目標値：約80%（令和2年度） 実績値：83%（令和2年度） 初期値：68%（平成26年度）

(指標の定義)

三大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏）の環状道路の計画延長に占める供用延長の割合
 三大都市圏環状道路整備率

$$= \frac{\text{三大都市圏における環状道路の供用延長}}{\text{三大都市圏における環状道路の計画延長}}$$

(目標設定の考え方・根拠)

令和2年度の目標については、既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ。

(外部要因)

地元の調整状況 等

(他の関係主体)

NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗等）

(重要政策)

【施政方針】

- 菅内閣総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。」

【閣議決定】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）
 三大都市圏環状道路について平成32年度までに約80%の開通を目指すなど、根幹的な道路網を整備する。（第1章第2節2.）
- 日本再興戦略（平成28年6月2日）
 首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進する（11.（2）ii）
- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日）
 首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路等について整備を推進する（第2I. [3]）
- 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）
 （別紙2）5-5に記載あり
- 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日）
 三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る（6.（2）iv）

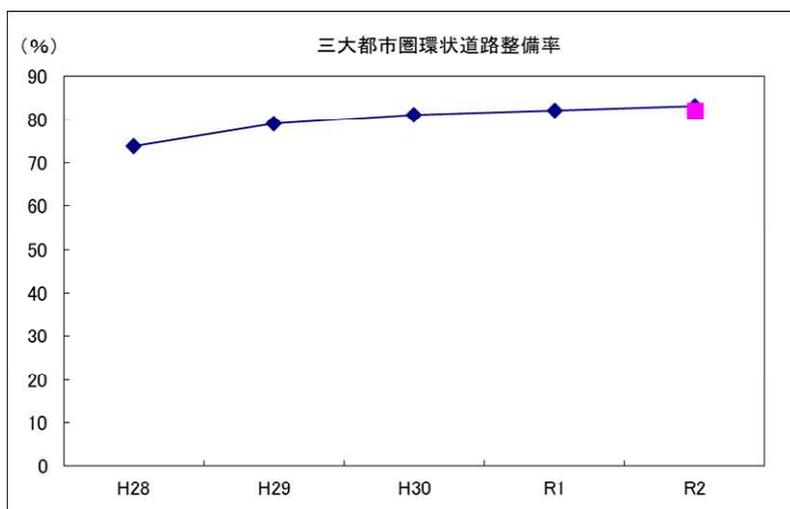
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
74%	79%	81%	82%	83%	



主な事務事業等の概要

三大都市圏環状道路の整備

迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備する。

(◎)

予算額：

道路整備費 17,858 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,713 億円（国費）等の内数（令和元年度）

道路整備費 20,427 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 7,627 億円（国費）等の内数（令和2年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 令和元年度及び令和2年度の期間では、東海環状自動車道（関広見 IC～山県 IC、大野神戸 IC～大垣西 IC）、阪神高速大和川線（鉄砲～三宅西）の計約 24 km が供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、令和2年度末時点で 83% である。

（事務事業等の実施状況）

- 令和2年度末供用延長 1004 km
（令和元年度・2年度新規供用延長 24 km）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、平成26年度の68%が令和2年度末に83%まで向上。目標値を達成していることから、Aと評価した。
- 都市における人流・物流の円滑化を図るため、第5次社会資本整備重点計画において、89%（令和7年度）の目標を設定し、引き続き施策を推進する。本業績指標についても、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室（室長 渡邊 良一）

関係課： 道路局 国道・技術課（課長 長谷川 朋弘）

道路局 高速道路課（課長 沓掛 敏夫）

業績指標 88

道路による都市間速達性の確保率*

(※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)

評価	
A	目標値：約55% (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 57% (令和元年度) 初期値：49% (平成25年度)

(指標の定義)

主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合

道路による都市間速達性の確保率 = 都市間連絡速度60km/h以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数 ÷ 都市間リンクの総数

(目標設定の考え方・根拠)

公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定。

(外部要因)

高規格幹線道路等の事業進捗等

(他の関係主体)

NEXCO(会社区間の事業進捗等)

(重要政策)

【施政方針】

- 菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日)「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。」

【閣議決定】

- 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)
主要都市等を結ぶ都市間のうち連絡速度60km/hが確保されている割合を平成32年度までに約55%とする。(第1章第2節2.)
- 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日)
(別紙2)5-5に記載あり

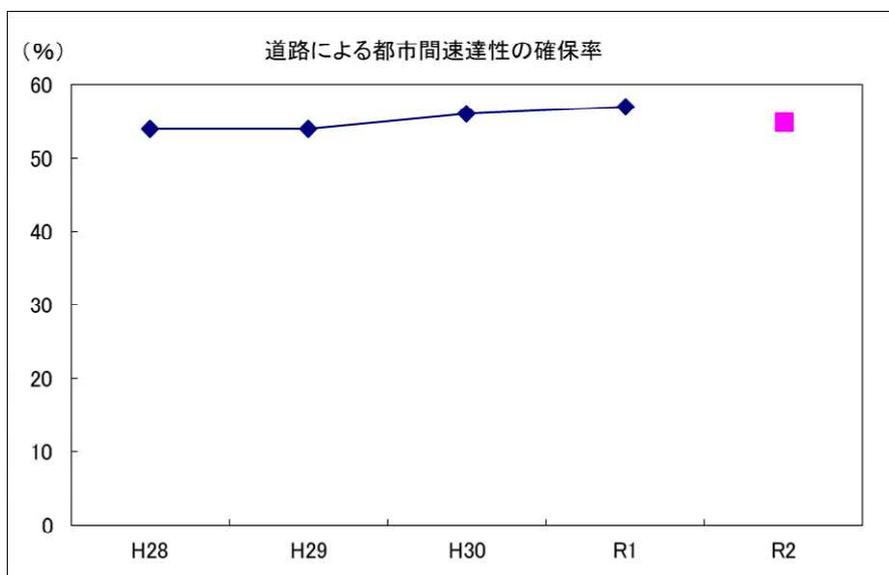
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
54%	54%	56%	57%	集計中	



主な事務事業等の概要

個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。(◎)

予算額：

道路整備費 17,858 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,713 億円（国費）等の内数（令和元年度）

道路整備費 20,427 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 7,627 億円（国費）等の内数（令和2年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○業務指標は、平成26年度から令和元年度にかけて6%増加しており、順調に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

○令和2年度末時点で、高規格幹線道路の総延長約14,000kmのうち、12,082kmが開通済。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業務指標は、平成26年度から令和元年度にかけて6%増加。目標値を達成していることから、Aと評価した。

○地方への人流・物流の円滑化を図るため、第5次社会資本整備重点計画において、63%（令和7年度）の目標を設定し、引き続き施策を推進する。本業績指標についても、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室（室長 渡邊 良一）

関係課： 道路局 国道・技術課（課長 長谷川 朋弘）

道路局 高速道路課（課長 沓掛 敏夫）

施策目標個票

(国土交通省2-㉓)

施策目標	整備新幹線の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標89は、令和2年度は外部要因により前年度に比べ数値が上昇し、②目標達成と判断した。
	施策の分析	令和3年3月のJR各社のダイヤ改正において、所要時間の増減により、3時間到達圏において比較的規模の大きな都市の入れ替わり(例:大阪への3時間到達圏において八王子市等が除外の一方、東京への同到達圏に姫路市等が追加)があったため、前年度よりも実績値が上昇する結果となった。
	次期目標等への反映の方向性	今後も広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとする。

業績指標	89 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		0万人	135万人	130万人	95万人	305万人	314万人		140万人
	年度ごとの目標値						A		
参考指標	参52 北陸新幹線、九州新幹線の開業を通じた交流人口の拡大(①北陸新幹線(令和5年度開業)、②九州新幹線(令和4年度開業))	初期値	実績値					評価	目標値
		-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		-
		①-	-	-	-	-	-		15%増(令和8年度)
		②-	-	-	-	-	-		15%増(令和7年度)
	年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	77,950	80,753	81,810	81,772
補正予算(b)		0	0	0	-	
前年度繰越等(c)		42,985	45,971	34,647	-	
合計(a+b+c)		120,935	126,724	116,457	81,772	
	執行額(百万円)	73,930	92,076			
	翌年度繰越額(百万円)	45,971	34,647			
	不用額(百万円)	1,034	0			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	幹線鉄道課(課長 川島 雄一郎)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	------------------	----------	--------

業績指標 89

鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数

評 価	A	目標値：140万人（令和5年度） 実績値：314万人（令和2年度） 初期値：0万人
------------	---	---

(指標の定義)

平成27年度以降、令和4年度までの間に5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達できる地域の人口数

(目標設定の考え方・根拠)

令和4年度に完成予定の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）、令和5年度に完成予定の北陸新幹線（金沢・敦賀間）など、広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上は全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、国勢調査による人口、現行のダイヤ設定等に基づき、5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅から、新たに3時間以内に到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。

(外部要因)

鉄道事業者のダイヤ改正等

(他の関係主体)

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定

「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成21年12月24日）

「当面の整備新幹線の整備方針」（平成21年12月24日）

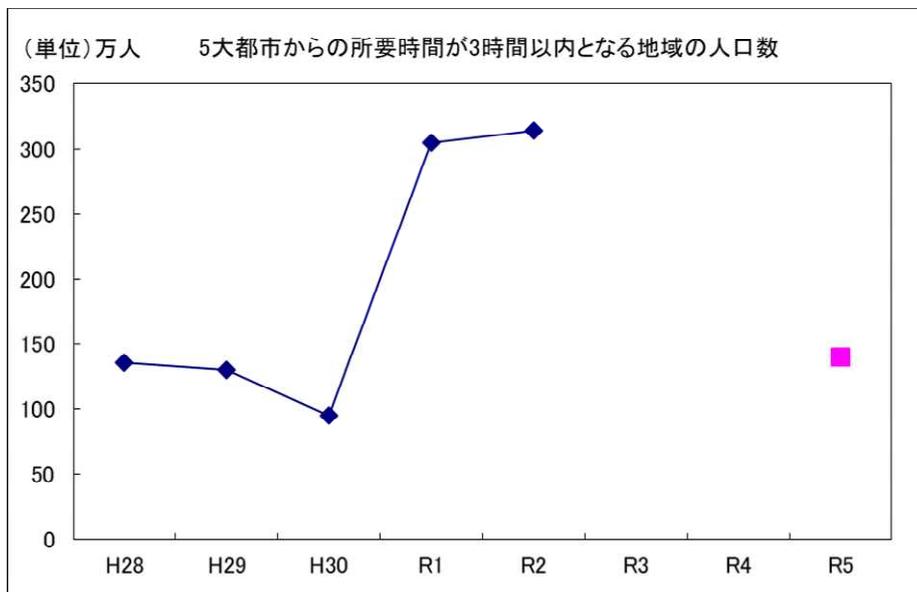
「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成22年8月27日）

「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成22年12月27日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成23年12月26日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」（平成27年1月14日）

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
135万人	130万人	95万人	305万人	314万人	



主な事務事業等の概要

・新幹線鉄道の整備

近年、整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸・新青森間）、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルート（博多・新八代間）、平成27年3月に北陸新幹線（長野・金沢間）、平成28年3月に北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）が開業した。

また、平成24年6月に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の工事実施計画を認可し、工事着工したところである。

さらに、未着工区間である北陸新幹線敦賀・大阪間については、国土交通省において概算事業費等のルート選定に係る検討に必要な項目の調査を行い、それに基づき与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて議論が行われ、敦賀駅－小浜市（東小浜）附近－京都駅－京田辺市（松井山手）附近－新大阪駅を結ぶルートとすることが決定された。

予算額：整備新幹線整備事業費補助 80,372 百万円（令和3年度）

整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 1,400 百万円（令和3年度）

（税制特例）

- ・北海道、東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置
固定資産税 標準課税 最初の5年間 1/6、その後の5年間 1/3
- ・整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 20年間 1/2

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

進捗状況は順調である。令和2年度実績値は前年度に比べ上昇したが、これは令和3年3月のJR各社のダイヤ改正において、所要時間の増減により、3時間到達圏において比較的規模の大きな都市の入れ替わり（例：大阪への3時間到達圏において八王子市等が除外の一方、東京への同到達圏に姫路市等が追加）があったためである。

目標の確実な達成に向けては、九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業による3時間到達圏人口の増加が必要であり、これらについては現在着実な整備を進めている。九州新幹線は令和4年度（2022年度）の秋、北陸新幹線は令和5年度（2023年度）末の開業を予定している。

（事務事業等の実施状況）

なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、JR各社のダイヤ改正という外的要因により、年度により実績値の増減が見られるものの、整備新幹線の整備自体は進行しており、着実に事業が進むことで3時間到達圏人口の拡大に寄与すると捉えAと評価した。

整備新幹線の整備については、令和4年度（2022年度）開業を目指す九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）、令和5年度（2023年度）年度末開業を目指す北陸新幹線（金沢・敦賀間）をはじめ3線区で着実に進行している。広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 川島 雄一郎）

関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 金指 和彦）、鉄道局参事官（新幹線建設担当）室（参事官 魚谷 憲）

施策目標個票

(国土交通省2-⑭)

施策目標	航空交通ネットワークを強化する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 全ての業績指標において目標を達成したため。
	施策の分析	業績指標90については、羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備及び成田空港における高速離脱誘導路の整備を完了し、令和元年度に令和2年度までの目標値を達成した。引き続き、成田空港については、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港の空港処理能力を年間約100万回に拡大することを目指す。 業績指標91については、航空交通容量の拡大既存ストックを活用した旅客利便性向上のための整備を行い、首都圏並びに首都圏周辺の都市において国際線が就航している都市数の増加・維持が図られた。 業績指標92については、計画どおり令和2年度をもって目標を達成した。
	次期目標等への反映の方向性	航空需要の動向等を踏まえつつ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等の目標に向けて、首都圏に限らず我が国全体の空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。目標年度を迎えた指標については今後見直しを検討する。

	初期値	実績値					評価	目標値		
		R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度	R12年度	
業績指標	90 首都圏空港の空港処理能力(*)	82.6万回	74.7万回	74.7万回	74.7万回	82.6万回	82.6万回	A	約100万回 (82.6万回+約16万回)	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/	
	91 首都圏周辺の都市における国際線就航都市数	88都市	100都市	102都市	99都市	113都市	87都市	A	アジア主要国並	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/	
業績指標	92 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	73%	79%	79%	81%	82%	84%	A	84%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/	
	参考指標	参53 LCC旅客の占める割合 (①我が国空港を利用する国際線旅客、②国内線旅客)	①7% ②6%	①19% ②10%	①22% ②10%	①26% ②10%	①26% ②11%	①24% ②11%	/	①17% ②14%
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
参54 主要航空会社の航空機操縦士の人数		5,600人	6,151人	6,389人	6,538人	6,662人	6,843人	/	6,700人	
参考指標	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/	

参55 主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数	初期値	実績値					評価	目標値
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	120人	204人	191人	246人	277人	239人	210人	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
参56 滑走路増設を図った後の滑走路処理能力(福岡空港)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R6年度末
	16.4万回/年	16.4万回/年	16.4万回/年	16.4万回/年	17.6万回/年	17.6万回/年	18.8万回/年	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	312,682	325,218	548,647	245,811	
		補正予算(b)	19,738	822	△ 232,585	-	
		前年度繰越等(c)	75,207	103,240	61,224	-	
		合計(a+b+c)	407,626 <0>	429,280 <0>	377,286 <0>	245,811 <0>	
	執行額(百万円)	293,447	354,861				
	翌年度繰越額(百万円)	103,240	61,224				
	不用額(百万円)	10,939	13,195				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	航空局	作成責任者名	政策企画調査室 (室長 吉田 誠)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	----------------------	----------	--------

業績指標 90
首都圏空港の空港処理能力*

評 価	
A	目標値：約 100 万回（82.6 万回＋約 16 万回）（令和 12 年度） 実績値：82.6 万回（令和 2 年度） 初期値：82.6 万回（令和元年度）

（指標の定義）

大都市圏拠点空港（羽田、成田、関西、中部の 4 空港）のうち首都圏空港（羽田、成田）における空港処理能力の増加。

（目標設定の考え方・根拠）

成田空港の更なる機能強化により見込まれる大都市圏拠点空港（首都圏空港）の空港処理能力の増加を目標とした。

（外部要因）

景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向

（他の関係主体）

航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）

「来年の四千万人目標に向かって、海外と地方をつなぐ空の玄関口、羽田、成田空港の発着枠を八万回増やします。」

【閣議決定】

- ・成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日）

「首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約 100 万回に拡大する。」

「2020 年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約 4 万回の発着容量拡大を実現する。」

「成田空港についても、2019 年度中の高速離脱誘導路の整備により、2020 年までに年間約 4 万回の発着容量拡大を実現する。また、2019 年冬ダイヤから A 滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第 3 滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約 16 万回の発着容量拡大を目指す。」

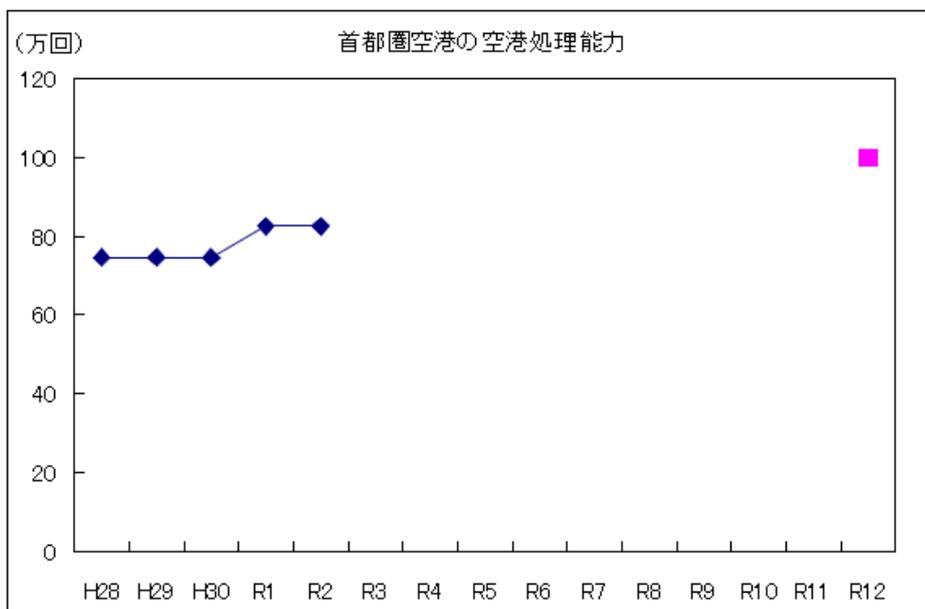
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日）

「羽田空港については、…（略）…平成 32 年までに空港処理能力を約 4 万回拡大し、国際線の増便を図る。…（略）…成田空港については、…（略）…平成 32 年までに空港処理能力を約 4 万回拡大する」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

過去の実績値					（年度）
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
74.7 万回	74.7 万回	74.7 万回	82.6 万回	82.6 万回	



主な事務事業等の概要

首都圏空港の機能強化（◎）

国際競争力の強化や訪日外国人旅行者の受入対応等の観点から、首都圏空港の機能強化に必要な施設整備等を実施。（例：羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備、成田空港における高速離脱誘導路の整備等）

予算額：空港整備事業費（首都圏空港）1,046億円（令和2年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

羽田空港の飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備及び成田空港における高速離脱誘導路の整備を完了し、令和元年度に令和2年度までの目標値（82.6万回）を達成した。引き続き、成田空港については、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等による機能強化を進めており、令和12年度の目標値を達成することが期待される。

（事務事業等の実施状況）

羽田空港については、令和元年度に飛行経路見直しに必要となる航空保安施設及び誘導路の整備を完了し、令和2（2020）年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、空港処理能力を年間約4万回拡大した。

成田空港については、令和元年度に高速離脱誘導路の整備等を完了し、令和2（2020）年3月29日から空港処理能力を年間約4万回拡大した。

その結果、羽田及び成田両空港の合計で空港処理能力が年間約8万回拡大し、令和元年度に令和2年度までの目標値（82.6万回）を達成した。引き続き、成田空港における既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等による機能強化を進める。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度までの目標値（82.6万回）の達成のために必要な事業を実施し、令和元年度に当該目標を達成したため、A評価とした。

羽田空港については、飛行経路の見直しに関し、引き続き丁寧な情報提供等を進める。成田空港については、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港の空港処理能力を年間約100万回に拡大することを目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長 武田 一寧）
航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港調査室（室長 楠山 哲弘）
関係課： 航空局航空ネットワーク部国際航空課（課長 田島 聖一）
航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 黒須 卓）

業績指標 9 1
首都圏周辺の都市における国際線就航都市数

評価

A	目標値：アジア主要都市並（令和2年） 実績値：87都市（令和2年） 初期値：88都市（平成25年）
---	---

(指標の定義)
首都圏周辺の都市において定期旅客便の国際線が就航している都市の数

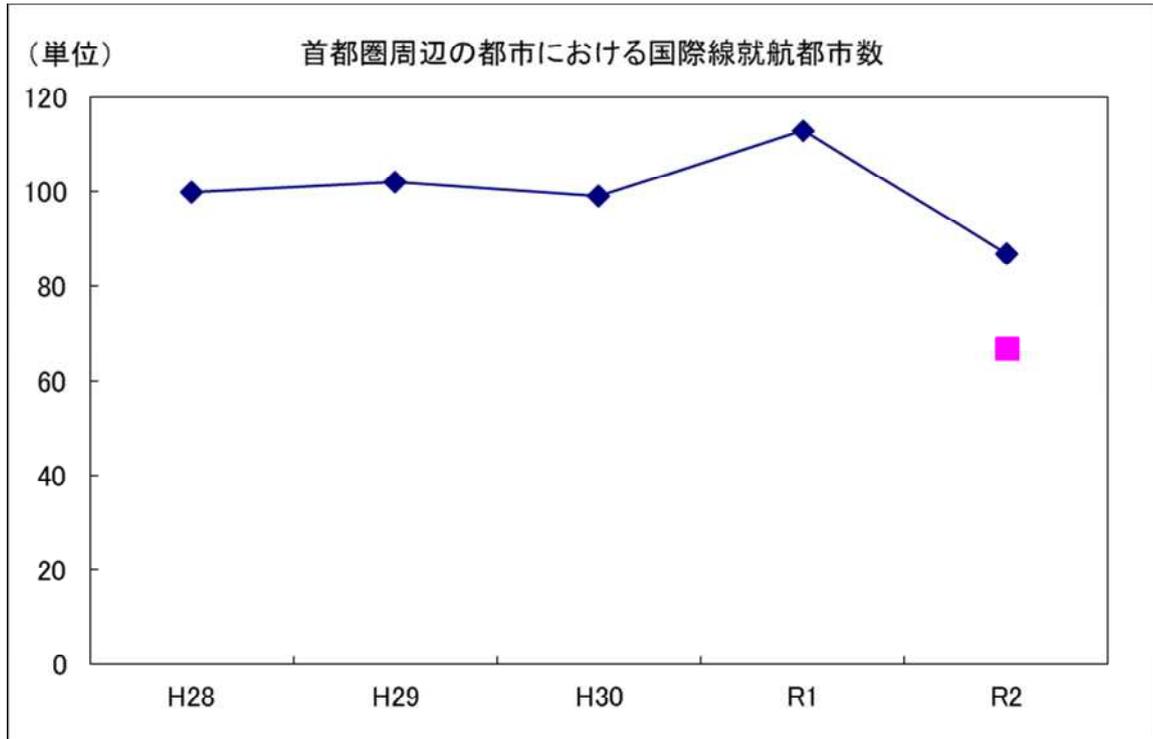
(目標設定の考え方・根拠)
「首都圏周辺の都市における国際線就航都市数」の増加は、航空交通ネットワークの強化に直結するため、比較対象としては、近隣のアジア主要5都市（ソウル、香港、シンガポール、北京、上海）が適当であり、令和2年までに上記アジア主要5都市並の就航都市数を目標とするもの。
アジアの主要都市からの国際線就航都市数（令和2年）は、ソウル（93都市）、香港（64都市）、シンガポール（89都市）、北京（45都市）、上海（44都市）であるなか、我が国の首都圏周辺の都市からの就航都市数（令和2年）は87都市である。令和2年までにこれらの都市と同等の国際航空ネットワークを構築することを目標とする。

(外部要因)
航空運送事業者（事業主体）の判断

(他の関係主体)
航空運送事業者（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
該当なし
【閣議決定】
該当なし
【閣決（重点）】
第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章」に記載あり
【その他】
該当なし

過去の実績値 (年)				
H28	H29	H30	R1	R2
100都市	102都市	99都市	113都市	87都市



※目標値はその年におけるアジア主要都市（5都市）の平均

主な事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

我が国の首都圏周辺都市からの国際線就航都市数は、基準年である平成25年の88都市から令和元年の113都市まで増加していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により令和2年の就航都市数は87都市に減少している。また、アジア主要5都市からの国際線就航都市数の平均についても我が国と同様に新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度は67都市となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要があるものの、目標年度に目標値を達成した。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ソウル	143	137	140	136	144	142	154	93
香港	138	137	135	140	147	144	155	64
シンガポール	134	148	126	125	143	136	164	89
北京	97	104	102	109	107	110	126	45
上海	83	86	87	87	98	93	105	44
アジア主要 5都市平均	119	122	118	119	127	125	140	67
首都圏周辺の都市	88	92	101	100	102	99	113	87
達成率	74%	75%	86%	84%	80%	79%	81%	130%

【目標】100%

(事務事業等の実施状況)

該当なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、上段で述べたとおり目標年度に目標値を達成した。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な航空需要の落ち込みにより、我が国首都圏周辺都市及びアジア主要5都市からの国際線就航都市数がともに減少していることが目標達成に影響したと考えられることから、今後の国際線航空需要の回復状況を踏まえ、引き続き我が国の国際航空ネットワークの強化を進めていく必要がある。

世界的な航空需要が令和元年と同水準まで回復するのが令和6年と予測されていることから、新たな目標年度を令和7年とし、さらに三大都市圏における国際線就航都市の合計数と対象を広げる定義の見直しを行う。社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）、交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）では、新たな目標として、令和元年までの傾向と令和元年の三大都市圏の国際線就航都市数が216都市であることを踏まえ、226都市と設定した。

※三大都市圏の対象となる空港については東京国際空港、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港とする。本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局総務課政策企画調査室（室長 吉田 誠）

関係課： なし

業績指標 9 2

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評 価	
A	目標値：84%（令和2年度） 実績値：84%（令和2年度） 初期値：73%（平成26年度）

（指標の定義）

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km 圏内）に居住する人口の割合（一定範囲に居住する人口 / 日本の総人口）

（目標設定の考え方・根拠）

平成 23 年度の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資および人員輸送の基地としての役割が求められる。

このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から 100km 圏内に居住する人口の割合を高める。

※ 航空輸送上重要な空港：緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港（東京国際、成田国際、関西国際、大阪国際、中部国際、新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇）

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

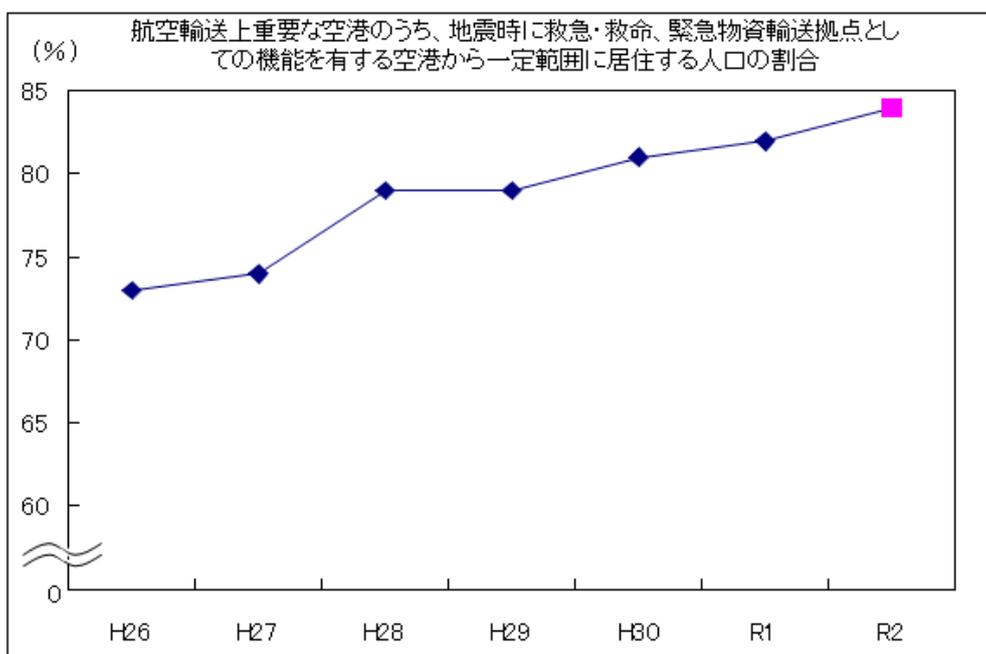
【閣決（重点）】

第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
7 9 %	7 9 %	8 1 %	8 2 %	8 4 %	



主な事務事業等の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、救急・救命活動や緊急物資輸送など様々な役割を果たすことができるよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。 ※滑走路、誘導路など

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

対象空港全てにおいて、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保したことにより、目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

令和2年度までに、航空輸送上重要な空港において、地震時の救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保するために必要な耐震対策を完了した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は目標値を達成したことにより廃止とするが、地震発生後における緊急・救命活動等の拠点機能や航空ネットワークの持続が可能となる空港について、引き続き滑走路等の耐震対策は必要である。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）、社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、地震発生後に航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合を令和7年度までに87%と設定した。

同計画を踏まえ新たな業績指標について検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長 小池 慎一郎）

関係課： 航空局航空ネットワーク部空港計画課（課長 田中 知足）

施策目標個票

(国土交通省2-⑤)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 全10指標のうち4つの業績指標では目標達成に至らないものの、主要な業績指標である業績指標98・99を含む6つの指標で目標達成もしくは目標達成に向けて順調に推移していることから「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策や、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施しているところ、主要な業績指標を中心に、数値向上に寄与しているものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	上記施策の分析のとおり、目標達成に向けた着実な進展が見受けられるが、更なる創意工夫、努力が必要と思われる施策も存在している。よって、施策の改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を実施し、令和2年度に目標年度が到達した業績指標については、これまでの実績値を踏まえ、新たな目標の見直しの検討を行う。

業績指標	93 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		86.7%	79.9%	79.9%	77.5%	75.8%	83.1%	A	82.0%
	年度ごとの目標値		82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%		
業績指標	94 都市再生誘発量(基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		-	-	2,856ha	5,163ha	7,906ha	12,098ha	A	13,500ha
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	95 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	初期値	実績値					評価	目標値
		R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		151施設	133施設	142施設	146施設	151施設	154施設	B	165施設
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	96 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	初期値	実績値					評価	目標値
		-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		-	1.04	1.02	1.09	1.15	集計中	B	1.00未満(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)
	年度ごとの目標値		1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満		
業績指標	97 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度
		66.0%	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	68.0%	B	約80%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	98 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数*	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		8	26	33	38	48	55	A	46
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	99 立地適正化計画を作成する市町村数*	初期値	実績値					評価	目標値
		R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R6年度
		310市町村	100市町村	142市町村	231市町村	310市町村	383市町村	A	600市町村
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

100 自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場共用台数	初期値	実績値					評価	目標値
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	471台	478台	486台	539台	544台	集計中	A	530台
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
101 中心市街地人口比率の増加率	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	前年度比0.13%増	0.11%増	0.04%増	0.13%増	0.15%増	集計中	B	前年度比0.2%増
	年度ごとの目標値	前々年度比0.2%増	前々年度比0.2%増	前々年度比0.2%増	前々年度比0.2%増	前々年度比0.2%増	-	-
102 物流拠点の整備地区数	初期値	実績値					評価	目標値
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
	80地区	80地区	87地区	92地区	96地区	103地区	A	97地区
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
参57 民間都市開発における公共施設等整備の誘発係数(民都機構が関わった案件の公共施設等整備費を当該案件の民都機構支援額で除したものの)	初期値	実績値					評価	目標値
	H24～28年度の平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
	4.0倍	5.1倍	3.3倍	4.7倍	3.7倍	4.2倍	-	4.0倍
	年度ごとの目標値	4.0倍	4.0倍	4.0倍	4.0倍	4.0倍	-	-
参58 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
	40.5%	41.8%	42.1%	42.5%	43.1	43.4	-	44.5%
	年度ごとの目標値	-	-	44.0%	-	-	-	-
参59 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数	初期値	実績値					評価	目標値
	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R6年度末
	-	-	63/100	94/142	151/231	集計中	-	評価対象都市の2/3
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
参60 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	初期値	実績値					評価	目標値
	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R6年度末
	-	-	44/65	100/141	160/229	集計中	-	評価対象都市の2/3
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
参61 立地誘導促進施設協定の締結数	初期値	実績値					評価	目標値
	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度末
	0件	-	-	0件	1件	1件	-	約25件
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
参62 低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数	初期値	実績値					評価	目標値
	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度末
	0件	-	-	0件	0件	0件	-	約35件
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
参63 都市計画道路の見直し(①見直しの検討に着手した市町村数の割合、②見直しを行った市町村数の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
	H29年度3月末	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度末
	①86.4% ②80.9%	-	①86.4% ②80.9%	①87.2% ②81.5%	①85.2% ②80.9%	①86.9% ②83.3%	-	①100% ②90%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
参18 【再掲】災害対応拠点を 含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	初期値	実績値					評価	目標値
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	0地区	2地区	5地区	8地区	11地区	11地区	-	15地区
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-

参考指標

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	33,440	33,489	102,978	102,522	
		補正予算(b)	11,580	18,340	12,031	-	
		前年度繰越等(c)	11,323	23,102	22,643	-	
		合計(a+b+c)	56,343	74,931	137,652	102,522	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)		32,028	51,399			
	翌年度繰越額(百万円)		23,102	22,643			
不用額(百万円)		1,213	889				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市政策課 (課長 諏訪 克之)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 93

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評価

A	目標値：82.0%（毎年度） 実績値：83.1%（令和2年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
---	---

（指標の定義）

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 （大都市圏から地方圏への転入者数）／（地方圏から大都市圏への転出者数）

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

（目標設定の考え方・根拠）

指標の値について、平成23年度以前の過去10年間の平均値である82%（81.9%）を目標値として、平成24年度から実施している。

（外部要因）

- ・新型コロナウイルスの感染症拡大、テレワーク導入の進展や働き方の変化等
- ・景気の動向
- ・総人口の減少

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

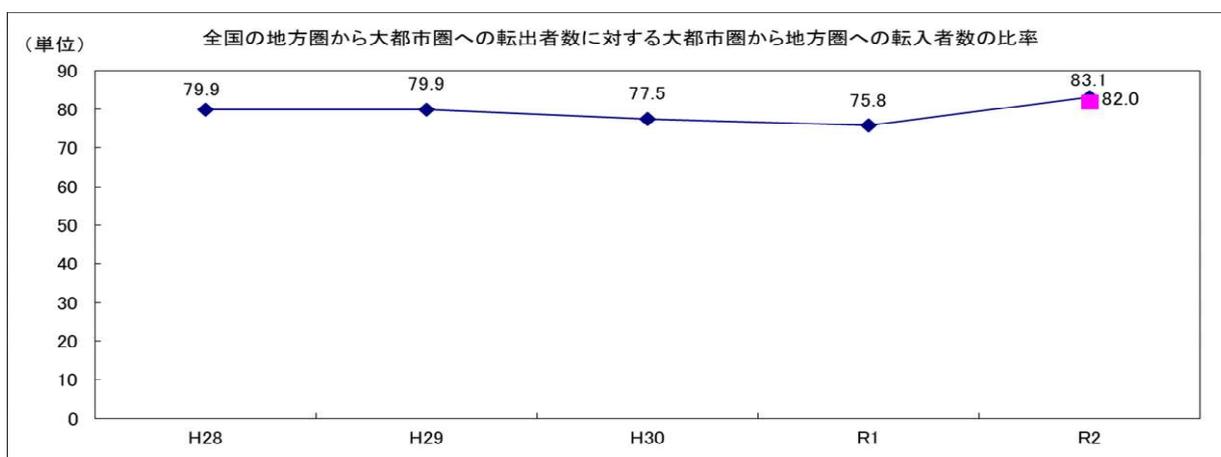
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
79.9%	79.9%	77.5%	75.8%	83.1%	



主な事務事業等の概要

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、複数の生活サービス機能や地域活動の場が集約され、周辺地域とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う。

予算額 6 2 百万円（令和 2 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和 2 年度の実績値は 83.1%（(大都市圏から地方圏への転入者数 416,165 人) / (地方圏から大都市圏への転出者数 500,777 人) × 100）となっており、目標を達成している。ここ数年の実績値を見ると、やや減少傾向であったが、新型コロナウイルスの感染症拡大等を受けて、大都市圏への転入者数が減少したこと等で、増加に転じたところである。

（事務事業等の実施状況）

- ・人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行った。
- ・市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省HPに掲載するとともに、全国の大学等に対して情報提供を行った。
- ・二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の機運を一層高めるため、関係省庁協力の下、600 を越える地方公共団体、関係団体・関係事業者等の参加を得て「全国二地域居住等促進協議会」を設立した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和 2 年度の実績値は 83.1% となっており、目標値を上回っているため A と評価した。新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、テレワークの導入や労働環境の変化、地方暮らしの機運やニーズ等が高まっている中、地方への人の流れを促進し、東京一極集中の是正や地方創生に資する取組み等が引き続き必要である。
- ・各省が連携し、東京一極集中の是正や地方創生に係る関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を通じて、三大都市圏から地方圏への転出者の増加につなげることが必要と考えられる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 呉 祐一郎）

関係課： なし

業績指標 9 4
都市再生誘発量（基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計）

評 価

A	目標値：13,500ha（令和3年度） 実績値：12,098ha（令和2年度） 初期値：－（平成28年度）
---	---

（指標の定義）
我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業（令和2年度に都市構造再編集集中支援事業へ個別支援制度化）等の基盤整備等が行われた区域等となった面積の合計を計上。

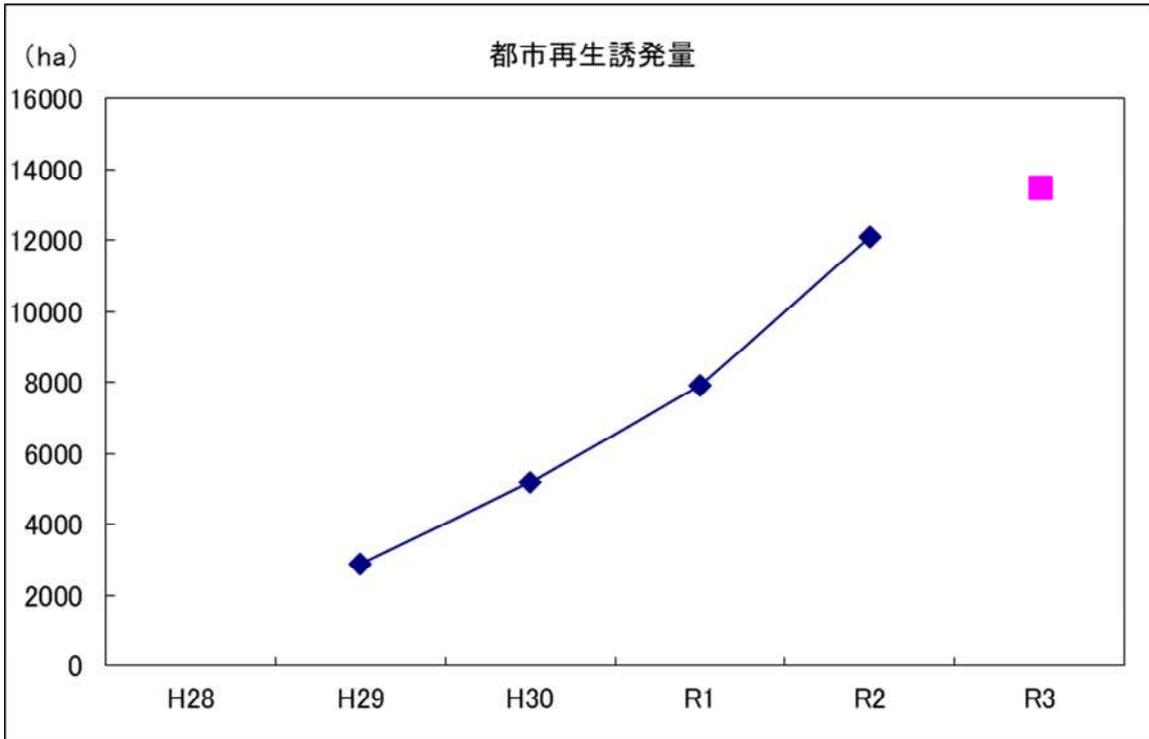
（目標設定の考え方・根拠）
民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					（年度）
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
—	2,856 ha	5,163 ha	7,906ha	12,098ha	



主な事務事業等の概要

○都市構造再編集中支援事業の推進

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。

予算額：700億円（令和2年度）の内数。

○都市再生区画整理事業の推進

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金7,579億円（令和2年度）の内数。

○都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。

予算額：11.75億円（令和2年度）

○税制上の特例措置

①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置

②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率

・仮換地指定後3年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

都市構造再編集中支援事業や都市再生区画整理事業により、まちの拠点となるエリアへの都市機能誘導による持続可能な都市構造への再構築や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 山下 英和）

都市局市街地整備課（課長 菊池 雅彦）

住宅局市街地建築課（課長 宿本 尚吾）

関係課：該当なし

業績指標 95

文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

評価

B	目標値：165施設（令和4年度） 実績値：154施設（令和2年度） 初期値：151施設（令和元年度）
---	--

（指標の定義）

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・ 研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・ 大学（大学・短大）
- ・ 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・ 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・ 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・ その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

（目標設定の考え方・根拠）

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の推移は、年平均3～4施設であり、関係府県への企業立地見込み調査の結果を踏まえ、令和元年度の151施設を初期値に、3年後である令和4年度までに165施設を目指すこととする。

（外部要因）

用途地域の変更等

（他の関係主体）

関係3府県・7市町等（建設計画策定主体及び立地施設の誘致主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

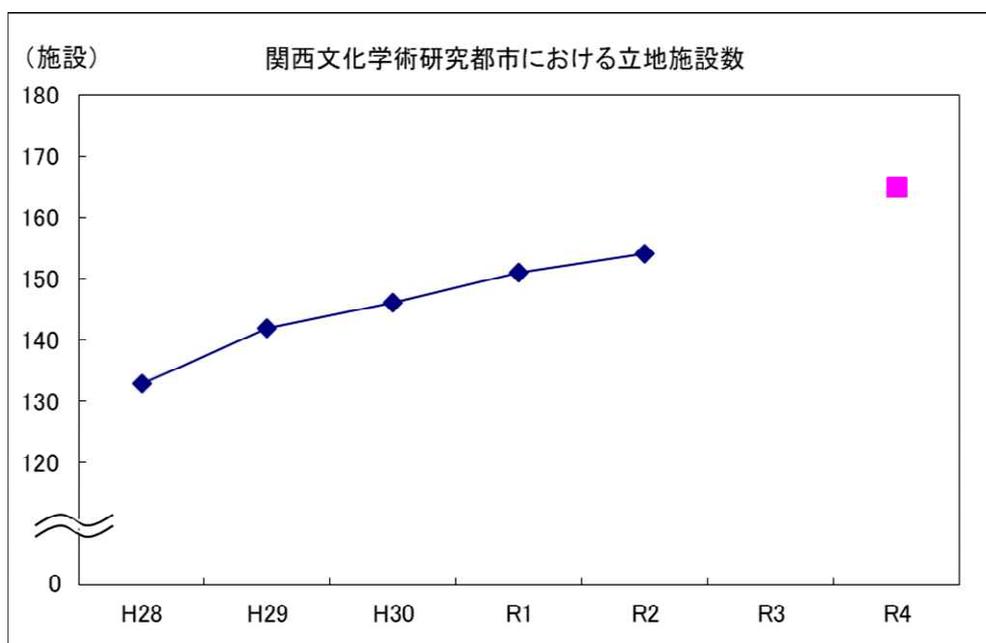
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
133	142	146	151	154	



主な事務事業等の概要

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき整備される文化学術研究施設について、一定規模以上の償却資産について、初年度の法人税の特別償却を認める特例措置（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

- ・建物及び附属設備の取得金額が3.5億円以上の場合 6/100
- ・機械及び装置の取得金額が400万円以上の場合 12/100

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は154施設であり、前年度より3施設の増加に留まっており順調でない。令和4年度に、165施設の完成を目標としているが、現時点での研究施設等の整備の進捗状況からは、目標年度での目標値達成は見込めない。

（事務事業等の実施状況）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設の税制上の特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は154施設で、前年度より3施設増加しているが、令和4年度に、165施設の完成という目標に対しては、現時点での研究施設等の整備の進捗状況から目標値を達成するとは確実に言えない状況にあるため、Bと評価した。

目標を達成するための課題として、企業の土地利用目的に合致する土地の提供が困難であったことなどから新規立地がなかなか進まなかったことがあげられるが、新たな土地区画整理事業が進められるなど、立地促進に向けた取組が行われているところである。また、令和3年度以降、新日本理化(株)京都R&Dセンター等の開所が見込まれ、今後も新規立地が期待される。

関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、令和元年度：5件、令和2年度：3件であり、令和4年度の目標達成に向けて、引き続き、関西文化学術研究都市における新規立地を促進し、文化・学術・研究拠点の形成に向けて整備を進める必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市政策課都市政策調査室（室長 吉田 元紀）

関係課： 該当なし

業績指標 96

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

評価

B	目標値：1.00 未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00 超) 実績値：集計中 (令和2年) 1.15 (令和元年) 初期値：なし
---	---

(指標の定義)

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (総務省)」により、半島振興対策実施地域 (以下「半島地域」という) における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。

※社会増減率：社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) を、期間の期末人口で除したもの

・直近値：半島地域における令和元年社会増減率 $(\Delta 23,482 (\text{社会増減数}) \div 3,993,865 (\text{半島地域総人口}) \div \Delta 0.588\%$
 半島地域における過去5ヶ年平均の社会増減率 $(\Delta 0.588\% + \Delta 0.541\% + \Delta 0.505\% + \Delta 0.500\% + \Delta 0.528\%) / 5 \div \Delta 0.532\%$ (※令和2年社会増減率は集計中)

(目標設定の考え方・根拠)

半島振興法 (以下、「法」という) は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。

評価年度の半島地域内における社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) が過去5ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には1.00超 (転出増の値が拡大) となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満 (転出増の幅は縮小) を達成することとなる。

(外部要因)

災害、景気変動

(他の関係主体)

半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

「経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月) 閣議決定」

において、「・・・地域づくり人材の確保や農山漁村体験を推進し、過疎地域、離島、豪雪地帯、半島、奄美、小笠原等の条件不利地域対策に取り組む。(第2章 3.(8))」とされている。

「経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月) 閣議決定」

において、「・・・人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。(第2章 3.(5))」とされている。

※「経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月) 閣議決定」においても、上述の事項に関し、引き続き着実に実施することとされている。

「国土形成計画 (平成27年8月閣議決定)」

において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節(4))」とされている。

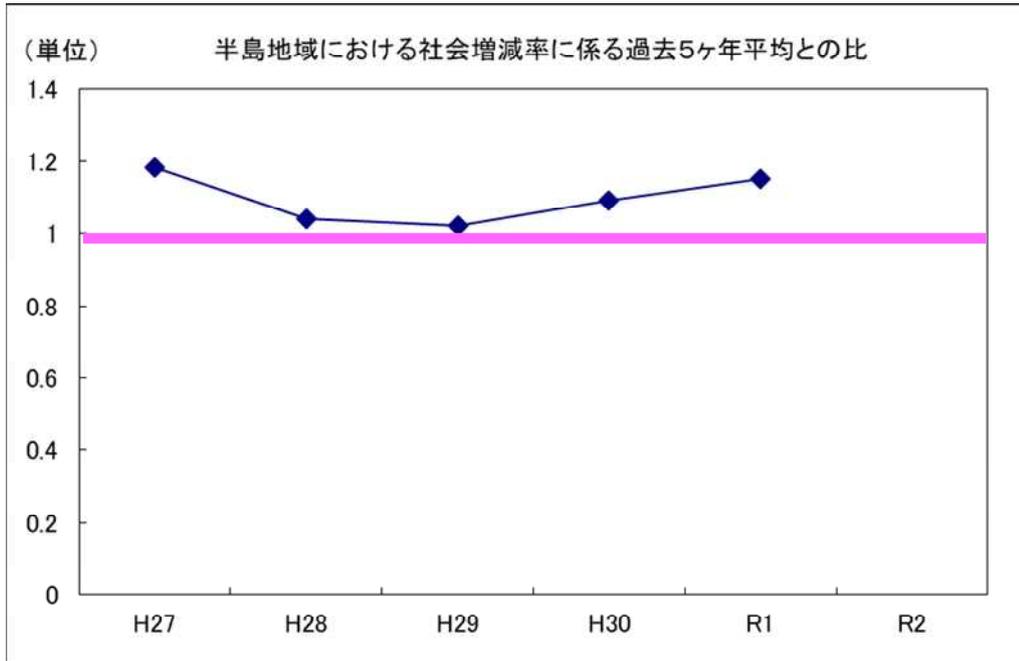
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成26年度調査 (平成25年度の数值) から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値				(年)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
1. 0 4	1. 0 2	1. 0 9	1. 1 5	集計中



主な事務事業等の概要

- ・半島地域振興対策事業経費（令和2年度）
半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援
（予算額：69百万円）
- ・半島地域における工業用機械等に係る割増し償却制度（所得税・法人税）（令和4年度末まで適用）
半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、5年間の割増償却を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
実績値は、平成27年の法改正以降、一時目標値に近づいたものの平成30年以降から遠ざかっており、令和2年度（集計中）において目標値を達成できない可能性があることから、順調でないと判断した。
- (事務事業等の実施状況)
・半島地域の複数の取組主体が実施する地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業に対して所要の補助（半島振興広域連携促進事業）を行った（半島22道府県中15道府県）。
・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては、事業者等に5年間の割増償却や固定資産税等の不均一課税が認められていることから、産業振興促進計画の策定率向上及び税制活用実績数増加を図るため、関係道府県及び市町村への制度周知等を行い、普及促進に努めた。
・現行法の適用期間（10年間）の2分の1を経過したことを踏まえ、平成27年の法改正以降の半島振興に係る中間評価と、課題・可能性を検討し、今後の半島振興施策のあり方の整理を行うとともに、半島地域の魅力向上のための施策を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度の実績値（令和2年度実績値は集計中）は、これまでと比較して目標値から遠ざかっており、半島地域においては、依然として地理的条件不利性による地域産業の低迷、高齢化の進行、若年層を中心とした人口流出、地域コミュニティの弱体化等の課題が存在していることから、目標達成までに至らなかったためB評価とした。

一方で、産業振興促進計画の策定率は100%に到達しており、税制適用件数についても増加傾向にあること、また、半島振興広域連携促進事業についても半島地域の自立的発展に向けた取組が実施されていることから、今後、これらの効果が漸次指標に現れると考えられる。

今後も関係地方公共団体や半島地域の民間団体に対して、半島振興法並びに事業の意義及び内容の継続的かつ丁寧な説明に努めつつ、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住促進を図るための取組支援を行うとともに、税制適用件数の増加に努めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室（室長 出口 岳人）

関係課：

業績指標 97

共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

評価

B	目標値：約80%（令和4年度） 実績値：68%（363市町村）（令和2年度） 初期値：66%（351市町村）（平成29年度）
---	--

(指標の定義)

豪雪地帯に指定されている市町村（532市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合（共助等による除雪体制が整備された豪雪地帯の市町村数/豪雪地帯の市町村数）。

共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。

- ・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
- ・「地域内外の担い手（ボランティア等）による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている。

(目標設定の考え方・根拠)

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。

このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）」に係る規定が追加された。

高齢化・過疎化が進み、雪処理の担い手が不足している豪雪地帯の市町村において、令和4年度を目途に、全532市町村の約80%となる425市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

(外部要因)

過疎、高齢化、気象変動

(他の関係主体)

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等）
- ・豪雪地帯の指定を受けた24道府県及び532市町村
- ・自治会 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月7日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

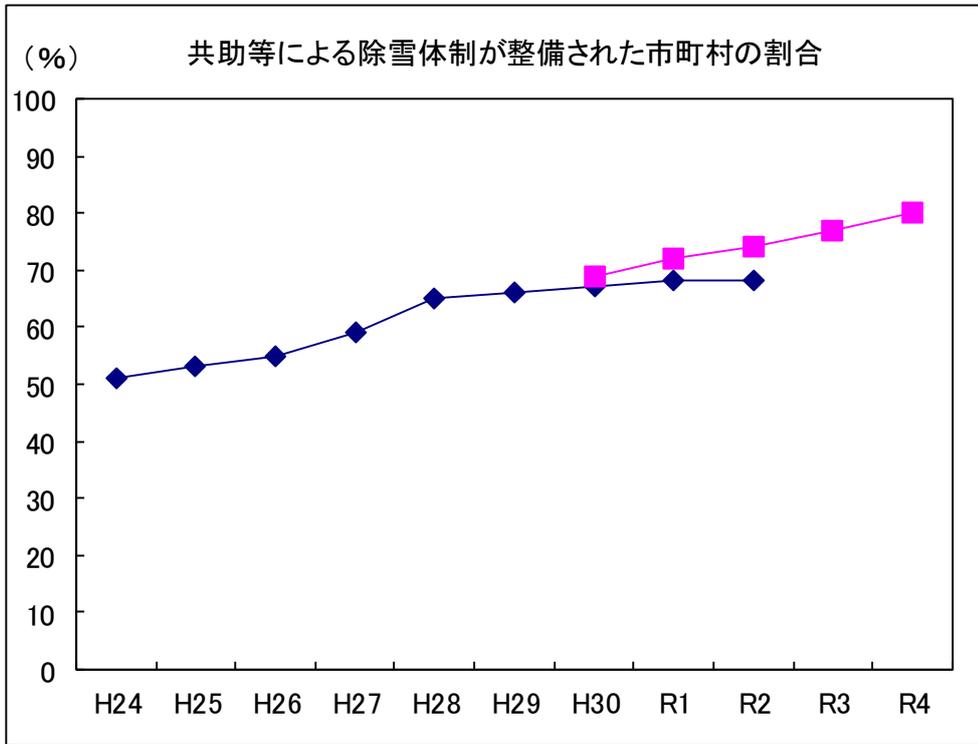
【閣決（重点）】

なし

【その他】

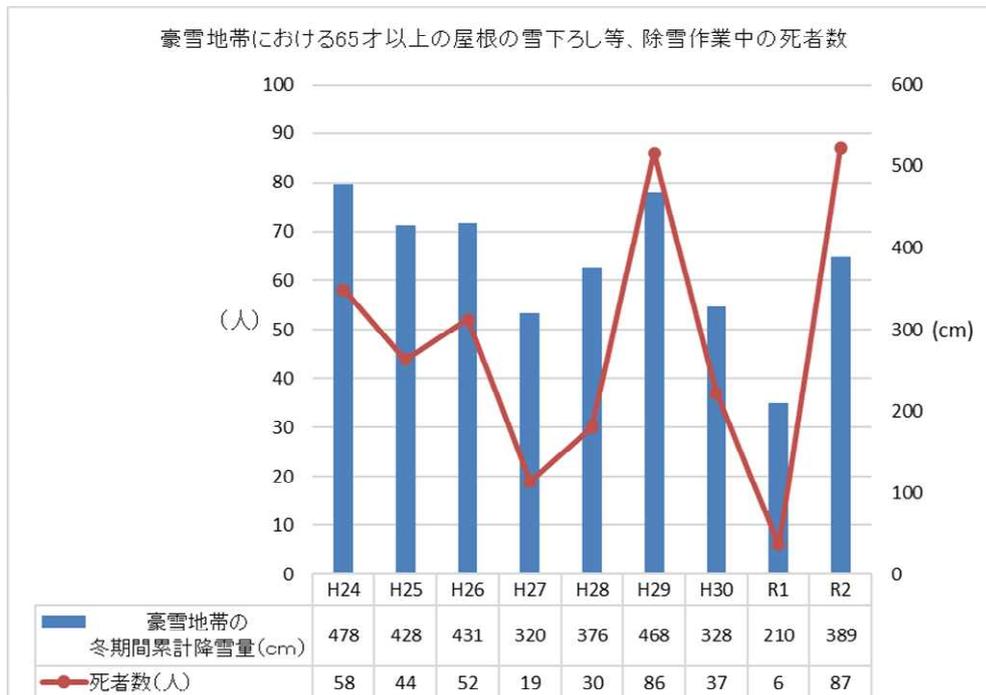
なし

過去の実績値（初期値（H29）以前の実績値も含む）							(年度)	
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
51%	53%	55%	59%	65%	66%	67%	68%	68%



※豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値								(年度)	
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
58人	44人	52人	19人	30人	86人	37人	6人	87人	



※令和2年度の冬期間累計降雪量は推計値

※令和2年の死者数は令和3年2月28日現在

主な事務事業等の概要
<ul style="list-style-type: none"> 豪雪地帯に係る調査・検討 <p>豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。</p> <p>予算額：25百万円（令和2年度）</p>

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

実績値は、上昇傾向にあるが、微増であるため、順調でないと判断した。

(事務事業等の実施状況)

- ・雪害による被災者の事故原因分析、地方公共団体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、平成24年3月の法改正時、同年12月の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保、地域における除排雪の体制の整備に関する状況分析・検討を行った。
- ・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備や屋根の雪下ろし等の除雪作業中の安全の確保等の取組を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援するとともに、その取組を取組事例集としてとりまとめ、HPによる周知を図るとともに、関係する地方公共団体等に克雪体制整備の普及拡大への協力要請を行った。
- ・克雪体制づくりの課題に直面している豪雪地帯の市町村等に対して、共助除排雪体制の整備促進及び除排雪に関する安全対策の強化を図るため、克雪体制について、専門的な知識や豊かな経験を有する者を地域アドバイザーとして派遣し、助言等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和2年度の実績値は、初期値設定から上昇傾向ではあるが微増であり、令和4年度までに目標値を達成しうる上昇率ではなかったことから、現時点における評価は「B」とした。
 - ・人口減少及び高齢化が著しい豪雪地帯においては、共助等による除雪体制の整備が強く求められているなか、地域では、体制整備のための人材の確保及びノウハウ不足が課題として指摘されている。
- このため、今後もアドバイザー派遣等克雪体制整備に向けた取組への支援及びモデル的な取組事例の情報提供の充実強化を通じて、豪雪地帯における共助体制の整備促進を図っていく。

※ 施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。

- ・過去の動向から、死者数は降雪量に左右される数値であるとみられるが、平成29年度及び令和2年度の死者数が特に増加しているのは、当該年度において、平成に入ってから平均累計降雪量を上回る降雪となったためであると考えられる。また、令和2年度においては、過疎高齢化や新型コロナウイルスの影響で除雪の担い手が特に不足したことも大きな要因の一つと考えられる。なお、令和元年度冬の降雪量はかなり少なく、その影響もあり死者数は減少したものと考えられる。
- ・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局地方振興課（課長 呉 祐一郎）

関係課：

業績指標 98

特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数（*）

評価

A	目標値：46件（令和2年度） 実績値：55件（令和2年度） 初期値：8件（平成26年度）
---	--

（指標の定義）

都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の中で、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の事業完了数。

（目標設定の考え方・根拠）

大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定する。

（外部要因）

景気の動向、関係者間調整 等

（他の関係主体）

地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

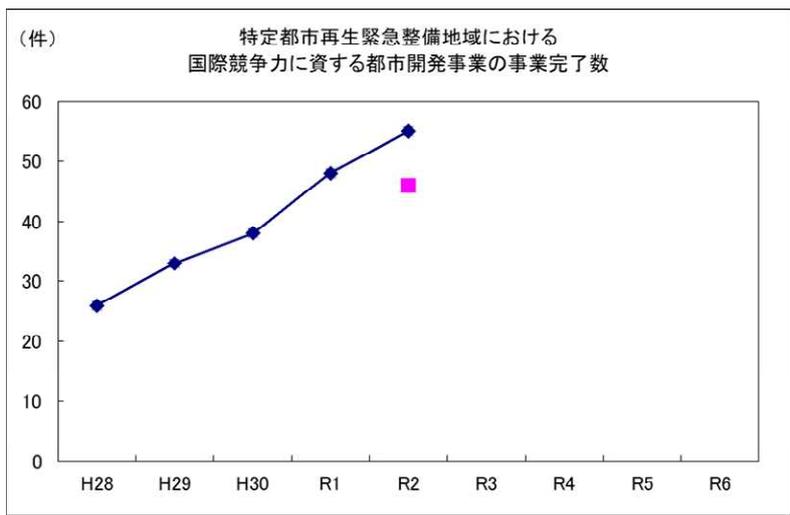
まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日）「地域経済の核として成長を期待される都市において、道路、鉄道施設等のインフラ整備や複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進する。」（第3章 4.（1）①（c））

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
26	33	38	48	55	



主な事務事業等の概要

○国際競争拠点の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。（令和2年度：130億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

目標年度に目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)

都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は着実に推移し目標を達成したため、Aと評価した。今後も現在の施策を着実に推進していくこととしており、今後本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：市街地整備課（課長 菊池 雅彦）

街路交通施設課（課長 荒川 辰雄）

関係課：まちづくり推進課官民連携推進室（室長 小路 剛志）

業績指標 99

立地適正化計画を作成する市町村数*

評 価

A	目標値：600 市町村（令和 6 年度） 実績値：383 市町村（令和 2 年度） 初期値：310 市町村（令和元年度）
---	--

(指標の定義)

都市計画区域が指定されている市町村 1,374 市町村(平成 28 年 3 月 31 日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を作成する市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

- ・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。
- ・当初、立地適正化計画の作成意向のある約 150 市町村（平成 26 年 9 月末時点調査）において、令和 2 年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を 150 市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約 300 市町村（平成 29 年 7 月末時点調査）において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和 6 年度末までに目標作成都市数を 600 市町村と設定。

(外部要因)**(他の関係主体)**

市町村（立地適正化計画の作成主体）

(重要政策)**【施政方針】**

- ・第二百四回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）「震災の経験も教訓とし、さらに、ここ数年の相次ぐ水害やこの冬の大雪、災害の激甚化の中で、災害発生時には、万全な対応を速やかに行います。防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。五年集中で、事業規模十五兆円を目途に対策を実施します。大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、ダムの事前放流、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策により住民の命を守ります。

【閣議決定】

- ・都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号）
- ・都市再生基本方針（令和 2 年 9 月 1 日）
我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害から人命を守ること等を推進していくため、都市の基本的構造の在り方について見直しを行い、コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要である。（第一.1）等
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日）
立地適正化計画と地域公共交通計画の一体的策定等を通じてコンパクト・プラス・ネットワークを促進するとともに、交通マネジメント、ハザードエリア等の土地利用規制、移転の促進に向けた支援などのまちづくりと一体となった社会資本整備を行う。（第 3 章 2. (1)）等
- ・第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2020 改訂版（令和 2 年 7 月 17 日）
居住者が健康で快適な生活を送ることができる持続可能な地方都市の実現に向け、医療・福祉・商業等の生活サービスや居住誘導による都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成を進める。
（本論. 第 2 章. 基本目標 4）等
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日）
立地適正化計画、地域公共交通計画等に取り組む地方公共団体に対して、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークや地方再生の取組の裾野を拡大する。（第 3 章. 4. (1)）等
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。（第 2.3.2. (2)）
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日）
持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。（5. (12)）等

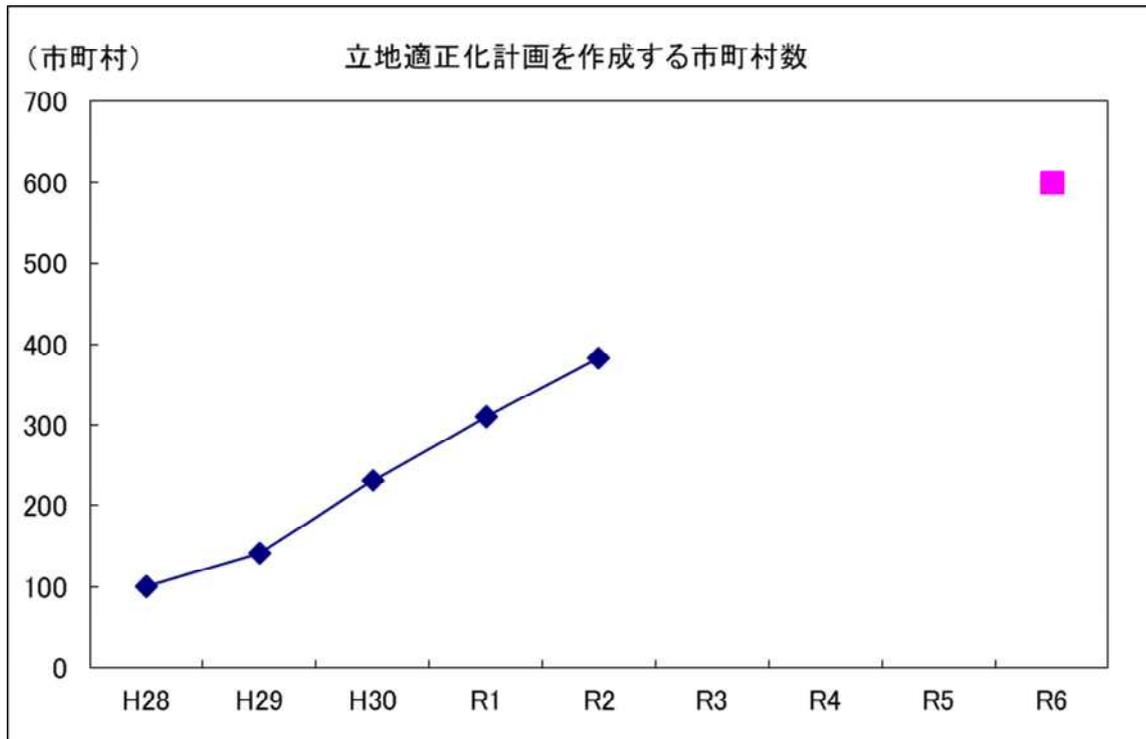
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
1 0 0 市町村	1 4 2 市町村	2 3 1 市町村	3 1 0 市町村	3 8 3 市町村



主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業
市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。
予算額：5.0 億円（令和 3 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。
今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課（課長 堤 洋介）
関係課：

業績指標100
自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数

評価

A	目標値：530台（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 544台（令和元年度） 初期値：471台（平成27年度）
---	--

(指標の定義)
 自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数
 = 自動二輪車駐車場供用台数 / 1万台あたりの自動二輪車保有台数
 ※自動二輪車駐車場供用台数は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設、自転車等駐車場での受入れの合計値

(目標設定の考え方・根拠)
 直近3か年の自動二輪車駐車場整備比率の平均伸び率である1.5%のトレンドで目標を設定。

(外部要因)

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

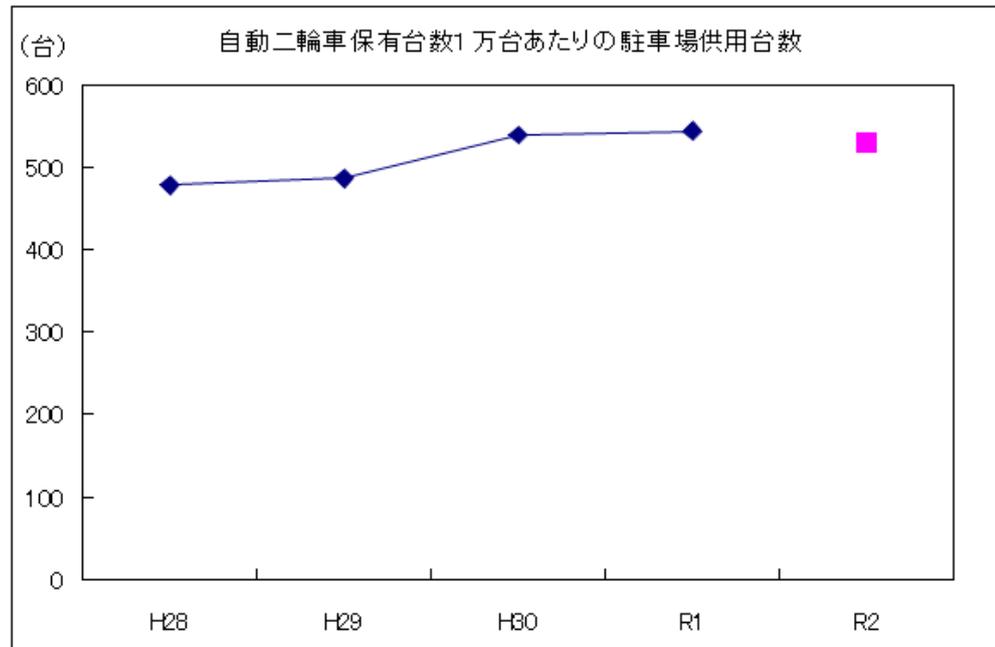
(重要政策)
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（台）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
478	486	539	544	集計中	



主な事務事業等の概要

各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより自動二輪車駐車場整備を推進するとともに、既存の駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議等において働きかけを行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数は、着実に増加しており、目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

令和2年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、地方公共団体向けの全国駐車場政策担当者会議や事業者団体向けの研修会等において自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受入れについて働きかけを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は集計中であるが、令和元年度時点で目標値を達成していることから、「A」評価とした。目標年度が到来したが、自動二輪駐車場が未だ不足している地域もあることから、引き続き自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受け入れを推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて令和7年度を目標年度として見直しを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長 荒川 辰雄）

関係課：

業績指標 101

中心市街地人口比率の増加率

評価

B	目標値：前年度比 0.2%増 実績値：集計中 (令和2年度) 0.15%増 (令和元年度) 初期値：0.13%増 (平成25年度)
---	--

(指標の定義)

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なか居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。

※ 中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

※ 中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口
 中心市街地人口比率の増加率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

(目標設定の考え方・根拠)

中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。

市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。

中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。

(外部要因)

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

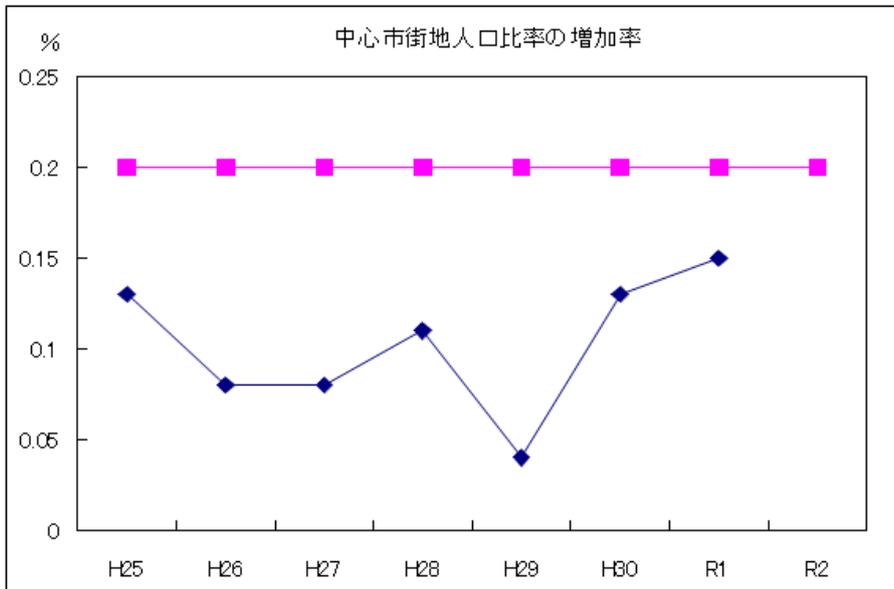
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（％）							（年度）	
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
0.13	0.08	0.08	0.11	0.04	0.13	0.15	集計中	



主な事務事業等の概要

- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金 6,311 億円 [当初予算] の内数（令和 3 年度））
- 中心市街地における共同住宅の供給を促進
中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成 18 年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金 6,311 億円 [当初予算] の内数（令和 3 年度））
- 暮らし・にぎわい再生事業
都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備などや、計画コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業で平成 18 年度に創設している。
予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金 6,311 億円 [当初予算] の内数（令和 3 年度））
- 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成 30 年度は 0.13% 増加、令和元年度は 0.15% 増加と目標値の達成には至っていないものの、中心市街地人口比率は増加傾向にあることから、一定の効果があるものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）や優良建築物等整備事業（市街地住宅供給型）などの施策により街なか居住の推進を、暮らし・にぎわい再生事業などにより都市機能の向上やそれらの計画作成・コーディネートについて支援し、中心市街地の活性化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

人口減少等に伴う社会情勢の変化により、中心市街地人口比率の増加率の伸びは鈍化しており、目標を達成していないため「B」と評価した。しかしながら、中心市街地人口比率は増加傾向で推移しており、目標値である前年度比 0.2% 増について、令和元年度では、評価対象となる 49 市のうち 26 市で達成しており、コンパクトシティ施策の効果が発現してきた。このため継続して、中心市街地の活性化を長期的な視点で推進すべく、目標を前年度比 0.2% 増とし、引き続き支援制度の活用促進や税制特例措置といった各種施策を講じることで、街なか居住や街なか再生の実現を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 山下 英和）
関係課：都市局まちづくり推進課（課長 光安 達也）
都市局市街地整備課（課長 菊池 雅彦）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

業績指標 102
物流拠点の整備地区数

評価

A	目標値：97地区（令和3年度） 実績値：103地区（令和2年度） 初期値：80地区（平成28年度）
---	---

（指標の定義）
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

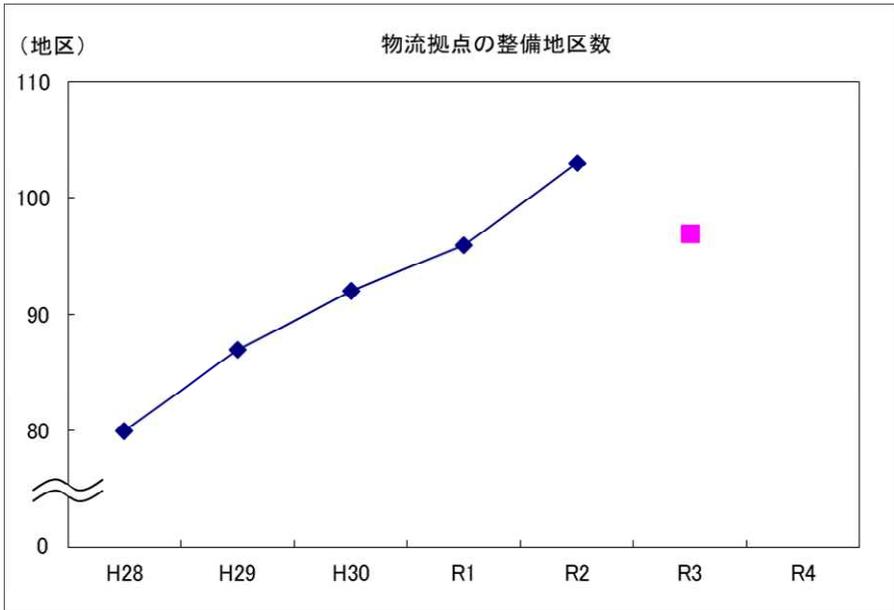
（目標設定の考え方・根拠）
総合物流施策大綱（2017-2020）に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、令和3年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
地元との調整等

（他の関係主体）
地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）（平成29年7月28日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
80	87	92	96	103	



主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進
流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度までの実績値は103地区であり、前年度比で7件増加している。実績値が目標値を上回っており、今後、令和3年度にはさらに4地区の整備完了を予定しており、目標年度である令和3年度までに、整備完了地区数の目標値である97地区を超える物流拠点の整備完了を達成している。

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は着実に推移し、目標年度の到達前に目標を達成したことから、現在の施策を着実に推進することが適切であり、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していくこととしており、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長 菊池 雅彦）

関係課： 該当なし